

# 点検・評価報告書

令和5年4月

愛媛県立医療技術大学

# 目次

序章	2
本章	
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	24
第4章 教育課程・学習成果	28
第5章 学生の受け入れ	48
第6章 教員・教員組織	57
第7章 学生支援	63
第8章 教育研究等環境	73
第9章 社会連携・社会貢献	83
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	89
第2節 財務	101
終章	105

## 序章

愛媛県立医療技術大学は、昭和63年4月開学の愛媛県立医療技術短期大学を前身とし、平成16年4月に1学部（保健科学部）2学科（看護学科・臨床検査学科）の4年制大学として開学した。設置者は愛媛県であり、「生命の尊重」を基本理念として、愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育および研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療および福祉の向上に寄与することを目指している。

平成20年3月に大学として初めての卒業生を送り出し、同年の自己点検・評価について平成21年度末に大学基準協会から認証を受けた。平成22年度からは大学基準協会の正会員となっている。平成22年4月に愛媛県の設立する公立大学法人に移行し、地方独立行政法人法に基づいた運営を行うこととなった。愛媛県知事の示す中期目標に対する中期計画（計画期間6年間）を作成し、認可を受けて運営を行っており、令和4年度からは第3期中期計画期間となっている。

平成24年度には1年課程の助産学専攻科を開設し、平成25年度入学生から保健科学部の入学定員を20人増員、平成26年4月には1研究科（保健医療学研究科）2専攻（看護学専攻・医療技術科学専攻）の大学院を開設した。令和4年度の収容定員は、保健科学部看護学科300人、同臨床検査学科100人、助産学専攻科15人、大学院保健医療学研究科看護学専攻10人、同医療技術科学専攻6人の計431人である。令和3年度までの卒業生の累計は、看護学科1,028人、臨床検査学科333人、助産学専攻科110人、看護学専攻29人、医療技術科学専攻9人の計1,509人となった。

平成28年度には大学基準協会から2回目の認証を受けており、今回が大学機関別認証評価として3回目の受審である。

内部質保証については、本学の設置目的および社会的使命を達成するために不可欠と認識しており、学則等にこれを定めるとともに、内部質保証に関する方針を定めて内部質保証の責任体制・システムを明確化して取り組んでいる。本学は、外部評価として地方独立行政法人法と学校教育法による第三者評価を受けることとなっており、年度ごとおよび中期目標期間ごとに愛媛県公立大学法人評価委員会による外部評価を受けるとともに、認証期間ごとの大学基準協会の認証評価を受けている。

前回の認証評価（平成28年度）では、平成21年度評価で指摘を受けた事項への本学の対応や改革について、本学が真摯に取り組んだと評価された。一方で、努力課題として、1. 再試験の方針を明確に定めるよう改善が望まれること、2. 実習の先修要件について必修科目の不合格者への放送大学の履修を通じた単位認定に関する改善が必要であること、以上2点の指摘を受けた。この指摘を受けて、平成29年2月には運営戦略（調整）会議において指摘事項の改善の取り組みを開始し、令和2年に改善結果（改善報告書）を大学基準協会に提出した。その結果、令和3年3月に、再試験に関する事項の改善内容には懸念が残る（再報告は不要）との指摘を受けたため、これについて、再試験の方針をさらに明確化する対応を行った。

今回の自己点検・評価に当たっては、内部質保証の責任を負う組織である運営戦略会議で

企画を行い、自己点検・評価委員会に加えワーキンググループによる各分野の取りまとめや、機関別認証評価の評価員経験者で構成する専門部会による点検評価および報告書編集を行った。総務委員会、教務委員会、学生委員会など各分野の学内組織には全教職員が分担して参画しており、全学あげての自己点検・評価である。

この自己点検・評価を一つの足掛かりとして、今後もさらに魅力のある充実した大学づくりを進めていきたい。

## 第1章（基準1：理念・目的）

### 1.1. 現状説明

#### 1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）は、医学・医療の進歩や人口構造の変化に対応し、前身の愛媛県立医療技術短期大学を発展改組して、平成16年4月に1学部（保健科学部）2学科（看護学科・臨床検査学科）の大学として開設、平成22年4月に公立大学法人化し、平成24年度には看護学科において選択履修としていた助産学選択制度を廃止して、1年課程の助産学専攻科を開設した。さらに、平成26年度には1研究科（保健医療学研究科）、2専攻（看護学専攻・医療技術科学専攻）の大学院を開設しており、現在1学部2学科、1研究科2専攻、1専攻科を擁している。

本学の理念・目的は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学定款（以下「定款」という。）（根拠資料1-1【ウェブ】）および愛媛県立医療技術大学学則（以下「学則」という。）（根拠資料1-2【ウェブ】）において定められており、「「生命の尊重」を基本理念として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする」としている（根拠資料1-2：第1条【ウェブ】）。この理念・目的を踏まえて、保健科学部および看護学科・臨床検査学科、大学院（保健医療学研究科）（以下「保健医療学研究科」という。）および看護学専攻・医療技術科学専攻、助産学専攻科のそれぞれの目的を学則（根拠資料1-2【ウェブ】）および愛媛県立医療技術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）（根拠資料1-3【ウェブ】）に定めている。

保健科学部の目的は“豊かな人間性と高度な専門知識・能力を備えた人材の育成を図るとともに、保健医療分野における教育・研究・地域貢献の拠点として中心的な役割を担い、保健医療の発展に寄与することを教育研究上の目的とする”としている（根拠資料1-2：第3条【ウェブ】）。これを基盤に、看護学科では“看護学を中心とする保健医療に関わる専門的な知識の構築及び技術の開発につながる研究活動を展開し、その成果に基づく教育活動を通して、保健医療に対する社会的な要請に応え得る高度な専門知識、技術及び能力並びに高い倫理観を持つ人材を育成する”、臨床検査学科では“医学検査学を中心とする保健医療に関わる研究活動を展開し、これに基づいた専門知識及び技術を教授するとともに、保健医療に対する社会的な要請に応え得る高度な専門知識、技術及び能力並びに高い倫理観を持つ人材を育成する”ことをそれぞれの学科の教育研究上の目的としている（根拠資料1-2：第3条【ウェブ】）。

保健医療学研究科の目的は“「地域の保健医療を支える」を基本理念として、保健医療の

分野に関してより高度で専門的な学術理論及び実践能力を修得するとともに、総合的な調整能力・指導力・教育力等を有する高度専門職業人を養成することにより、本県の保健医療関係職種の質の向上を図り、もって県民の生涯を通じた健康づくりと保健医療水準の向上に寄与することを目的とする”としている（根拠資料 1-3：第 1 条【ウェブ】）。これを基盤に、看護学専攻では“看護学に関する学習に基づき現象や経験を意味付けする力、人々の健康に関連する諸現象を分析し構造化する力及び論理的に思考し人々に説明できる力を身に付け、高度な専門的能力を発揮できる職業人として、実践の場でリーダー・管理者・教育者の役割を担える人材を育成するとともに、看護学や保健医療に関する研究成果の産出を通して社会に貢献する”、医療技術科学専攻では“臨床検査学を中心とする医療技術科学領域に関する学習や経験を基盤に、卓越した臨床検査技術を駆使する力、高度で深い知識を活用した臨床検査法の開発・改良を行う力及び健康や病態診断に関連する課題を発見し解決法を自ら創造する力を身に付け、高度な専門的能力を発揮できる職業人として、実践の場でリーダー・管理者・教育者の役割を担える人材を育成するとともに、医療技術科学に関する研究成果の産出を通して社会に貢献する”ことをそれぞれの専攻の教育研究上の目的としている（根拠資料 1-3：第 5 条【ウェブ】）。

助産学専攻科については、“女性のライフステージにおける助産に必要な高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる豊かな人間性を有する助産師の育成”を教育研究上の目的としており学則に定めている（根拠資料 1-2：第 48 条【ウェブ】）。

以上により、本学では、学部においては学部と課程ごとに、研究科においては研究科と課程ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を定めている。また、その目的は、大学の理念・目的を踏まえた連関性のある教育研究上の目的としている。

**1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

<p>評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

1.1.1. にあるとおり、本学では、定款および学則において本学の理念・目的を、学則において保健科学部および看護学科、臨床検査学科ならびに助産学専攻科の目的を明示し、大学院学則において保健医療学研究科および看護学専攻、医療技術科学専攻の目的を明示している。

これら理念・目的については、本学ウェブサイトや大学案内パンフレット、大学院案内パンフレットの中に掲載し、社会一般に対して広く公表している（根拠資料 1-4～7【ウェブ】、1-8、1-9）。また、教職員及び学生に対しては、理念・目的を学生生活の手引き（根

拠資料 1-10、1-11) に掲載し配付するほか、理念・目的等からDPへの連関性について資料を作成し(根拠資料 1-12)、学内総合情報管理システム(学内閲覧専用)のログイン画面においてその確認を促し周知を図っている(根拠資料 1-13)。

以上により、本学では、大学の理念・目的をはじめ、学部および学科、研究科および専攻、専攻科ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を学則等で適切に明示し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に対しても公表できている。

### 1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を実現するため、以下のとおり、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の策定等を行っている。

《地方独立行政法人法に基づく中期目標および中期計画、年度計画》

地方独立行政法人法に基づき、設立団体である愛媛県は、本学が達成すべき業務運営等に関する目標(以下「中期目標」という。)として6年毎に公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期目標を定め、その目標に従い本学において中期計画および年度計画を設定している。現在では、第1期、第2期に引き続き、第3期中期目標(期間：令和4年4月から令和10年3月まで6年間)が示されている(根拠資料 1-14【ウェブ】)。この中期目標の前文には本学の目的が示されており、第1期から現在の第3期まで一貫して、愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することとしている。また、愛媛県は、本学が第2期中期目標期間における大学運営の実績を基盤として、前述の目的の達成に向けた取り組みを着実に実施し、さらに社会に期待される大学として発展していくように第3期中期目標を定めており、このような長期的に継続的な目標の下で、本学は計画的に、愛媛県立医療技術短期大学を前身とした1学部(保健科学部)2学科(看護学科・臨床検査学科)の大学から、平成24年度には助産学専攻科を開設し、平成26年度には大学院：1研究科(保健医療学研究科)2専攻(看護学専攻・医療技術科学専攻)を擁する大学へと発展してきた。

第3期中期計画(期間：令和4年4月から令和10年3月までの6年間)では、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」を達成するための計画として、目指すべき教育の方向、教育課程の充実・強化、教育・学修環境の整備・充実、学生の受け入れといった教育に関すること、学生支援に関すること、研究水準の向上と成果の還元や研究活動の活性化・適正化といった研究に関すること、県内保健医療福祉職への支援や地域住民との交流と支援といった社会貢献に関することの計画をそれぞれ定めている。また、「業務運営の改善及

び効率化に関する目標」を達成するための計画として、理事長を中心とする組織体制の強化、開かれた大学づくり、地域や社会に貢献する大学づくりといった運営体制に関することや教育研究組織に関すること、人事や大学運営業務に関することの計画をそれぞれ定めている。加えて、「財務内容の改善に関する目標」を達成するための自己資金及び自己収入の確保、予算や資産の効率的運用に関する計画、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」を達成するための自己点検・評価の実施、情報公開及び情報発信に関する計画、「その他業務運営に関する重要目標」を達成するための施設設備の整備活用等、危機管理・人権に関する計画を個別に定めている（根拠資料 1-15【ウェブ】）。特に“自己点検・評価の実施”の計画については、大学法人評価や大学認証評価等の外部評価結果を踏まえ、内部質保証システムの適切性を検証することとしている。また、この中期計画に基づき、事業年度毎の計画（以下「年度計画」という。）を定めている。（根拠資料 1-16【ウェブ】）、いずれも予算、収支計画、資金計画、剰余金の使途等、財政面での計画を含むものである。

以上により、大学の理念・目的等を実現していくため、設立団体である愛媛県と協調して将来を見据え、本学の目標・計画その他の諸施策を適切に設定している。

## 1.2. 長所・特色

本学は、愛媛県における保健医療従事者の育成拠点として、教育及び研究を推進し、それを通じて地域社会に貢献することを目的としており、令和2年度からは、現学長が目指す“愛顔（SMILE）あふれる大学”すなわち、学生中心の大学（Student）、使命を果たせる大学（Mission）、国際性豊かな大学（International）、地域に根差した大学（Local）、そして愛媛に貢献できる大学（Ehime）を念頭に、学長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって日々の教育・研究活動及び社会貢献活動に自立的かつ機動的に取り組んでいる。

本学のキャンパスは、松山市の郊外、「清流とほたる 砥部焼とみかんの町」砥部町に位置し、静かで恵まれた教育環境にあり、学生には4年間の大学生活を通して、人としての豊かさ、保健医療専門職としての倫理観、専門分野の知識・技術、自ら考え行動する実践力などを培うとともに、卒業後の活動においても、常に将来を見据え社会の変化や保健医療の進歩に的確に対応できる主体性や課題解決能力を身につけてほしいと考え、本学の理念・目的、各教育研究組織の目的のもと教育目標や3つのポリシーを定め、カリキュラム等を編成し教育を実践している。また図書館は蔵書数7万4,000冊で医療系の蔵書数が愛媛県で最も多く、情報科学演習室の設備やWi-FiなどのICT環境を含めて、学生が学問に専念できる環境を提供している。地域交流センターなど愛媛県の保健医療福祉に貢献する組織を有し、行政や専門職団体と連携し地域に貢献していることも長所と考えている。特に、令和4年には、愛媛県における次世代感染症医療・研究人材の養成に関する包括的連携・協力に関する協定を、本学・愛媛大学大学院医学系研究科・愛媛県立衛生環境研究所・岡山理科大学獣医学部の4者間で締結した（根拠資料 1-17）。コロナ禍を経験し、感染症を専門とする人材育成の必要性が社会において再認識される中で、本締結は地域社会



における保健、医療及び福祉の向上に寄与することが目的の本学にとって特色ある大変重要な取り組みであると考えている。

また、本学の長所の一つは、教職員が学長以下約 60 名、学生数約 440 名という小規模大学であることと考えている。教員間、教職員間、教職員学生間の距離が近く、小規模大学ならではの全教職員参加型の機動力のある大学運営や教育研究、細やかな学生支援を行っている。このような活動の成果は就職率 100%の維持や国家試験の高い合格率の維持につながっていると考えている。

### 1.3. 問題点

地方独立行政法人法に基づき策定している現在の中期目標及び中期計画は、第3期の初年度にあたる。これまでの間、中期計画（第1期及び第2期）に係る実績および各年度計画に係る実績の法人評価、認証評価機関による認証評価と多角的、専門的評価を受け、それら評価の提言等に対しては、随時、本学の取り組み等に取り入れてきた。設置団体である愛媛県との連携のもと、第1期から第3期まで各中期計画期間を超えて継続的に本学は発展してきたが、中期計画期間を超える将来を見据えたプランについては、予算等の実効的な措置を必要とするため、設置団体である愛媛県とさらなる連携が必要であると考えられる。

また、令和元年度末に発生した COVID-19 の世界的流行により、本学の教育カリキュラムの軸である臨地実習の中断を余儀なくされ、教育理念・目的の実現に対しても大きな影響を及ぼすものとなった。今後も、開学時からの理念の下、本学の特色ある教育カリキュラムやそれに基づく教育を保持することには変わりはないものの、ICT を活用した教育の高度化、臨地実習のさらなる ICT 化など、様々な取り組みを確立していくことが必要となる。本学では、コロナ禍で臨地実習ができなかったことによる技術経験の到達度に係る課題に対応するための教育プランを令和3年度に作成し、文部科学省の「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に採択された。この教育プランの効果の検証も行いながら、大学としてさらに進化を続けたいと考えている。

### 1.4. 全体のまとめ

本学は、前身の愛媛県立医療技術短期大学を発展改組して、平成16年度に大学として開設した。本学の理念・目的は、定款および学則において定めており、保健科学部および看護学科、臨床検査学科の目的は学則に、保健医療学研究科および看護学専攻、医療技術科学専攻の目的は大学院学則に、助産学専攻科の目的は学則に定めている。本学では、学部においては学部と課程ごとに、研究科においては研究科と課程ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を定めている。また、それらの目的は、大学の理念・目的を踏まえた連関性のある教育研究上の目的としている。これらの理念・目的は、大学ウェブサイトや大学案内パンフレット等を通じて社会一般に対して広く公表しているほか、教職員及び学生に対しては、学生生活の手引きや教職員向け学内総合情報管理システムにおいて周知を図っている。

また、上記理念・目的を実現していくための中・長期的計画として、設立団体の長であ

る愛媛県知事が指示する中期目標に従って、地方独立行政法人法に基づいて中期目標・中期計画を策定しているほか、上記を踏まえた年度毎の計画を予算編成と合わせて策定し、着実に執行している。

令和元年度末から発生した COVID-19 の世界的流行は、本学の教育理念・目的の実現や高度医療職人材の育成に不可欠な臨地実習に対し影響を及ぼしたことは認めざるを得ないが、「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」を通して、従来型に加えて新たな教育方法への取り組みにチャレンジしながら質の高い教育を実現していけるものと考えている。

以上により、大学基準に照らし本学の状況は良好と考える。

## 第2章（基準2：内部質保証）

### 2.1. 現状説明

#### 2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

法人組織を根拠資料 2-1、大学の教育・運営組織を根拠資料 2-2 に示す（根拠資料 2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。本学は内部質保証を大学運営における重要な取り組みと位置付けており、学則および大学院学則の第2条（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）にこれについて定めるとともに、内部質保証に関する方針（根拠資料 2-3【ウェブ】）で内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定を行っている。特に、教育活動に関する内部質保証については、教学マネジメント委員会規程および教学マネジメント指針等にもこれを定めている（根拠資料 2-4【ウェブ】、2-5【ウェブ】）。これらの規程および方針は、大学ウェブサイトに掲載し公表している。また、教授会等で全教員に周知を図るとともに、学内総合情報管理システムにおいても掲示し教職員に周知を行っている（根拠資料 1-13）。

### 内部質保証に関する方針

#### I. 基本的な考え方

本学の理念・目的を実現するため、本学は自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図る改善を行う。

#### II. 内部質保証の責任体制・システム

1. 大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長の下、運営戦略会議を置く。

運営戦略会議は、学長以下、事務局長、学部長（兼研究科長、兼助産学専攻科長）、両学科長（兼両研究科専攻長）等、教育研究組織および学位プログラム、校務等の責任者により構成され、内部質保証のために必要な取り組みや支援・調整を行う。

2. 大学は「中期目標・中期計画・年度計画」に定めた点検・評価項目を基盤として、大学・学部・学科・研究科・専攻・助産学専攻科・委員会等の各単位で、毎年度、自己点検・評価を実施し、これらを集約する組織として、自己点検・評価委員会を置く。

自己点検・評価委員会は、学長、事務局長、学部長（兼研究科長、助産学専攻科長）、両学科長（兼両専攻長）、地域交流センター長、図書館長、学生部長、事務局次長他、各委員会の委員長で構成し、集約した自己点検・評価の結果を運営戦略会議に報告する。これを受けて運営戦略会議は改善課題を指摘する。学長は、自己点検・評価結果及び改善課題に

ついて、教授会（学長以下全教員が出席）で全教職員に共有し、各教育研究組織および学位プログラム等の課題改善につなげる。

また、この点検・評価結果は毎年度、愛媛県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）においても評価を受け課題等の指摘を受ける。これらの大学および評価委員会における毎年度の点検・評価プロセスで、本学が自ら指摘する、あるいは評価委員会より指摘された課題等の改善に取り組み、その結果を再び点検・評価することで、継続的に大学活動の質保証を行う。

3. 特に、教育に関する内部質保証を担う組織として、運営戦略会議の下に教学マネジメント委員会を置く。

教学マネジメント委員会は、学長、学部長（兼研究科長、助産学専攻科長）、両学科長（兼両専攻長）及び学長が指名する3名の教員で構成し、教学マネジメント指針およびアセスメントポリシーに従って学修成果の評価を行い、各学位プログラムにおける3つのポリシーや教育課程等の教育プロセスの適切性について、大学レベル、学位プログラムレベル、授業レベルで毎年度、点検・評価を行う。その過程で、問題点や改善課題を明らかにし、教学の質向上のためのPDCAサイクルを進め、教学マネジメントの確立に資する。学長から全教職員に教授会を通じて点検結果および課題を共有し、各部局および学位プログラム等での課題改善を図る。

4. 小規模大学である特徴を活かし、大学運営のために必要な各種委員会等を研究教育組織別ではなく、大学レベルで組織運営し、全ての教職員が複数の委員会等に所属し大学運営を担う。

したがって、委員会等では大学全体レベル、学部や研究科レベル、学科等の学位プログラムレベル等の様々なレベルの活動を行い、その活動について自己点検・評価および改善を行う。日々の活動や改善への取り組みは毎月行われる教授会で全教職員に報告し学内で共有する。

5. 外部評価機関による評価を定期的に受ける。

結果は学内にフィードバックして改善を行い、大学活動のさらなる質保証を行う。

### III. 自己点検・評価結果の公表

本学の自己点検・評価結果、評価委員会による評価結果および外部評価機関による認証評価結果は、ホームページおよび愛媛県ホームページを通じて、広く社会に向けて公表する。教学マネジメント活動を通じて行われた教育の内部質保証についても本学ホームページを通じて社会に公表する。

### IV. 教職員個人における内部質保証

組織的なFD活動及びSD活動を通して、教職員それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促すとともに技量の向上を図る。

以上により、本学は内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示していると考えられる。

### 2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証に関する方針（根拠資料 2-3【ウェブ】）に定めるとおり、運営戦略会議を全学的な内部質保証の推進に責任を負う責任組織としている。運営戦略会議は、学長、事務局長、学部長（兼研究科長、兼専攻科長）、看護学科長（兼看護学専攻長）、臨床検査学科長（兼医療技術科学専攻長）、学長が指名する教員（学長補佐）で構成し、本学の学位課程である1学部2学科、1研究科2専攻、1専攻科のすべての長（兼各学位プログラムの責任者）が参画する体制となっている（根拠資料 2-6、2-7）。

また、学長以下運営戦略会議のメンバーに加えて、大学運営上の各種委員会の長等が加わる自己点検・評価委員会を設置し、中期目標・中期計画・年度計画を基盤とした各学部・学科・研究科・専攻・委員会等の自己点検を集約している（根拠資料 2-3【ウェブ】、2-8）。この自己点検結果に対して評価や課題の指摘等を運営戦略会議において行い、本学の自己点検・評価結果としている。また、この自己点検・評価結果は、業務実績報告書として愛媛県に提出され、愛媛県の法人評価委員会においてさらなる評価を受けている。

特に、教育に関する内部質保証は教学マネジメント委員会が担っており、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上等の教育の内部質保証をその役割とし、本学における内部質保証全体の責任主体である運営戦略会議から学長、学部長、学科長がメンバーとなるほか、学長が指名する教職員3名が加わって構成している（根拠資料 2-3【ウェブ】、2-4【ウェブ】）。

図 1. 大学の内部質保証と法人・愛媛県との関係

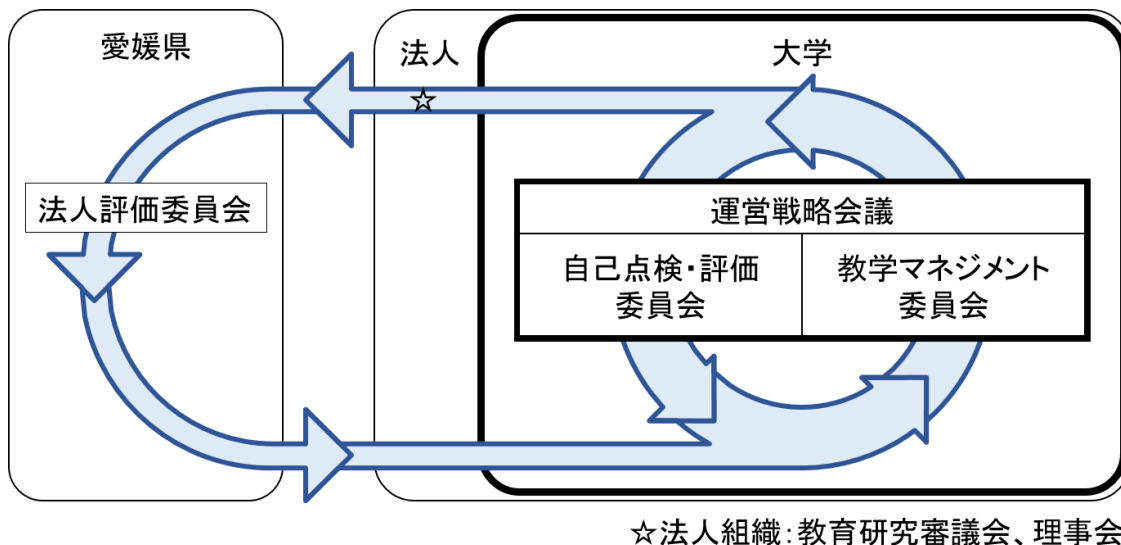
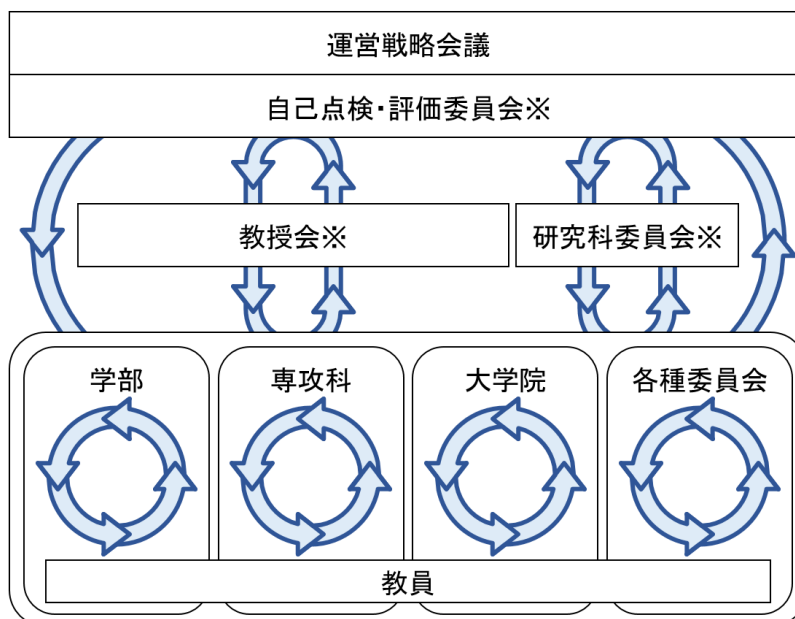


図 2. 年度計画等による内部質保証の体制

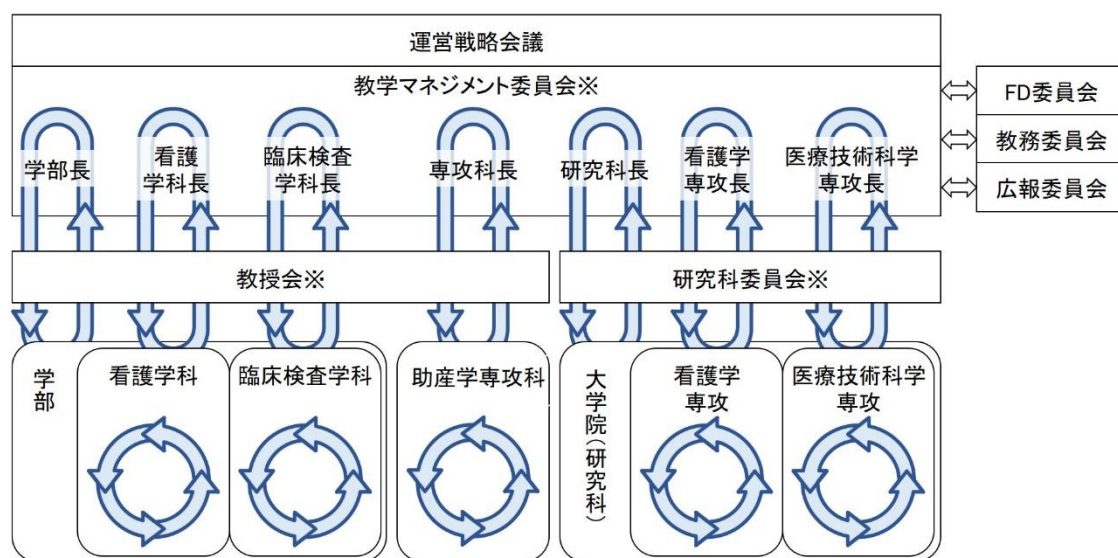
自己点検・評価に関すること



※運営戦略会議メンバーを構成員に含む

図 3. 特に教育に関する内部質保証の体制

特に教育に関すること



※運営戦略会議メンバーを構成員に含む

以上により、本学は内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると考えられる。

### 2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応
- 評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

(1) 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（以下、3つのポリシーという）の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

3つのポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方を「3つのポリシーの策定、見直しの方針」として定めている（根拠資料2-10【ウェブ】）。本学の全ての課程の3つのポリシーは、同方針と整合した内容となっている（根拠資料2-11、1-12）。

このように、本学は3つのポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方を設定している。

(2) 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施、全学内部質保証推進組織による学部・

研究科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取組、学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

#### <本学の運営体制>

本学は、教職員が総数 60 名の小規模な大学である。教員の全てが学部所属（3名は専攻科に所属し学部兼任）を基本としており、研究科教員は全て学部との兼任、専攻科教員も学部との兼任となっている。それぞれの教育研究組織の長も、学部長は研究科長・専攻科長を兼任、各学科長も各専攻長を兼任している。したがって、本学ではそれぞれの教育研究組織や学位プログラム毎に必要な事柄や仕組み、役割を十分確保しつつも、多くの運営を大学レベルで主導する一体的な取り組みが必要であり、実際に全教職員が大学レベルの複数の運営に携わっている。その基盤として、学則第 9 条により教授会の構成員を学長以下全教員としており、教授会規程によりこれを毎月定期開催することとしている（根拠資料 1-2【ウェブ】、2-12）。全教員が月に一度、一堂に会し、大学や学部・研究科等の運営や教育に関する様々な事項や各種委員会等に関する報告、審議事項等について学長、学部長、両学科長を含め全教員で意見交換を行う機会となっている。この教授会を基盤として、特に研究科にのみ関する事項については、大学院学則第 8 条および研究科委員会規程により、研究科を担当する全教員による研究科委員会（根拠資料 1-3【ウェブ】、2-13）を教授会に引き続き開催している。また、内部質保証に関する方針（根拠資料 2-3【ウェブ】）にあるように、大学運営のために必要な各種委員会等（総務委員会、教務委員会、学生委員会、図書・学術委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会等）やその他の仕組みを、学部・研究科、学科・専攻といった教育研究組織単位内ではなく大学レベルを基本として運営し、全ての教職員が教育研究組織の枠を越えて複数の委員会等に所属し大学運営を担っている。加えて、運営戦略会議のメンバーが教授会を始め、多くの運営委員会等の構成員になっており、大学内の様々な運営に大学レベルが直接関与し支援している。

#### <日々の活動における内部質保証への取り組み>

運営戦略会議が全学的な内部質保証の推進に責任を負っており、同会議は教授会に先立って毎月開催され、大学レベルの運営上の諸課題に対応するとともに、学部・研究科・専攻科における課題に対しても必要に応じて大学レベルの支援や対応を機動力良く行っている。学科長等は学科会等を通じて、学科等の単位の活動や教育の調整・評価、課題改善等のP D C Aサイクルを日々回しており、必要に応じて大学レベルの支援を運営戦略会議で求めることが可能である。また、各種委員会は、大学レベルを基本単位として組織されているが、その中で学部や研究科レベル、学科等の学位プログラムレベル等の様々なレベルの活動を行っており、各種委員会の長は、それらの日々の活動についての評価や課題改善へのP D C Aサイクルを回しながら、必要に応じその結果を教授会で全教員に報告し共有している。また、各種委員会等での諸課題については、学部長が連携・協議を行うことによって円滑な運営と改善ができる仕組みを取りながら、運営戦略会議においても学部長（兼研究科長、兼専攻科長）や各学科長（兼専攻長）が学部・研究科・専攻科、各学科および



専攻、各種委員会等の課題に対して必要に応じて報告を行い、大学レベルでの支援が検討可能な体制となっている。運営戦略会議や学部・研究科・専攻科、各学科および専攻、各種委員会等が行う日々の活動やその評価、課題等や改善への取り組みについては毎月開催される教授会において、各組織の長より必要に応じて全教員に報告され、学内で各組織の取り組みや改善が共有される仕組みとなっている。本学では以上の仕組みを通じて、各組織の運営と日々の活動のPDCAサイクルを回した内部質保証への取り組みが行われている。なお、各教員も、教員業績評価委員会（運営戦略会議と同メンバーで構成）が行う教員実績評価を毎年度受けることによって教員自身の活動についてPDCAサイクルを回す機会としており、教員自身が立てた教育研究活動等における当該年度の目標に対する自己評価を行うとともに、次年度の計画を立てて教員業績評価委員会に提出し評価を受けている。

<毎年度行う定期的な内部質保証への取り組み(中期目標・中期計画・年度計画による)>

本学では、地方独立行政法人法に基づき、中期目標の達成のための中期計画、年度計画を策定しており、これらを大学運営上の基盤として、毎年度に行う年度計画の自己点検・評価活動を通して本学の課題等を認識し、改善への内部質保証を行う機会としている。学長以下運営戦略会議のメンバーに加えて、大学運営上の組織や各種委員会等の長によって構成され、年度計画(中期計画)の達成に関する自己点検結果の集約および次年度(次期)計画の立案等を担っている。具体的には、年度計画(根拠資料2-14【ウェブ】)を基盤とした各学部・学科・研究科・専攻・専攻科・委員会等の活動に関する自己点検を各組織等の長に依頼し、その点検結果を集約するとともに、この集約過程で認識された課題等への対応について、次年度の年度計画に反映させている。運営戦略会議では、自己点検・評価委員会で集約した自己点検結果をもとに総括と課題の指摘等を行うとともに、これを自己点検・評価結果として学長から教授会の場で全教員に周知を行い、課題改善のために必要な取り組みを関係組織等に依頼している(根拠資料2-15)。この運営戦略会議における総括と課題の指摘を含めた自己点検・評価結果は、業績実績報告書(根拠資料2-16【ウェブ】)として法人組織の審議を経て愛媛県に提出され、愛媛県の法人評価委員会での外部評価を毎年度受けている。この評価結果は業務実績評価書として愛媛県より本学に通知されるとともに愛媛県ホームページで公表されている(根拠資料2-17【ウェブ】)。この業務実績評価書の指摘内容についても、学長から全教員に教授会の場で周知を行い、課題の改善のために必要な取り組みを依頼するとともに、大学レベルで必要な取り組みの支援を運営戦略会議等で行っている。

このように、年度計画(P)の実施(D)について、自己点検・評価活動(C)を行うとともに、愛媛県の法人評価委員会による外部評価(C)も毎年度受け、その取り組みを通して本学の課題等を認識しその改善(A)に取り組むことで、内部質保証のためのPDCAサイクルを定期的に回している(根拠資料2-9:図1、2)。

<特に教育に関する内部質保証>

2.1.1 および2.1.2にあるように、特に教育に関する内部質保証は教学マネジメント委

員会が担っている。教学マネジメント指針（根拠資料 2-5【ウェブ】）に従って、本学の大学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの学修成果や教育成果の可視化に取り組み、各学位プログラムにおける3つのポリシーや教育の企画・設計の適切性の評価およびその見直しについて、あるいは各学位プログラムや教育における課題等について、学長以下各学位プログラムの責任者が一堂に会して検討を行い、必要な見直しや指示を行うことで本学の教育の内部質保証に取り組んでいる。この取り組みを年度毎に行い、教育のさらなる運用、検証及び改善・向上を再び行う仕組みとなっている。各学位プログラムの責任者は、学科会等を通じて集約した各学位プログラムごとの検討結果や課題や学科の要望等も教学マネジメント委員会に反映することが可能となっている。以上の教育の内部質保証のための取り組みの結果は教授会において全教員に周知するとともに、教育のPDCAサイクルに必要な内部質保証の方針、教学マネジメント委員会規程、教学マネジメント指針、アセスメントポリシーはウェブサイトや教授会、学内総合情報管理システムを通して全教職員に周知している。

以上のように、本学では教学マネジメント委員会が、大学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルで学修成果や教育成果の評価を行い、さらに本学の3つのポリシーや教育の企画・設計の適切性の評価や見直しを担い、本学の教育の改善などにつなげ、教育の内部質保証のためのPDCAサイクルの中心となっている（根拠資料 2-9:図3）。

・全学内部質保証推進組織は、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを、どのように運営・支援しているか。

教学マネジメント委員会に、運営戦略会議メンバーである各学位プログラムの責任者全員が参画しており、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを同委員会で運営戦略会議が直接的に運営・支援している。

・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価はどのように行われているか。

自己点検・評価委員会による年度毎の自己点検・評価で行っている。日々の活動に関する自己点検・評価・改善については組織単位で常に行われ、その結果は都度、教授会で報告されている。また、特に教育に関する内部質保証については学部・研究科による自己点検・評価について教学マネジメント委員会で点検・評価を行っている（根拠資料 2-18-1【ウェブ】、2-18-2【ウェブ】）。

・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、全学的にどのような工夫がされているか。

自己点検・評価委員会において本学の自己点検・評価を集約することにしており、同委員会は学長をはじめとする運営戦略会議のメンバーや各種委員会の長で構成されている。そのために、各教育研究組織や各委員会等による自己点検・評価については自己点検・評価委員会の中で、それぞれの自己評価の客観性や妥当性等についてピアレビューを行い、必要に応じて見直し等を求めている。また、特に教育に関する内部質保証については学部・研究科による自己点検・評価を教学マネジメント委員会で点検・評価している（根拠資料

2-18-1【ウェブ】、2-18-2【ウェブ】。

・内部質保証の取り組みは教育の充実、学習成果の向上等の取り組みにどのように寄与しているか。

本学は、毎年度の自己点検・評価結果（業務実績報告書）（根拠資料2-16【ウェブ】）において、教育の項目に関する自己点検・評価の総括と課題の指摘を行っている。大学がその課題の解決に取り組むことを、教育の充実や学習成果の向上のPDCAサイクルの一つとしており、この内部質保証の取り組みが教育の充実や学習成果の向上に寄与している。例えば、平成29年度の自己点検・評価結果（根拠資料2-19：4ページ【ウェブ】）において、新たな質の高い教育等への取り組みの必要性を課題として取り上げており、平成30年の年度計画では、アクティブ・ラーニング及びeラーニングの全学的な推進のための施設整備や運用方針を協議することとした（根拠資料2-20：1ページ【ウェブ】）。その結果、同年の自己点検・評価結果で総括しているように、能動的学修推進会議を設置してアクティブ・ラーニング・eラーニングの推進のための方針や施設機器整備に目的積立金を取り崩して進めたが、さらなる設備機器整備の必要性とその活用を課題として挙げている（根拠資料2-21：5ページ【ウェブ】）。その後も、同委員会を中心として、学内のWi-Fi整備やeラーニングシステムの開発および充実、アクティブ・ラーニングに向けた教室整備などを必要な予算措置とともに行ってきており（根拠資料2-22：6ページ【ウェブ】）、令和4年に同委員会は教学マネジメント委員会に発展的に改修された。また、平成30年の課題には国家試験合格率の向上を取り上げ、学科毎に設置した国家試験対策委員会において分析や対応の検討を行うとともに（根拠資料2-21：5ページ【ウェブ】）、令和元年度以降も、改善課題について各学科で継続して対応を行っているところである（根拠資料2-22：6ページ【ウェブ】）。

### (3) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

内部質保証の方針にあるように、本学は定期的に外部評価機関による評価を受けることとしており、平成21年度（第1期）、平成28年度（第2期）と大学基準協会において大学認証評価を受けている。いずれの認証評価においても大学基準に適合しているとの評価を受けており、平成28年度評価では、平成21年度評価で指摘を受けた事項へのその後の本学の対応や改革について、本学が真摯に取り組んだと評価された（根拠資料2-23【ウェブ】）。一方で、努力課題として、1.再試験の方針を明確に定めるよう改善が望まれること、2.実習の先修要件について必修科目の不合格者への放送大学の履修を通じた単位認定に関する改善が必要であること、以上2点の指摘を受けた。この指摘を受けて、本学では認証評価の結果受領後の平成29年2月に運営調整会議（令和4年より運営戦略会議に名称変更）で、本学に対する努力課題2点についての対応について検討し（根拠資料2-24）、いずれも教務上の指摘であったため、運営調整会議より教務委員会に対応を指示し改善にあたった。1つ目の指摘については、「『学生生活の手引き』及びシラバスにおいて再試験は実施しないと明示しているにも関わらず、実際はこれを実施しているケースが多いことから、学生の混乱を避けるためにも方針を明確に定めるよう改善が望まれる。」との指摘であった

ため、教務委員会において再試験の方針について改めて協議を行った結果、試験又は追試験で不合格となった者への再試験は今後とも必要であると判断したうえで、その旨を学生に明らかにするため、『学生生活の手引き』及びシラバスの記載を「試験又は追試験で不合格となった者には、担当教員が必要と認めたときは、再試験を行うことがあります。」との記載に見直すこととし、授業科目履修規程の改正を行った。2つ目の指摘については、「実習の先修要件である必修科目が不合格となった学生が、時間割の関係等で自校の開講科目を履修することができず留年となることを防ぐため、再履修として放送大学の科目履修を通じて単位を認定していることは適切ではないので、改善が望まれる」との指摘であったため、教務委員会において放送大学の活用方針について協議を行い、放送大学の活用目的を、実習の先修要件である必修科目の再履修から、教養教育の充実に見直すこととし、共通教育科目の選択科目に限り、2単位を限度として履修を認めるとの方針に変更して、平成30年度から新しい運用を開始した。これらの改善結果を令和2年に改善報告書（根拠資料2-25）として大学基準協会に提出したところ、令和3年3月に再試験の方針に関する事項の改善内容には懸念が残る（報告は不要）との指摘を受けた（根拠資料2-26）。この指摘について、速やかに教務委員会での検討を行い、教授会での審議の後、全ての科目で再試験を一回に限り行う方針とする対応を行った（根拠資料2-27、2-28）。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに対応する体制や仕組みは、どのように構築されているか。また、全学内部質保証推進組織はどのように関与しているか。

内部質保証の方針にあるように、内部質保証の推進責任組織である運営戦略会議が指摘事項への対応等を協議し、必要に応じて関係する組織に指示や支援を行っている。また、これらの取り組みについては、教授会や自己点検・評価委員会を通して学内に周知し対応にあたるようにしている。

#### (4) 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価委員会が集約した自己点検結果は、運営戦略会議において項目ごとに目標達成度を数値評価し、総括と課題の指摘等を付加して自己点検・評価結果としている。この自己点検・評価結果は業績実績報告書として法人組織の審議を受ける。この審議を行う法人組織は、教育研究審議会および理事会であるが、いずれも学外の委員を含んでおり、自己点検・評価の客観性、妥当性の確保に寄与していると考えている。また、業績実績報告書は愛媛県の法人評価委員会による外部評価を毎年度受けている。愛媛県の法人評価委員会のメンバーは社会における有識者や他大学の管理者等が選出されており、この点においても、点検・評価のシステムとして本学の自己点検・評価の客観性、妥当性の確保に寄与していると考えている。加えて、法人評価委員会による評価結果は、知事より県議会に報告され、県議会での質疑応答も受けている。また、財務諸表については知事に提出し、知事の承認を受けている。

#### 2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公

### 表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、公式ウェブサイトにおいて「情報公開」を設け、法人情報や教育情報を含む中期目標・中期計画・年度計画・自己点検・評価結果（業務実績報告書）・会計財務諸表、教育研究活動に係る情報（学校教育法施行規則第172条の2）・大学機関別認証評価（認証評価結果、自己点検・評価報告書）・研究活動目録などの教育研究活動等を公表しており、社会に対しての説明責任を果たしている（根拠資料 2-29【ウェブ】、2-3【ウェブ】）。

中期計画・年度計画やそれに係る業務実績、会計財務諸表等、地方独立行政法人法で公開が義務付けられている情報については、設置団体である県及び評価委員会へ提出するとともに、ウェブサイト上に掲載することが毎年度一括した流れとして遺漏なく行われている。また、毎年5月頃の大学案内パンフレットの発行後に、ウェブサイト上の大学基礎データ等の情報も併せて更新を行っているほか、掲出する学生数、教職員数等の数値データは、文部科学省へ提出する学校基本調査等、外部へ発信する情報との整合性をその都度、事務局で確認している。

### 2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、中期計画・年度計画の項目に、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置」の項目を設けており、自己点検・評価委員会における自己点検時に内部質保証の責任組織である運営戦略会議においてシステム自体の点検および評価を行っている。第3期中期計画においても「内部質保証システムの全学的な基本方針と手続きの明確化を図り、組織的・恒常的なシステム運用を推進する。大学法人評価や大学認証評価等の外部評価結果を踏まえ、内部質保証システムの適切性を検証する。」としており、内部質保証システムの適切性の評価が点検評価の対象となっている（根拠資料 1-15：7 ページ【ウェブ】）。また、大学認証評価による自己点検・評価を、本学の内部質保証システムの適切性を定期的に点検評価する機会と考えており、常に最新の大学基準を大学運営に反映させるためにも、大学基準協会による認証評価の評価委員を毎年度本学より複数名派遣するようにしている。その結果、常時、全教職員の約10%程度が評価者としての経験を有しており、本学の自己点検・評価委員会における自己点検時や運営戦略会議の構成員として本学の内部質保証やシステムの評価に関わっている。また、本学が定期的に受ける大学認証評価に先立って、こ

れら経験者を中心とした大学認証評価専門部会を設置し、内部質保証システムを含め点検を行い、本学に必要な改善等を運営戦略会議に提案するようにしている。

平成 21 年度（第 1 期）大学認証評価では、大学の内部質保証についての多数の課題の指摘があり、その改善に取り組んだ。その結果、平成 28 年度（第 2 期）大学認証評価では、本学の取り組みについて「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との評価を得ることができたが、その後も運営戦略会議が中心となって本学の内部質保証システムの見直しを継続して行っている。例えば、教育の内部質保証については、カリキュラム検討委員会および能動的学修推進会議を発展的に教学マネジメント委員会に集約し、教育に関する内部質保証を担う組織として関係規程を定め、教学マネジメント委員会を中心とした新たな教育の内部質保証の仕組みを令和 4 年に整備したところであり、今後、本体制の充実を図っていきたいと考えている。

#### 2.1.6. 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

本学の危機管理は、学長をトップとする危機管理委員会での対応を基本とし、危機の状況に応じて同委員会から危機対策本部を立ち上げて危機対応を行っている（根拠資料 2-30）。危機管理委員会は、内部質保証の責任を負う組織である運営戦略会議の構成員を基本として、学生部長等が構成員に加わり、危機対応において大学執行部が速やかに意思決定を行える体制としている。COVID-19 への対応においても、危機管理委員会を令和 2 年度 2 月に立ち上げ、令和 4 年 12 月までの間に対策本部開催を含め 57 回開催し、変化する COVID-19 の状況に応じて、危機管理委員会が中心となって様々な対応を行ってきた。本学の COVID-19 への対応の概要を「本学における新型コロナウイルス感染症対策の取り組み」に示す（根拠資料 2-31）。教育の維持のための遠隔授業の速やかな導入や対面授業への柔軟な移行、きめ細やかな学生支援、BCP など各種規程の整備、大学内の衛生環境設備の整備、在宅勤務制度の導入、実習教育の維持のための大学独自の PCR スクリーニング検査、ワクチン接種への協力や保健所、宿泊療養施設などへの人員応援派遣などの地域貢献、COVID-19 に対する様々な取り組みを行い、本学の教育の質の維持・向上、地域貢献等に努めてきたところである。このような本学の取り組みは、令和 2 年度以降の自己点検・評価の対象であり、自己点検・評価結果（業務実績報告書）に含まれている。コロナ禍前後 4 年間（平成 30～令和 3 年度）の年度ごとの本学在学生の GPA 平均は、保健科学部は 2.86、2.82、2.86、2.72、保健医療学研究科では 3.16、3.12、3.17、3.30 であり、いずれもコロナ禍前後で大きな変化は見られなかった。

#### 2.2. 長所・特色

小規模大学ならではの全教職員参加による大学運営は本学の特色といえる。毎月、教授会において学長以下大学執行部や各委員会等の長と全教職員が輪になって直接意見交換を行い、各種報告や審議など本学に関する様々な情報共有を行うとともに、学内の迅速な意見集約や意思決定を可能としており、教員や各委員会、組織等の意見を運営戦略会議等大

学運営に反映していくことが可能な基盤となっている。また、教授会以外にも、研究科委員会、自己点検・評価委員会、教学マネジメント委員会、教員業績評価委員会、入試評価委員会、地域交流センター運営会議等の内部質保証や大学運営に直接関わる委員会・会議等の全てに、内部質保証の責任組織である運営戦略会議のメンバーが構成員となって参画することにより、大学執行部が学内運営に直接的に関与している。このようなコンパクトな大学運営であるため、学長以下教育研究組織の長や各委員会等の長と全教職員の距離が極めて近い。したがって、各組織等で運営上の課題が発生すると各学科長や学部長、学長が速やかに相談・連携し、改善へのアクションを大学レベルで迅速に行える利点があると考えている。これは、学生支援でも同様で、学長以下教育研究組織の長等が学生代表との直接対話によって学生と意見を交換し、これを迅速に大学運営に反映している(根拠資料2-32)。このような改善への取り組みの積み重ねや本学教職員全員が大学運営に関与し研究教育活動を行ってきた結果が、就職率や国家試験の合格率の維持、学生による満足度の高さ(根拠資料2-33)として現れ、本学の教育や運営の成果を示唆していると考えている。

### 2.3. 問題点

本学は小規模大学の強みを生かして、全教職員が大学の運営に参画する体制で、各委員会等の基本的な運営レベルを大学レベルに置きながら、各教育研究組織内の学位プログラムレベルや授業や教員レベルの運営に携わっている。また、運営戦略会議メンバーと全教員間の距離が近いこともあって、学部長や学科長等が迅速に諸課題の解決にあたり、フットワークよく大学レベルの支援を行っている。しかしながら、今後、本学がさらに発展し、規模が拡大していく際には、全教員が毎月一堂に会する形での教授会の運営や全教職員による大学レベルを基本とした運営、主要な運営委員会等の全ての会議や委員会に学長以下運営戦略会議が必ず参画するなどの運営方法にはいずれ限界があると考えている。さらなる大学の発展を見据えて、今後、大学の規模の拡大に見合った各組織運営と大学レベルの運営の関与のあり方の検討も必要になると考えている。また、小規模大学であるが故に、各学科長や学部長、学長が学内の様々な課題に対して随時連携しやすく、速やかに改善への指導や支援、改善の確認を大学レベルで行えている利点があるものの、運営戦略会議をはじめとした大学レベルが各教育研究組織等に定期計画的に課題解決への取り組みをマネジメントする仕組みについては今後の強化が必要であると考えている。

また、教育の内部質保証については、従来、カリキュラム検討委員会、能動的学修推進会議等において、教育理念、教育目標、DPの達成等を教育成果やアンケート等を通して評価し、教育課程の改善等に取り組んできたが、さらなる教育の質保証、教学マネジメントの取り組みを行うために、教学マネジメント委員会規程、教学マネジメント指針、アセスメントポリシー等を新たに定め、教学マネジメント委員会を中心とした新たな教育に関する内部質保証の体制を令和4年からスタートさせたところである。今後は、この新たな体制のさらなる整備を進めながら、本学の教育の内部質保証体制の充実をさらに進める必要があると考えている。

加えて、内部質保証全体、大学運営全体に及ぶ知識と業務経験を有する教職員の養成が重要であると認識している。内部質保証は、PDCAサイクル等を適切に機能させること

により、教育の質の向上を図り、教育、学修等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスと定義されていることから、このプロセスには、職員個人、事務局、教員個人、教員組織、役員、学内審議機関等の様々な学内構成員、組織が関与してくる。また、自己点検・評価に加えて、外部機関による法人評価、大学認証評価といった評価があり、それぞれの評価において要求される事項や資料等の違いに適切に対応することが必要である。大学全体に及ぶ多角的な評価の有効性は認められるが、各組織との調整、評価の種類や周期が起因となり、評価業務の困難度が高いことは否めない現状にある。引き続き、認証評価の評価者の育成に努めるとともに、内部質保証全体、大学運営全体に及ぶ知識と業務経験を有する人材の養成、確保に取り組みたいと考えている。

#### 2.4. 全体のまとめ

本学は、その設立目的・理念、県立大学としての使命、学生・教員構成に鑑み、教学及び大学運営の双方の面において、内部質保証に取り組んでおり、その方針を学則、大学院学則、内部質保証の方針や中期計画および年度計画、教学マネジメント委員会規程および教学マネジメント指針等で示している。本学の内部質保証の責任組織は運営戦略会議であり、学長以下、本学における全ての学位プログラムおよびその教育研究組織の長が参画する構成になっている。運営戦略会議や学部・研究科・専攻科、各学科および専攻、各種委員会等が行う日々の活動やその評価、課題等や改善への取り組みについては、各組織の長より毎月、全教員が参加する教授会において全教員に報告され、学内で共有されている。運営戦略会議では、自己点検・評価委員会で集約した自己点検・評価結果をもとに大学としての総括と課題の指摘等を行い、結果を教授会において全教員に周知し課題改善のために必要な取り組みを関係組織等に指示・支援している。この自己点検・評価結果（業務実績報告書）は法人組織の審議を経て、愛媛県の法人評価委員会で毎年度、外部評価を受けている。この法人評価委員会からの評価結果（業務実績評価書）についても、学長から教授会で周知を行い、課題の改善のために必要な取り組みを行っている。このように本学では、日々の内部質保証への取り組み、自己点検と評価および愛媛県による外部評価を通じた毎年度定期的に行う内部・外部質保証への取り組みに加えて、大学認証評価の定期的な受審を行うことにより、本学運営の質保証のためのPDCAサイクルが多重に回る体制をとっている。

上述のような取り組みに加え、教育の内部質保証については、従来の取り組みを発展的に教学マネジメント委員会に再編成し、教育の内部質保証のための規程等を整備し、新たな内部質保証の体制をスタートさせたところである。今後は、この体制のさらなる整備を進めながら、本学の教育の内部質保証体制の充実を進める必要があると考えている。

以上により、本学の内部質保証は、小規模大学ならではの機動的な体制で行われており、大学基準に照らして良好であると考えられる。



### 第3章（基準3：教育研究組織）

#### 3.1. 現状説明

##### 3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性  
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性  
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

##### （1）大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

本学の理念・目的は、「生命の尊重」を基本理念として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解のもとに、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする”としている（根拠資料 1-2【ウェブ】）。これを実現するための教育研究上の基本となる組織として、保健科学部および保健医療学研究科を設置し、さらに専門教育組織として、1年制の助産学専攻科を設置している。保健科学部には看護学科及び臨床検査学科を、保健医療学研究科には看護学専攻及び医療技術科学専攻を設置している。愛媛県唯一の臨床検査技師および助産師の養成課程を有する教育機関でもあり、本学が地域社会の保健医療の向上に果たす役割は大きい。

以上により、本学の学部構成及び研究科構成は大学の理念・目的と適合していると考えられる。

また、大学の理念・目的、保健科学部、保健医療学研究科の教育研究目的に沿った教育研究活動を具現化するための組織として、教授会及び研究科委員会を設置しており、教学や研究に関わる内容を審議している。また、運営に関する重要事項や予算については運営戦略会議において協議し方向性を決定している（根拠資料 1-2：第9条および第11条【ウェブ】、1-3：第8条【ウェブ】、2-12、2-13、2-7、2-2【ウェブ】）。具体的な運営については、所管事項別に、総務委員会、教務委員会、学生委員会、図書・学術委員会、入試委員会、広報委員会、FD委員会等を設置しており、各所管事項の審議を行うとともに、教授会・研究科委員会に報告し協議を行い、教育研究活動の円滑な運営を図っている。保健科学部の両学科の運営、研究科の両専攻の運営は、学科長、専攻長を中心に行っており、必要に応じて学部長、研究科長が連携・協議を行うことにより円滑な運営ができる仕組みとしている。両学科ともに大講座制をとっており、各講座は原則として専門性により構成され、領域の教育研究について主体的に運営を行っている。

##### （2）大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

附属機関としては、教育研究の支援や地域貢献活動を目的とする図書館、地域交流セン

ターを設置している。図書館は、本学の教職員、学生、大学院生の学習や研究を支援することを主目的としているが、県内の専門職、他大学等の学生のほか、広く県民に開放しており、図書の利用はもとより、文献検索などにも広く活用されている。また、図書館アクションプランを定めて計画的に運営している（根拠資料 3-1【ウェブ】）。また、地域交流センターは、平成 16 年度の開学当初より、県立大学の使命である地域貢献活動を推進する拠点として設置しており、人材育成、調査研究、相談支援、情報発信、その他の地域貢献等の機能を担い、県内の行政機関、職能団体、関係機関との連携のもと、専門職をはじめ広く県民の保健医療福祉の向上に寄与している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。

以上により、本学の附属機関等は大学の理念・目的と適合していると考えられる。

### （3）教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

看護師をはじめとする医療職人材の不足が全国的な社会的課題である中で、愛媛県においても、県内における高度医療職人材の育成と確保は大きな課題であり、県立大学である本学に寄せられる期待は大きい。特に、近年のコロナ禍において、看護師・保健師とともに臨床検査技師に対する社会の要請がより大きくなる中で、先述のとおり、本学は愛媛県内で唯一の臨床検査技師の養成課程を擁する教育機関でもある。また、愛媛県における唯一の助産師養成課程を持つ教育機関としても、県内の助産師の充足にも大きな役割を担っている。高度医療職人材の育成、輩出という社会的要請を果たすために、行政・医療機関・各専門職団体（看護師、保健師、助産師、臨床検査技師）との連携を行いながら本学の教育研究組織を運営している。例えば、令和 4 年には愛媛県臨床検査技師会と本学の間で学生の教育や地域づくりに関する包括連携協定を締結し、臨床検査分野における高度医療職人材育成について臨床検査学科と臨床検査技師会が共働を進めている（根拠資料 3-3、3-4【ウェブ】）。また、コロナ禍を経験し、感染症を専門とする人材育成の必要性が社会において再認識される中で、愛媛県における次世代感染症医療・研究人材の養成に関する包括的連携・協力に関する協定を本学・愛媛大学大学院医学系研究科・愛媛県立衛生環境研究所・岡山理科大学獣医学部の 4 者間で締結した（根拠資料 1-17）。地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することが目的の本学にとって特色ある大変重要な取り組みであると考えている。

#### 3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学長が主催する運営戦略会議において、大学の運営や教育研究活動について不断の点検・評価・改善の内部質保証に努めるとともに、教育研究組織の適切性の視点からも検証を行い組織の充実を図っている。特に、地方独立行政法人法に基づく中期計画および年度計画において、「教育研究等の質の向上に関する目標」を達成するためにとるべき

措置」を定めて点検・評価するとともに、教育研究組織の点検・評価については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の一つとして項目を挙げて毎年度の見直しと改善を行っている。さらに、これらの自己点検・評価結果（根拠資料 2-16【ウェブ】）については、毎年度の業務実績報告書として愛媛県の法人評価委員会での外部評価を受けている。同委員会による評価結果（根拠資料 2-17【ウェブ】）を受けて、本学において教育研究組織の適切性を検証しながら教育研究組織の整備についての検討や改善を図っていく体制となっている。

例えば、保健医療科学研究科医療技術科学専攻について、令和2年度の自己点検・評価（根拠資料 3-5：7 ページ【ウェブ】）で、学生の受け入れという観点から医療技術科学専攻の改善を課題として取り上げ、その対応として学内応募の奨励や関係機関への働きかけ、ホームページ等広報の充実を行うこととした。また、令和3年度の自己点検・評価（根拠資料 3-6：5 ページ【ウェブ】）に示すとおり、医療技術科学専攻の教育課程をより魅力ある課程とするためのワーキンググループも立ち上げ、有効な対策として新たなプログラムの導入を検討した。その結果、令和5年度からの「感染症専門検査技師養成プログラム」の開設を決定している（根拠資料 3-7）。これらの取り組みの成果もあり、令和5年度の医療技術科学専攻の受験生数が例年に比較して大幅に増加したところである。

### 3.2. 長所・特色

大学の教育研究成果及び大学の教育研究機能を有効に活用して社会に貢献することは、県立大学の重要な役割と位置付けており、地域に開かれた大学を目指して、開学以来、地域交流センターを設置している。同センターを核として、地方自治体をはじめ地域の関係機関・団体等との連携を図りながら、地域貢献活動を展開している（第9章）。地域交流センターの主な事業は、①保健医療福祉関係職種および地域住民を対象とする人材育成、②保健・医療・福祉分野における地域課題の調査研究、③保健医療福祉関係職種に対する相談支援、④保健医療福祉に関する情報の発信、⑤その他大学の地域貢献に関する事業、であり、医療の高度化、地域ニーズの多様化に対応し、県民の要望に応えることのできる質の高い保健医療従事者の育成やレベルアップに貢献するとともに、県民および保健医療福祉専門職の交流の拠点としての役割を本学が担っていると考えている。このような地域交流センターを核とした地域貢献は、本学の長所・特色と考えている。

### 3.3. 問題点

特になし

### 3.4. 全体のまとめ

本学の学部・研究科は、理念・目的に基づいて設置されており、それらは学則及び大学院学則に明示している。また、図書館や地域交流センター等の附属機関を備え、その意義や機能を検証しながら適切に運営している。愛媛県内で唯一の臨床検査技師および助産師の養成課程を擁する教育機関であり、行政・医療機関・各専門職団体との連携や他大学との連携（協定）を結び、社会の要請に応じながら愛媛県における高度医療職人材の育成、

輩出に対する県立大学としての役割を果たすべく研究教育組織を運営している。また、教育研究組織の適切性について、運営戦略会議において、中期計画、年度計画の自己点検・評価活動を通じて定期的に評価を行っており、課題を指摘するとともに改善の取り組みを行っている。

以上により、本学は適切に教育研究組織を整備し、学問の動向や社会的要請に配慮しながらこれを運営し、適切に点検・改善の取り組みを行っており、大学基準に照らして良好であると考えられる。

## 第4章（基準4：教育課程・学習成果）

### 4.1. 現状説明

#### 4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

#### 【学部】

本学の学士課程は、医療職者の養成を目的としており、学科毎に卒業時に求められる能力を学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、以下、DP）として、「学生生活の手引き（保健科学部・助産学専攻科）」（根拠資料1-10：I 概要3～8 ページ）に掲載し、大学ウェブサイトに公開している（根拠資料4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

令和2年4月以降の入学生の看護学科DPは、「①幅広い視野と豊かな感性を身につけ、人々の権利や意思を尊重した倫理的な看護が実践できる」、「②他者との関係性を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を身につけている」、「③地域で生活する複雑・多様な対象を、専門的知識に基づき総合的に理解するための基礎的能力を身につけている」、「④看護の対象が、その人らしく生きられるように、科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力を身につけている」、「⑤地域社会及び保健・医療・福祉分野における多職種と連携・協働し、看護職の役割を拡大できる基礎的能力を身につけている」、「⑥看護専門職として、主体的・創造的に継続学習に取り組む能力を身につけている」、「⑦グローバルな視点で看護実践を科学的に探究し、看護を発展させる基礎的能力を身につけている」である。

令和2年4月以降の入学生の臨床検査学科DPは、「①幅広い知識・教養をもとに、医学検査の対象となる人を総合的に理解し、その人の権利や意思を尊重することができる」、「②医学的に必要な専門知識・技術を備え、検査データを総合的に解析する力を身につけている」、「③多職種間で連携・協働しながら医学検査の専門家として貢献できる力を身につけている」、「④医学検査とそれぞれに関連した幅広い分野の発展・向上のために、自らの能力を高める自己教育力を身につけている」、「⑤科学的思考力に基づき、医学検査の進歩・発展に対応できる学究的態度を身につけている」、「⑥医学検査を通して、社会の多様性に合わせた貢献ができる基礎的能力を身につけている」である。

#### 【大学院】

大学院修士課程は、総合的な調整能力・指導力・教育力等を有する高度専門職業人の養成を目的とし、DPは、「本研究科に2年以上在学し、目標とする学問分野を深め、所定の単位(30単位以上で履修基準に定める単位数)を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および最終試験に合格すること。さらに、教育目標に照らし、専攻ごとに以下のような能力を修得できていることを要件とする」と定めている。

令和3年4月以降の入学生の看護学専攻DPは、「①看護に関する理論学習を通して経験を意味づける力を身につけている」、「②人々の健康に関連する諸現象を分析し構造化する力を身につけている」、「③論理的に思考し他者にわかりやすく説明する力を身につけて

いる」、「④看護実践の場においてリーダーまたは管理者、教育者として個人や集団を動かす力を身につけている」、「⑤看護実践の質の向上に向けて問題意識を持ち、科学的に追求していく方法と態度を身につけている」、「⑥保健医療分野に関して広い見識を身につけている」である。

令和3年4月以降の入学生の医療技術科学専攻DPは、「①臨床検査学について自ら深く学習する力を身につけている」、「②ヒトの体の仕組みや機能を科学的に説明する力を身につけている」、「③健康・病気について論理的に思考し他者に分かりやすく説明する力を身につけている」、「④臨床検査実践の場においてリーダーまたは管理者、教育者として個人や集団を動かす力を身につけている」、「⑤臨床検査実践の質の向上に向けて問題意識を持ち、科学的に追求していく方法・技術を身につけている」、「⑥保健医療分野に関して広い見識を身につけている」である。

これらのDPは「学生生活の手引き（大学院）」（根拠資料1-11：I概要3～7ページ）に掲載し、大学ウェブサイトに公開している（根拠資料4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。

以上により、本学は授与する学位ごとにDPを設定し、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっており、それらは「3つのポリシー」としてカリキュラム・ポリシー（以下、CP）、アドミッション・ポリシー（以下、AP）とともに大学ウェブサイトにも公開し、「学生生活の手引き」に記載して全学生および教員に配布するとともに、学内外から容易にアクセスできることから、適切な対応ができていると考える。

#### 4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

学士課程・学部の学科毎、大学院修士課程の専攻毎に、それぞれの学位授与方針に沿って教育課程の編成・実施方針（CP）を定めている。いずれの課程もCPを「学生生活の手引き」（根拠資料1-10：I概要3～8ページ、1-11：I概要3～7ページ）に掲載し、全学生および教員に配布するとともに、大学ウェブサイトに公開している（根拠資料4-1～3【ウェブ】、4-4～6【ウェブ】）。

#### 【学部】

令和2年4月以降の入学生に対する学士課程CPは、①「共通教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3群で組み立て、1年次から4年次にかけて系統的に配置する。②「共通教育科目」は教養および豊かな人間性を涵養する〔教養科目群〕と医療職として求めら

れる人間理解とコミュニケーション能力、課題探究力の育成を意図した〔基礎科目群〕で構成し、1・2年次に開講する。特に、自己教育力を高めることを目指し、大学生としての主体的な学び方や学習資源の活用方法を身に付ける科目(初学者ゼミ、基礎ゼミ等)を1年次に配置する。③「専門基礎科目」は各学科の高い専門教育の土台となるとともに医療人としての共通の知識と態度を学ぶ科目群と位置づけ、相互理解と連携・協働力の育成につながるようほとんどの科目を両学科合同開講する。④「専門科目」では高度な知識・技術を学びつつ、2年次からの段階的な臨地実習や実験によって、科学的知識に基づいて観察・判断できる力や情報を統合する力を身につけられるよう科目を配置する。4年次には、これらの仕上げとして統合、探究、発展に向けた科目等を学習し、課題解決能力や研究的な視点を学ぶカリキュラム構成とする。と定めている(根拠資料1-10 : I 概要4ページ、4-7【ウェブ】、4-8【ウェブ】)。

上記の学士課程CPの下、看護学科では、令和2年4月以降の入学生に対し、①入学後早期より看護学への関心を高めるため、「共通教育科目」、「専門基礎科目」と並行して「専門科目」のうちの基礎部分の学修を開始し、臨地実習は1年次から開始する。②専門基礎科目では看護実践の根拠となる確かな知識が修得できることを目指して科目を構成する。すなわち、〔医療の基礎〕〔人間の身体と精神〕〔疾病の成り立ちと回復〕〔社会のしくみと健康〕に関する科目群を配置し、人間を多面的に捉えるようにする。③専門科目では、基礎から応用・発展へと学修が進むよう系統的に配置する。すなわち、〔基礎看護学〕を1・2年次に配置し、この学修を基盤とし、2年次～4年次に、人間の発達段階や健康レベル、看護を提供する場の特性別に〔小児看護学〕〔地域看護学〕等の各看護分野の科目を配置する。また、4年次には、より深い専門性と看護の本質を探究する能力を修得するため、総合実習・看護研究等を置き、さらに看護教育・看護管理・災害看護分野のいずれかを選択して学修を発展させる。④学修の水準を段階的に向上させるよう系統的に構成すると同時に、各段階で、知識の統合、知識と体験の統合が図れるよう「看護アセスメント」等の統合科目の配置や教育方法の工夫を行う。⑤教育方法には、根拠に基づいた看護実践能力を修得するため、事例や場面を設定したシミュレーション等、演習を多く取り入れる。また、課題学習や実習ポートフォリオの活用により、自己教育力を高める。と定めている(根拠資料1-10 : I 概要4～5ページ)。

同様に学士課程CPの下、臨床検査学科では、令和2年4月以降の入学生に対し、①入学後早期より臨床検査学への関心を高めるため、「共通教育科目」、「専門基礎科目」と並行して「専門科目」を学び、学年進行に従って基礎から応用へと専門性を深めることができるよう科目を配置する。②専門基礎科目には、看護学科と合同開講の〔医療の基礎〕〔人間の身体と精神〕〔疾病の成り立ちと回復〕〔社会のしくみと健康〕に関する科目群に加えて、臨床検査学科特有の〔検査の基礎〕に関する科目群を配置する。また、患者の心理に配慮した対応のできる検査技師の育成を目指し、〔人間の身体と精神〕に関する科目のひとつに「患者・家族の心理」を置く。③検査技術学の理論・実践を科学的に追求し、高度の専門知識・技術を身に付けるため、「専門基礎科目」と「専門科目」を学年進行とともに系統的に配置し、4年次にはそれらの応用・発展科目に位置づく科目、医学検査診断学、医学検査研究を置く。④臨床検査技師の活躍の幅を広げる目的で、自由科目として食品衛生管理

者等の資格取得科目を開講する。⑤臨地実習は、中規模病院における臨床検査技師の役割と臨床検査の位置づけを学ぶ臨地実習 I、病院以外の場における臨床検査技師の活動について学ぶ臨地実習 II、大規模病院における各分野の臨床検査について学ぶ臨地実習 III を2年次から4年次にかけて段階的に配置し、教室内学修との統合を図る。と定めている（根拠資料 1-10：I 概要 5 ページ）。

看護学科は、令和3年度の指定規則改正に先立ち、それまでのカリキュラムの課題に基づいて令和2年度に教育課程を改正し、臨床検査学科は令和4年度の指定規則改正に合わせて教育課程の見直しを行った。本学が医療系の2学科を有している強みを生かし、両学科の学生が一緒に学修できるよう、共通教育科目や専門基礎科目の多くを同時開講としているため、現在は、令和2年入学生からの2カリ（看護学科の指定規則改正による）と令和4年入学生からの4カリ（臨床検査学科の指定規則改正による）の2つの教育課程が並進するという移行期にある。

### 【大学院】

修了生からの評価を踏まえて、令和3年度には、CP及びカリキュラム改正を行っている。また、医療技術科学専攻においては、令和5年度入学生から「専門分野」の科目数を1科目増やし17科目とした。令和3年度以降の入学生に対する大学院修士課程CPを「本研究科は、高度専門職業人として種々の実践の場でリーダー・管理者・教育者などの役割を發揮するために、地域で生活する人々の保健医療全般にわたる現状や諸課題を広く理解し、総合的な判断力・調整力をもって看護、医療技術科学それぞれの分野において高い専門性を發揮できる人材の育成をねらいとしている。このねらいを具現化するため、教育課程編成においては、まず、保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理力・教育力等を身につける上で必要と考える教育内容を、両専攻の学生が共に学び合うことでの相乗効果を期待し、研究科の「共通科目」として7科目を配置する。そのうち、保健医療システム論、医療倫理学特論を必修科目とする。そして、これらの科目における協働学習や討論を通して培った視野の広がりや相互理解の深まり等を基盤とし、その上に、看護学・医療技術科学の専門性を追究していくことを目指して、「専門共通」「専門分野」を設ける。「共通科目」から「専門共通」「専門分野」へと段階的学修を積み重ね、選択した専門分野の学修の集大成として特別研究へと発展させる教育課程とする。なお、大学院設置基準第14条特例に基づき、授業は夜間、土曜日・日曜日に開講する。各科目の評価はシラバスに明示した方法で実施し、修了判定はあらかじめ周知する基準にもとづく論文審査・最終審査をもって行う。授業・カリキュラムの評価については、各科目の授業評価や学生との意見交換、修了時のカリキュラム評価等により改善につなげる。」と定めている（根拠資料 1-11 4頁）。

上記の大学院修士課程CPの下、令和3年度以降の入学生に対し、看護学専攻では「専門科目は、『専門共通』と『専門分野』、『特別研究』の区分で構成する。①保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理力・教育力等を身に付ける上で基盤になる教育内容を、両専攻の学生がともに学び合うことでの相乗効果を期待し、研究科の「共通科目」として7科目を配置



する。そのうち、保健医療システム論、医療倫理学特論を必修科目とする。②これらの科目における協働学習や討論を通して培った視野の広がりや相互理解の深まり等を基盤とし、その上に、看護学の専門性を追究していくことを目指して、『専門共通』、『専門分野』を設ける。③『専門共通』は看護学のいずれかの専門分野や特別研究を極めていくうえで、看護学として共通に学修する必要がある科目を配置し、個人のニーズに合わせて選択とする。④『専門分野』は、〈基盤看護〉、〈育成支援看護〉、〈成人看護〉、〈高齢者看護〉、〈精神看護〉、〈地域看護〉の6分野22科目で構成する。看護学専攻では、専門領域ごとに特論・演習を配し、ひとつの専門領域を系統的に深め、特別研究につなげていくことを意図し、研究しようとする領域については6単位以上、それ以外の専門科目(選択)から2単位以上を履修することとする。⑤特論では、その専門領域における中心概念や理論およびその展開方法等、演習は事例検討やフィールドワーク、文献のクリティーク等を通して学修した内容の理解を深化させるとともに、研究計画につなげていく。いずれも学生を主体とする発表・討論を軸に進めていく。⑥特別研究では、指導教員による個別指導を重ねながら、研究課題の探究から研究計画立案、発表会、研究の実施、中間報告会、論文作成、最終発表会と口頭試問のプロセスを経ることとし、これらを通して研究力の修得を図る。⑦2年次には研究が中心となるよう1年次にできるだけ特別研究以外の科目を履修し、1年次後期からはそれと並行して研究計画に取り組めるよう履修指導を行う。長期履修の場合も選択する研究領域科目および研究方法に関わる科目を履修期間の前半に履修し、系統的にリサーチワークが行えるよう履修指導を行う。」と定めている(根拠資料1-11:I 概要4~5ページ)。

医療技術科学専攻も同様に、令和3年度以降の入学生に対し大学院修士課程CPの下、「専門科目は、『専門共通』と『専門分野』、『特別研究』の区分で構成する。①保健医療分野の高度専門職業人として、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解し、視野の広い判断能力・指導力・管理能力・教育力等を身に付ける上で基盤となる教育内容を、両専攻の学生がともに学び合うことでの相乗効果を期待し、研究科の『共通科目』として7科目を配置する。そのうち、保健医療システム論、医療倫理学特論を必修科目とする。②これらの科目における協働学習や討論を通して培った視野の広がりや相互理解の深まり等を基盤とし、その上に、医療技術科学の専門性を追究していくことを目指して、『専門共通』、『専門分野』を設ける。③『専門共通』は臨床検査学のいずれかの専門分野や特別研究を極めていくうえで医療技術科学として共通に学修する必要がある科目を配置し、個人のニーズに合わせて選択とする。④『専門分野』は、〈病因解析分野〉〈生体機能分野〉の2分野16科目(令和5年度入学生から17科目)で構成する。医療技術科学専攻では、専門領域ごとに特論・演習を配置し、多様な専門領域に通じていることによって、総合力として医療技術科学の専門性が高められると考えることから研究しようとする領域については4単位以上、それ以外の専門科目(選択)から4単位以上履修することとする。⑤特論ではその専門領域における最新の知見や検査法について教授し、演習では学生による文献読解のプレゼンテーション、討論あるいは実験や模擬研究等を通して専門性の深化、研究計画へとつなげていく。⑥特別研究では、指導教員による個別指導を重ねながら、研究課題の探究から研究計画立案、予備実験等を含む研究の実施、中間報告会、論文作成、最終発表会と口頭試問のプロセスを経ることとし、これらを通して研究力の修得を図る。⑦2年次には研究が中

心となるよう1年次にできるだけ『特別研究』以外の科目を履修し、1年次後期からはそれと並行して研究計画に取り組めるよう履修指導を行う。長期履修の場合も選択する研究領域科目および研究方法に関わる科目を履修期間の前半に履修し、系統的にリサーチワークが行えるよう履修指導を行う。」と定めている（根拠資料1-11：I 概要5ページ）。

以上により、教育課程編成方針は学位授与方針に沿ったものとなっており、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方を示していると考ええる。また、CPは「学生生活の手引き」に記載して、全学生および教員に配布するとともに、大学ホームページにも「3つのポリシー」としてDP、APとともに公開し、学内外から容易にアクセスできることから、適切に対応できていると考える。

#### 4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
・個々の授業科目の内容および方法
・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】）
・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

##### 【学部】

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性については、カリキュラムツリー（根拠資料4-9【ウェブ】、4-10【ウェブ】）に示している。例えば、保健科学部の教育課程の編成・実施方針②『『共通教育科目』は、教養および豊かな人間性を涵養する〔教養科目群〕と医療職として求められる人間理解とコミュニケーション能力、課題探究力の育成を意図した〔基礎科目群〕で構成し、1、2年次に開講する。特に、自己教育力を高めることを目指し、大学生としての主体的な学び方や学習資源の活用方法等を身に付ける科目（初學者ゼミ、基礎ゼミ等）を1年次に配置する。』に基づき、両学科とも教育課程を編成しており、教育課程編成・実施方針と整合性がある（根拠資料4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】）。

教育課程の編成にあたっての順序性・体系性についても、例えば、教育課程編成・実施

方針①「共通教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3群で組み立て、1年次から4年次にかけて系統的に配置することや、教育課程の編成・実施方針③「専門科目」では高度な知識・技術を学びつつ、2年次からの段階的な臨地実習や実験によって、科学的知識に基づいて観察・判断できる力や情報を統合する力を身につけ、卒業後の職業的自立能力を育成できるよう科目を配置するなどして徐々に看護や臨床検査への参画を深めて行くようにしている（根拠資料4-1【ウェブ】）。例えば、臨床検査学科では、学生の学修と成長に合わせて臨地実習の目的や意義を達成するため、3期に分けて実施している。具体的には、臨地実習Ⅰは中規模病院の臨床現場を早期に体験することにより、臨床検査技師の役割と責任について理解を深めるとともに、チーム医療の一員であることの自覚と医療人としての見識を養うことを目的としている。続く臨地実習Ⅱは、予防医学分野、公衆衛生分野および環境衛生分野で実践的業務を体験・習得し、これらの分野における臨床検査技師の関わりおよび果たすべき職責について理解することを目指している。さらに、臨地実習Ⅲは、大規模病院において臨床検査技術を習得するとともに、臨床検査データの意義を理解し、病態解析のアプローチについての意識を身に付けるとともに、各診療部門との連携や、施設内の各種チーム医療の理解、患者と接する際の心構えを習得することを目的としている。両学科とも、このような段階的な臨地実習を通して、全ての学生が早期から患者や医療スタッフのとの接触やチーム医療を経験するとともに、4年次には両学科の学生と一緒に学ぶ「チーム医療」を必修科目として設け、卒業後の社会的自立並びに職業的自立能力を育成している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定は、大学設置基準第21条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業形態により講義1単位15時間、演習1単位30時間、実習1単位45時間を原則として設定している（根拠資料1-2：第26条【ウェブ】）。

個々の授業科目の内容と方法に関しては、例えば、看護学科では、1、2年次に「初学者ゼミ」、「基礎ゼミ」、「実践と研究」の3科目を段階的に開講し、アカデミックスキルの獲得と実践の科学的根拠を探索するための文献活用方法を学び、3年次以降の「領域別看護学実習」、「総合実習」の中で、繰り返し文献を活用し、科学的根拠に基づいた看護の実践能力を培うこととしている。また、以前から知識と実践を結びつけるシミュレーション教育にも力を入れてきたが、コロナ禍で臨地実習の中止や制限がある中、令和3年度には、文部科学省の「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」補助金を得て、各領域の「看護方法論」や「看護アセスメントⅡ」、各領域別「看護学実習」などの科目においてさらなる充実を図り強化した。

授業科目の位置づけに関しては、両学科ともに、医療人として修得すべき基盤となる教養や指定規則に定められている学修内容は、必修科目とする必要があるため、ほとんどの科目が必修科目となっている。しかし、各学生の興味や関心に応じて自己教育力を強化できるように選択科目も適宜配置している。

初年次教育、高大接続への配慮としては、大学での学修の充実に向けて、「初学者ゼミ」、「基礎ゼミ」、「日本語表現法」などの初年次教育科目を開講し、アカデミックスキルや相手に配慮したコミュニケーションスキルの獲得を目指している。また、理系科目の高大接

続を強化するために、基礎科学A（生物コース）、基礎科学B（化学コース）、基礎科学C（物理コース）、統計学演習を自由科目として開講している。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定に関しては、両学科とも、それぞれの資格取得に関連して定められた教育内容に加えて、本学の独自の教育内容を設定している。例えば、看護学科では、平成29年に示された「学士課程における看護コアモデルカリキュラム」で重視されている地域包括ケアを反映した看護の視点を早期から育成するため、1年次開講の「基礎看護学実習Ⅰ」は、高齢者施設や企業など多様な場での看護を経験している。また「看護アセスメントⅠ」では、多様な健康問題と上手につきあひながら地域で暮らす人々の体験談や文献学習を通して、生活者としての対象を理解する視点を養い、さらに、3年次の「各領域別看護学実習」においても地域包括ケアの視点を強化する内容を組み込んでいる。加えて、令和2年度からのカリキュラムでは地域看護学実習の単位数を増やして広域的なネットワークづくりやケアシステムの構築についての視点を養う学修を追加し、これらの学びを4年次の「看護アセスメントⅢ」、「総合実習」を連動させて統合するとしている。臨床検査学科では、他の職種の役割や連携の理解を深めるために「チーム医療」を看護学科と合同開講としている。また、近年、臨床検査技師が病棟に出るなど、対象に説明するためのコミュニケーション能力が求められるようになってきたため、「コミュニケーション論」を必修とし、患者の心理に配慮した対応を学修するため「患者・家族の心理」を配置している。また、「医学検査セミナー」、担当教員ごとのゼミに分かれて研究を行う「医学検査研究」、医学検査の実践と応用について学ぶ「医学検査診断学Ⅰ・Ⅱ」を独自に配置している。

教養教育と専門教育の適切な配置に関しては、看護学科は、教養教育26単位以上と専門教育98単位以上、公衆衛生看護選択者は教養教育26単位以上と専門教育107単位以上、臨床検査学科では、教養教育27単位以上と専門教育103単位以上としており、一般的な大学と同様の比率となっている。教養教育に関する科目は、主に1、2年次に開講し、物事のとらえ方や考え方、問題解決の方法などを学ぶ専門基礎科目や専門科目の基礎となる位置づけとしている。専門教育は初年次から段階的に配置され、最終学年で発展・統合する配置となっているため、適切な配置と考えられる。

学位授与方針と各科目の関係については学位課程ごとにカリキュラムマップに示している（根拠資料4-9【ウェブ】、4-10【ウェブ】）。

## 【大学院】

大学院修士課程の教育課程を適切に編成するためにカリキュラムツリーを作成し示すとともに、学位授与方針と各科目の関係について学位課程ごとにカリキュラムマップを作成し示している（根拠資料4-11【ウェブ】、4-12【ウェブ】）。

大学院修士課程も、開設から7年が経過した令和3年度から、時代の要請も踏まえて教育課程を見直しカリキュラムを改正した。教育課程編成は4-1-2に述べたCPに基づき、高度専門職業人として実践の場でリーダー・管理者・教育者などの役割を果たし、地域で生活する人々の保健医療全般にわたる現状や諸課題を広く理解した医療人を養成するため、地域の保健医療に係る諸現象や他職種を理解するとともに、看護学専攻と医療技術科学専

攻の学生がともに学び合うことによる相乗効果を期待し、両専攻の「共通科目」7科目を開講、そのうち「保健医療システム論」、「医療倫理学特論」は、両専攻ともに必修科目としている。これらの科目に続いて、それぞれの専攻の専門性を追究していけるように、専攻毎に「専門共通」、「専門分野」を配置して段階的に学修を積み重ね、専攻する専門分野の学修の集大成として特別研究により発展させ、修士学位論文の作成へとつながるカリキュラムを編成している。加えて、医療技術科学専攻においては、臨床の場の要望やさらなる専門性の追求に向けて「感染症専門検査技師養成プログラム」を新設したことに伴い、令和5年度から新しいカリキュラムへと改正する予定である。また、医療技術科学専攻のさらなる充実と魅力化を図り、大学院定員を確保するとともに、愛媛県をはじめ日本の医療現場で活躍できる高度な知識と実践的な技能を備えた医療人を育成することを目的とし、カリキュラム外ではあるが、細胞診検査学習支援プログラム設置した。具体的には、細胞診の知識について基礎から講義および演習(鏡検も含む)にて指導し、細胞検査士資格認定試験での対策も指導することとしている。また、連携医療機関で実習を行い、細胞診検査技術および標本診断に関する実践的なスキルを習得させるような体制を作っており、実績として、令和5年度入学予定者2名が本プログラムを受講予定としている。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、大学院設置基準では、大学設置基準第21条を準用することとなっているため、本学も講義1単位15時間、演習1単位30時間を原則としている。(根拠資料1-3：第25条【ウェブ】)

個々の授業科目の内容および方法については、本学大学院の教育目標が「保健医療分野における社会的な諸課題を具体的に解決することにより、健康でこころ豊かに生活できる地域社会の実現に貢献し得る高度専門職業人を育成することを基本目標」(根拠資料1-11：I 概要3ページ、根拠資料1-6【ウェブ】)としていることから、修了後、実践の場でリーダーや管理者、教育者などの役割を發揮するための能力の獲得を目指している。例えば、両専攻の学生が履修する必修科目に「保健医療システム論」、「医療倫理学特論」を開講し、専門領域だけにとどまらない保健医療のシステムや地域への理解に基づき倫理的な活動を展開できる能力を目指している。また、選択科目に「保健医療統計解析」や「医療情報学特論」、「生涯教育学特論」などを開講し、変化する医療の現場を理解する能力や後輩の育成に必要な能力の獲得を目指している。

看護学専攻では、専門共通として「看護研究方法論Ⅰ・Ⅱ」や「理論と看護実践論」などの選択科目を開講し、システマティックに検索した先行研究をクリティークし、専門職者としての自らの実践を学修資源として「特別研究Ⅰ・Ⅱ」へとつながる看護現象の解明に向けた考え方や先人の知見を学ぶ科目を配置している。これらの学修をそれぞれの専門領域の学修、研究活動へと発展させられるよう、演習を中心とした授業を展開している。

授業科目の位置づけについては、「大学院設置基準第14条特例」を適用する大学院生が多いこともあり、令和3年度のカリキュラム改正の際に必修科目、選択科目の見直しを行い、個々の学生の状況に応じて選択し、履修できるように改正した。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定としては、例えば、両専攻の学生が履修可能な共通科目の「生涯教育学特論」は、科目名を意図的に「生涯学習」ではなく「生涯教育」としている。これは、先述したとおり、本学大学院の教育目標が「高度専門職業人として

実践の場でリーダー・管理者・教育者などの役割を果たし、地域で生活する人々の保健医療全般にわたる現状や諸課題を広く理解した医療人を養成する」ことにあり、自らの学修だけでなく他の専門職者への教育に携わることに重点を置いたためである。授業の内容も、成人学習者の教育を推進するための能力を修得できる内容としている。各専攻では、専門領域の知識を深め研究へとつなげられるように、主となる指導教員のほかに、それぞれの内容に応じた副指導教員を選任し、より専門的な研究指導を受けられる体制をとっている。また、令和3年度のカリキュラム改正に伴い「特別研究」をⅠとⅡに分割した。「特別研究Ⅰ」は、研究計画書の作成、研究計画発表会での発表と評価受審を目標とし、「特別研究Ⅱ」は、作成した研究計画に基づく研究の推進と論文作成、中間発表会での発表と修士論文の提出、最終審査での合格を目標としている。研究の過程で他者からの評価を取り入れることにより、より質の高い修士論文が完成できるような指導を行っている。

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮としては、4.1.2.でも触れたが、両専攻ともに2年次には研究が中心となるよう1年次にできるだけコースワークの履修を行い、1年次後期からはそれと並行して研究計画に取り組めるよう履修指導を行っている。長期履修の場合も、専攻する研究領域の科目および研究方法に関わる科目を履修期間の前半に履修し、系統的にリサーチワークが行えるよう履修指導を行っている。教育課程の編成における内部質保証は、全学的な教育の内部質保証を担う教学マネジメント委員会が担っている。学長以下各学位プログラムの責任者が一堂に会して、学位プログラムレベルの学修成果や教育成果の可視化にも取り組み、学部および研究科の自己点検結果も踏まえて現行教育課程の課題を検討している（根拠資料2-3【ウェブ】、2-18-1【ウェブ】、2-18-2【ウェブ】）。教学マネジメント委員会の発足以前は、カリキュラム委員会が学生や教員によるカリキュラム評価を行い、教育課程の課題を検討していた。カリキュラム改正が必要と判断した場合には、全学内部質保証推進組織である運営戦略会議から臨時的にカリキュラムプロジェクトチームを設置するよう指示され、カリキュラムの検討を行い、教育課程の編成における内部質保証を行ってきている。

以上により、本学の学士課程、大学院修士課程ともに、段階的、体系的にそれぞれの学位授与方針に相応しい教育課程を編成できていると考えられる。また、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施も行えていると考えられる。

#### 4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

保健科学部の授業期間、単位計算、履修登録単位の上限は、それぞれ「愛媛県立医療技術大学授業時限、授業時間及び授業期間を定める規程」、「学則」、「愛媛県立医療技術大学授業科目履修規程」に定めている（根拠資料4-13、1-2：第25条【ウェブ】、4-14：第4条）。看護学科では、入学からの4年間に、卒業要件に規定した単位数をそれぞれの枠組みから、系統的かつ効果的に修得できるよう2年次以降の実習科目等には先修要件を定めるとともに、履修の時期が特定の学年次やセメスターに偏らないように配慮した教育課程を編成している。単位の実質化を図るため、1年間の履修単位数の上限を49単位と規定しているが、1、2年次の履修の現状として、40単位前後（最高44単位、令和4年度）であり適正な履修状況にある（根拠資料4-13、4-14：第4条）。

また、1授業あたりの適切な学生数の設定と運用については、両学科合同で実施されている科目の講義では、受講生が100名となる科目もあるが、両学科合同の科目であっても、演習の授業形態をとる場合は、教員1名あたりの担当学生数が10名程度になるよう、複数の教員が担当している。学科別に実施される授業は学年ごとに実施されており、1授業あたりの学生数を最大80名程度となっている。看護学科の場合、1学年75名の定員で、技術演習を実施する科目が存在しているが、1つの演習を2～7名程度の教員が担当している。コロナ禍では、技術演習での学生数を制限する必要性があったため、さらに学生を2つのグループに分けて講義と演習を交代しながら2回ずつ実施し感染対策に努めた。

大学院修士課程では、両専攻共通の必修科目においても最大8～10名、専門科目においては1～2名の学生数であることから、個別性を考慮した学修ができる反面、多様な意見や考え方に触れる機会が少ない。特別研究等の科目は、修了生に授業を公開するなどの工夫をしている領域もあるが、学修の広がりには欠けることが課題と考えている。

シラバス（根拠資料4-15【ウェブ】）の作成にあたっては、学部、研究科ともに、教務委員会が主導し、各科目責任者の教員から提出を受け、関連するDP、授業目的、到達目標（授業目標）、実質的な授業計画（授業の項目・内容と方法）、成績評価方法および基準、授業時間外の学習、関連科目等を教学マネジメント指針に従い明示するようにしている（根

拠資料 2-5【ウェブ】)。提出されたシラバスの点検・評価は、教務委員会が行っている。また、令和 5 年度からは、これら記載内容の充実を図るとともに、従来の本学ウェブサイトでのシラバスの明示に加えて、検索機能の導入を行った。

教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施については、まず、医療系の学部・学科に特有な臨地実習に関して、学年進行に応じて、目的に応じた臨地実習施設の選定や実習施設との連携を図っている。また、実習前には綿密なオリエンテーションを行い、学習への動機づけを図るとともに、実習終了後には必要に応じて学修成果の発表会を実施し、臨地での学びを共有する場を設けている。さらに、急速に発展する臨床現場や研究分野等に対する関心を高め、最新の知識に触れる場として、年間 2 回から 3 回の「特別講演」を実施し、第一線で活躍する方々と触れ合い、学問的興味を刺激する機会を提供している（根拠資料 4-16）。加えて、臨床現場や対象の理解を目的とする科目は、実践的な専門家や患者会等に対して教育協力を依頼し、臨床看護師の実践や当事者の体験を理解してもらうなどの工夫をしている。

大学院修士課程の授業期間、単位計算等は、それぞれ「愛媛県立医療技術大学授業時限、授業時間及び授業期間を定める規程」、「大学院学則」に定めている（根拠資料 4-13、1-3：第 25 条【ウェブ】）。大学院修士課程においては、両専攻とも、人にわかりやすく説明できる力や個人や集団を動かす力、問題意識をもち科学的に追求していく方法・技術や態度、保健医療分野に関して広い見識を身に付けることを DP に掲げていることから、多くの科目が、学生によるプレゼンテーションや討議形式での授業形態を採用している。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法としては、平成 29 年度に実施した「アクティブ・ラーニングに関する教授活動調査」において、約半数の科目でペアワーク、グループワーク、プレゼンテーション、小テスト、振り返りの時間をとる、質問の提出・回答、復習課題やレポート提出などの手法を取り入れた教授活動を実施していた（根拠資料 4-17）。この調査を契機に、さらなるアクティブ・ラーニング推進に向け、Wi-Fi 環境の整備などに積極的に進めてきた。コロナ禍においては、本学独自の学習支援サイト（E-study）を開設し、自作のオンデマンド教材をアップロードし、予習・復習用への活用、様々な形式の課題提示や学生からのレポート提出、一斉アンケートなどを実施できるように整備している。また、主体的な学習支援の一つとしてカリキュラム外の英語力獲得のため希望者には外部機関による e ラーニング受講料を補助している。学部学生の受講者数は、令和元年度 50 名、2 年度 2 名であり、修了率は 0～12.0%であったが、令和 3 年度の受講者数は 21 名であり、そのうち 15 名（71.4%）がコースを修了しており、主体的な学習の促進につながっている（根拠資料 4-18）。また、学部の DP に「グローバルな視点で看護実践を科学的に探究し、看護を発展させる基礎的能力を身につけている」を挙げており、そのための方法として、平成 30 年には、高雄医学大学と協定を結び、短期交換留学制度（根拠資料 4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】）を実施している。令和 2 年からの 3 年間は COVID-19 の感染拡大の影響を受け、現地への派遣は叶っていないが、オンライン交流や科目「国際文化コミュニケーション」による他国の文化への理解を図っている。

大学院修士課程においては、学生によるプレゼンテーションや参加者間の討論を中心に授業を展開しており、演習科目では、フィールドワークや学会参加なども取り入れている。



学習の進捗と学生の理解度の確認については、各科目の授業終了時に実施する試験や課題レポート、あるいは各授業回に実施するミニテスト等で理解度を確保している。また、授業最終回には、学生からの授業評価アンケート（根拠資料 4-21）を実施し、FD委員会はその結果を入力し、科目担当教員にフィードバックすることにより、次年度以降の授業内容や教授活動への反映を目指している。併せて、科目を通じた学位授与方針の伸びに関する学生評価アンケートも実施し、その結果を担当教員にフィードバックしている。これらの過程を通して、授業内容と学位授与方針の適合性を見直し、目標達成できる授業改善の機会としている。しかし、大学院修士課程に関しては、一科目を履修する学生数が少ないため匿名性を確保できにくい現状にあり、授業評価の実施方法については、現在、検討中である。

履修指導については、クラス顧問制度を採用し、各学科、各学年に相談窓口となる教員を決めている（根拠資料 4-22）。クラス顧問は、各セメスター、進級時などの区切り毎に学生との個別面談などを実施して単位の取得状況や成績を把握し、成績不良などの学生には、早期に対応して問題を把握している。また、学生の能動的学習時間や状況を把握するための調査も実施し、学生の学習状況を把握するとともに、現在は、PROGテスト（河合塾/リアセック）を入学から卒業までの期間に1回実施し、この結果に基づき、授業科目の成績評価だけでは測れないコンピテンシーとリテラシーを把握して演習や実習等のグループ編成の参考としたり、個別指導に活かしたりしている。さらに、学士課程の卒業予定者は、就職の内定がほとんどの場合、国家試験合格による資格取得が必須要件となるため、国家試験合格に向けた学習支援が重要である。看護学科では、最終学年の学生の中で国試対策委員を選定し、その学生を中心に、国家試験対策担当ワーキングの教員が模擬試験受験を支援したり、試験結果の分析などを行ったりするなどの国家試験対策を実施している。臨床検査学科は、教員が国家試験の模擬試験問題を作成し、学生の国家試験受験を支援している。

大学院修士課程においては、そのほとんどが就業者であることから、学士課程学生のようなクラス顧問の設置などの体制を取っていないが、研究指導教員が学生指導や支援の中心になっている。職業との両立を図るため、大学院設置基準第14条特例を適用し、授業を夜間や土曜日・日曜日に実施している（根拠資料 4-23）。基本的な研究指導計画やスケジュールについては専攻ごとに作成し、入学時に学生に明示している（根拠資料 4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。また、研究指導教員が入学直後に2年間（長期履修学生の場合は、3年から4年間）の指導計画書を学生とともに作成し、学生の能動的な学習を促すとともに、その計画に基づき必要に応じて修正しながら、修了要件となる科目の履修と修士学位論文の作成に向けた指導を展開している。さらに、研究の形成的評価の機会として、研究計画発表会、修士論文中間発表会を実施し、研究指導を適正化するだけでなく、研究内容やまとめ方に関する議論を通して研究者としての態度を修得し、研究を精錬する機会を設けている。在学中の学会発表を一部補助する制度を設けたり、課程修了後も学会発表や論文投稿の支援をしている。

また、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置として、先端医療セミナーの開催や愛媛大学で開催されるセミナーへの学生参加を協定により可能としている。

内部質保証推進組織である運営戦略会議および教育に関する内部質保証を担う教学マネジメント委員会は、いずれも構成員に学長以下全ての各学位プログラムの責任者が含まれている。各学位プログラム責任者は各学部・研究科における教育の実施内容・状況を把握しており、教学マネジメント委員会で学修成果・教育成果の可視化の取り組みを通じても教育の成果を把握している。学部および研究科の自己点検結果も踏まえて（根拠資料 2-18-1【ウェブ】、2-18-2【ウェブ】）、各学位プログラムの責任者は、運営戦略会議や教学マネジメント委員会を通じて各学位プログラムの課題や要望、支援等を運営に反映することが可能となっている。

以上により、本学は学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているといえる。

#### 4.1.5. 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価および単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位認定および学位授与に関して、学士課程の授業科目および単位数、卒業要件は、先述のとおり、「学則」（根拠資料 1-2：第 24 条、第 37 条、別表【ウェブ】）および「授業科目履修規程」（根拠資料 4-14：第 2 条、別表）に、単位の算定方法は「学則」（根拠資料 1-2：第 26 条【ウェブ】）に規定されている。また、既修得単位の認定制度に関しては、上限を 60 単位とし、「学則」（根拠資料 1-2：第 30 条【ウェブ】）および「既修得単位等の認定に関する規程」（根拠資料 4-26）に、他大学等での履修単位認定制度に関しては、「学則」（根拠資料 1-2：第 28 条、第 29 条【ウェブ】）および「授業科目履修規程」（根拠資料 4-14：第 11 条）に規定されている。これらについては、「学生生活の手引き（保健科学部・助産学専攻科用）」（根拠資料 1-10：II 履修等 45～62 ページ）に示すとともに、入学手続き資料に記載し、入学時ガイダンスで説明して学生に周知している。

大学院修士課程の授業科目および単位数、修了要件は、「大学院学則」（根拠資料 1-3：第 23 条、第 37 条、第 38 条、別表【ウェブ】）および「大学院授業科目履修規程」（根拠資

料4-27：第3条、別表)に、既修得単位の認定制度に関しては、10単位を上限に「大学院学則」(根拠資料1-3：第28条、第29条【ウェブ】)および「大学院授業科目履修規程」(根拠資料4-27：第10条)に規定している。これらについては、「学生生活の手引き(大学院用)」(根拠資料1-11：II履修等21～29ページ)に示すとともに、入学時ガイダンスで説明し、学生に周知している。また、別途、研究指導計画およびスケジュール、学位論文の作成および審査の過程・審査基準に関して「修士学位論文作成の手引き」を専攻毎に作成し(根拠資料4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】)詳細を説明するとともに、本学ウェブサイトから入手できるようにしている。また、専攻ごとの学位論文審査基準は本学ウェブサイトにも公表している(根拠資料4-28【ウェブ】)。学位論文の指導に関しては、入学後に研究指導教員を決定するとともに、必要に応じて副指導教員を選定している(根拠資料4-29、4-30)。

成績評価に関しては、学士課程では「学則」(根拠資料1-2：第27条【ウェブ】)および「授業科目履修規程」(根拠資料4-14：第5条、第8条)に基づき実施されている。基本的には、各学期末に試験期間を設け、筆記あるいは口頭による試験のほか、レポートや科目の内容によっては実技試験等も実施し、総合的な評価が行われている。シラバスの「成績評価方法」欄に各科目の評価方法や配点等、オムニバス科目の場合は各教員の配点割合を年度当初から示しており、授業の際にも説明し、これに基づいた評価を実施している(根拠資料4-15【ウェブ】)。受験資格は、公認欠席を除く授業時間数の3分の2以上の出席を求めており、非常勤講師の場合も出席票の提出により出席状況を確認し、それ以上欠席した場合は失格となる。試験当日にやむを得ない理由で欠席した学生には、その理由を証明する文書を添付して「追試験受験願」の提出を求め、認められた場合は、追試験を受験できる(根拠資料4-14：第6条)。また、試験結果が不合格となった学生への対応に関して、前回の認証評価時に、教員の判断による再試験の実施は公平性が保てない可能性があるとの指摘を受け、再試験期間を設け1科目につき1回限りの再試験を実施することとした(根拠資料4-14：第7条)。各科目担当教員からの成績は、成績管理者に報告し管理され、教務委員会に報告されるとともに、各学生個々が、大学ホームページの学生専用ページから「試験結果閲覧システム」にアクセスし、自己の成績および単位取得状況を確認できるようになっている。また、次のセメスターの初めに単位取得状況を学生本人に配布するとともに、保護者にも同様の文書を発送している。もし成績評価に不服がある場合は、異議申立が可能であり、客観性や公正性を担保できるようにしている(根拠資料1-10：II履修等54～55ページ)。各学年末には、教務委員会において単位取得状況から進級の可否が確認された後、クラス顧問に報告されている。学位授与に関わる卒業判定に関しては、教学マネジメント委員会メンバーを含む教授のみによる教授会において単位履修状況を確認し、卒業の可否を決定している。

大学院修士課程においては、指導教員と相談しながら履修計画に基づき、修了要件となる科目の単位を取得している。修士課程も学士課程同様の受験資格に関して、学部学生と同様の対応となっているが、在職中の学生も多いため、授業実施日の変更など学生の相談に応じている。また、修士課程の場合、修了要件にかかる単位の取得だけでなく、学位論文審査の結果が修了の要件となっており、修士学位論文の提出があった場合、研究科委員

会において3名の審査委員からなる審査委員会を設置し、論文審査および口頭試問を実施する（根拠資料4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】、4-30）。さらに、最終試験として修士学位論文発表会を開催し、研究科担当の教員全員による評価を受け、修了要件の単位取得、論文審査および口頭試問、最終試験の合格を以て、教授のみからなる研究科委員会において修了の判定と学位授与を決定している（根拠資料4-30）。以上、成績評価、単位認定および学位授与に関する適切性の評価については、教学マネジメント委員会が学修成果・教育成果の可視化を通して評価しており、全学内部質保証推進組織である運営戦略会議は点検・評価の結果を受けて、改善策の検討を学部・研究科、関連委員会等に指示する仕組みとなっている。

以上により、学士課程、大学院修士課程ともに客観性があり、厳格性、公正性、公平性を以て成績評価、単位認定および学位授与がなされているといえる。

#### 4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握は、アセスメントポリシーに従い、大学レベル、学位レベル、授業レベルで把握している。学部・研究科とも大学レベルでは、設置目的、教育目的に照らし、医療領域への就業率および進学率を、学位レベルでは、単位取得状況、GP、GPA、国家試験合格率、DPアンケート（卒業時、年度）を指標とし、学部の場合は、これにPROGテストを、大学院では「特別研究」の評価を加えている。授業科目レベルでは、GP、DPアンケート（授業科目別）を採用している。このような評価以外にも、客観的な自己評価、複数の教員による他者評価のブレを最少にできるよう「ルーブリック評価票」を用いて、学生の自己教育力の獲得にも努めている。さらに、小規模大学のメリットを活かし、クラス顧問の教員が定期的に面接を実施して学生の学習成果の把握に努め、問題のある学生について、個人情報に配慮しながら学科会等で共有し支援を検討するなど、修学上の問題を抱えている学生を早期に発見し、支援できる体制をとっている。その結果として、保健科学部の過去3年間の単位取得状況は99.5～99.7%と極めて良好で、留年率は2.0～2.7%、退学率は0.2～0.5%である（大学基礎データ表6）。過去3年間（令和元年から令

和3年まで)の単年度のGPA平均は、学部全体で2.76~2.89、看護学科全体で2.82~2.89、臨床検査学科全体で2.64~2.71であった。令和4年度卒業生へのDPアンケート調査でも、それぞれの課程のいずれかのDP項目の一つでも在学中に全く達成できなかったと回答した学生は両学科とも0%、各DP項目について概ね以上に達成したと答えた学生が、DP項目ごとで看護学科95~100%、臨床検査学科で74~100%あった。加えて、看護師、保健師の国家試験合格率は、過去5年間、概ね95%以上を維持しており、令和2年度の保健師国家試験以外は全国平均を上回り、令和3年度にはいずれも合格率100%を達成した(根拠資料4-31【ウェブ】)。臨床検査技師の国家試験合格率は、過去5年間において、平成29年度に100%を達成する等、全国平均を上回る合格率であったが、学生数が少なく合格率の変動が大きいものの令和3年度に全国平均を下回った(根拠資料4-32【ウェブ】)ため、現在、国家試験受験のための支援に力を入れている。就職率に関しても、就職希望者の就職率は、両学科ともに100%である(根拠資料4-33【ウェブ】)。

卒業生からの大学評価に関しては、毎年、開催されているホームカミングデーにおいて、就職後の経験や大学での学生生活・学習内容に対する意見を聴取し、3つのポリシーを評価する際の参考としている。また、実習先との「実習連絡会議」を看護学科では隔年で、臨床検査学科では毎年開催(根拠資料4-34、4-35)しており、卒業生に対する評価を聴取し、教育内容の検討に反映させている。さらに、短期大学時代からの同窓会である木蓮会とも連携し、卒業生の状況を把握可能な体制をとっている(根拠資料4-36【ウェブ】)。

大学院修士課程に関しては、両専攻とも就職率は100%だが、令和3年度の退学率は4.5%とやや高めであった。単位取得率は100%で、GP分布を見ると、そのほとんどが優以上の評価であった。最終成果物である特別研究の成績も、令和3年度までの修了生を専攻別にみると、看護学専攻では優以上が83%、医療技術科学専攻では100%であった。過去3年間(令和元年から令和3年まで)の単年度のGPA平均も研究科全体で3.12~3.30、看護学専攻が3.07~3.28、医療技術科学専攻が3.27~3.36と高く、令和4年度修了生へのDPアンケートでも、全員が全てのDP項目について概ね以上達成したと回答しており、DP項目の達成に学生自身が肯定的に評価していた。

また、これらの学習成果の把握および評価の取り組みについても、教学マネジメント委員会がアセスメントポリシーの作成および学習成果把握の仕組みを整え、各学科・各専攻に結果をどう評価するかを検討を促し、学部および研究科の自己点検に活用している(根拠資料2-18-1【ウェブ】、2-18-2【ウェブ】)。さらに、教学マネジメント委員会が行う教育の内部質保証に関する検討結果は、全学内部質保証推進組織である運営戦略会議に報告している。

以上により、本学が設定した学位授与方針に沿った教育により、学生は概ね適切な学習成果を獲得しており、卒業後の状況も把握し、評価するための体制をある程度整備できていると考える。

#### 4.1.7. 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程の評価に関して、令和3年度まではカリキュラム委員会が評価を担い、毎年、卒業直前にアンケートを実施し、教育目標の達成とカリキュラムに対する評価を実施していた。そこで明らかになった課題は、運営戦略会議に報告され、同組織がカリキュラム改正の必要を判断した場合には、新カリキュラム検討プロジェクトを発足させる仕組みとされていた。具体例として、学部では、カリキュラム委員会から報告された看護学科のカリキュラム上の課題に対し、平成29年度4月に運営戦略会議（当時、「運営調整会議」）が、新カリキュラム作成プロジェクトチームを発足させ、協議を重ねて、令和2年度から新カリキュラムに移行したケースがあげられる。プロジェクトチームには、運営戦略会議構成員の学部長をオブザーバーとし、運営戦略会議との連携がとれるようにしていた。また、大学院の例では、医療技術科学専攻において、医療技術科学専攻の定員充足を安定させるため、運営戦略会議がカリキュラムを魅力あるものへと充実させるよう指示し、同専攻内にワーキングを発足させ協議を重ねた結果、令和5年度から「感染症専門検査技師養成プログラム」を新設し、感染症に関する専門性を深化させたカリキュラムへと改正をすることになり、その結果、令和5年度入学試験では、定員を上回る受験生を確保できた。

令和4年度からは、カリキュラム委員会を廃止し、新たに教学マネジメント委員会にその役割を移行している。教学マネジメント委員会が教務委員会・FD委員会と連携しながら、学生によるディプロマ・ポリシー達成度評価を実施し、教学マネジメント委員会メンバーが結果を分析して教育課程編成の参考としている。教学マネジメント委員会は、学士課程の両学科長、大学院修士課程の両専攻長がメンバーとなっており、そこで明らかになった課題を各学科、専攻に持ち帰り、学科会、学科教授会（大学院専攻教授会を兼ねる）で報告し、各学科、専攻において、課題改善のための検討を実施する体制としている（根拠資料2-3【ウェブ】、2-5【ウェブ】）。また、毎年度、学生委員会が実施している学生支援に関するアンケート調査や学生と大学との意見交換会を通じて教育課程や学内の施設・設備に対する意見も聴取している（根拠資料2-32、2-33）。

#### 4.1.8. 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学および専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし

#### 4.1.9. 教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

令和2年2月以降のCOVID-19の感染拡大に対し、教育内容を可能な限り変更せず、教育方法の工夫として次のような対応を行った。講義に関しては、ライブ型として学生にZoomを用いた遠隔授業を周知・実施するとともに、本学が運用していたLMSのE-studyを活

用してオンデマンド型の授業を展開し、授業へのフィードバック受信やレポートの提出にも活用した。演習に関しては、Zoomのブレイクアウトセッションを活用し、オンラインで話し合いを行えるように工夫をした。しかし、技術演習や実験等は、対面での授業が実施できない間は、DVDの視聴や市販の学習支援システムを活用するなどして対応した。対面可能になってからも感染拡大を防ぐため、特に技術演習などは、手指消毒、マスク着用はもちろんのこと、学生同士が向き合っただけの演習は方法を変更して対面しないようにしたり、自分自身に実施したりするなどの工夫をした。また、病院等の施設での実習が中止となった時期は、学内で模擬患者情報を提供したり、病室の模擬的状況とモデルなどを用いたりして、可能な限り臨地の状況に近い学内演習を実施した。令和3年度末には大学改革推進等補助金「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」の選定を受け、高機能モデル人形と電子カルテを連動した演習の実施、録画、その振り返りができるしくみを整え、学内演習においても看護実践能力を高める工夫を続けている。

学生の評価としてアンケートを行ったが、遠隔授業に満足できた学生が62.6%、満足できなかった学生は12.6%であった(根拠資料4-37)。学生の73%が学修の修得状況に不安を感じていたが、「オンデマンド型の授業では繰り返して学習することができる」、「通学時間がなく時間を有効に使える」、「リラックスして受講できる」などの評価もあった。一方で、「他学生とのコミュニケーションが少なく、他の学生の状況がわからない」、「自宅で授業に集中できない」、「対面型より課題が多い」、「通信環境が悪く、映像や音声途切れた」などの評価もあった。通信環境が整わない学生やプリンターを持たない学生もおり、密にならない程度に一部の教室を開放したり、学内で印刷物を受領できるようにしたりした。

教員の評価として行ったアンケートでは、遠隔授業の教育効果に関して、前年度と「変わらない」と判断する教員が40%である一方、「劣る」と判断する教員も40%存在した(根拠資料4-38)。また、自身の遠隔授業に対する対応能力に「不安がある」教員が30%程度おり、遠隔では学生の反応が掴みにくく、学生の理解、学生との関係形成に不安が残る結果であった。しかし、コロナ禍以前と以降の保健科学部全学生の年度ごとのGPA平均を比較してみると、平成29年度:2.75、平成30年度2.86、令和元年度2.82に対して、コロナ禍以降の令和2年度:2.86、令和3年度2.79と年度ごとのGPA平均に大きな低下はなかった。

大学院の学生に対しても、Zoomを用いた遠隔授業を実施したが、元々学生が少数であったこともあり、討議を中心とした授業も問題なく実施でき、むしろ通学時間が不要なため、遠隔からの通学生には効果的であった。在職の学生が多いため、職務多忙による休学や研究活動の停滞はあったものの、大学院全学生のコロナ禍前後の年度ごとのGPA平均は、平成29年度:3.06、平成30年度3.16、令和元年度3.12であったのに対して、コロナ禍以降では令和2年度:3.17、令和3年度3.30であり、コロナ禍前後のGPA平均に大きな変化はなかった。

以上により、学部、大学院共に、概ね、コロナ禍による質の低下をきたすことなく、教育を実施できていると判断する。

## 4.2. 長所・特色

本学は、医療専門職者の資格取得を目指す1学部2学科、臨床の場で実践している医療専門職者のリーダー・管理者・教育者の育成を目指す1研究科2専攻からなる小規模大学であり、その特性を活かした教育を展開している。

学士課程の教育においては、看護学、臨床検査学の専門的な学問を基盤とする学習とともに、資格取得のための教育が求められるため、教育理念および教育目標に基づく学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が明確である。また、教員組織も小規模であるため、教育の質保証のための教学マネジメント委員会と各学科、大学院専攻の連携が綿密であるという特色がある。より効果的な教育を展開するために必要な検討課題の明確化やその対策の実施も、比較的迅速に取り組むことができると考える。さらに、教員と学生の距離も近く、クラス顧問制度により、学生が抱えている就学上の問題をいち早く把握することができ、学習継続や資格取得のためのきめ細やかな支援を提供することができている。その結果、単位未取得率や退学率も低く、国家試験合格率も比較的高い状況を維持することができているといえる。

## 4.3. 問題点

現状では、基準4の観点から学部に関して大きな問題はないと考える。しかし、学修成果・教育成果の可視化やIRにさらに取り組み、教育課程の適切性の点検評価の改善を進める必要があると考えている。

大学院修士課程に関しては、小規模大学であるが故に固定化した教育になっており、客観的な教育課程の評価が十分ではないことが課題である。教学マネジメント委員会を中心とした教育の内部質保証の体制を新たにスタートさせたところであるが、特に研究科の学修成果の可視化項目について検討を進め充実を図りたい。

## 4.4. 全体のまとめ

本学は、授与する学位ごとに学位授与方針を定め公表している。また、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め公表している。教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しており、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると考えている。成績評価、単位認定および学位授与を規程等に従って適切に行っており、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握に努め評価を行っている。教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、教学マネジメント委員会を中心とした新たな教育の内部質保証の体制をスタートさせている。学士課程、大学院修士課程ともに、効果的な教育課程を編成できており、適切な公表もできていると考えるが、学士課程、大学院修士課程ともに教育課程を改正して間がないため、学修成果・教育成果を適切に、かつ継続的に評価していく必要がある。教学マネジメント委員会を中心に教育の内部質保証を担保するしくみも実働し始めたところであるため、このしくみの有効性についても確認していく必要があると考える。



## 第5章（基準5：学生の受け入れ）

### 5.1. 現状説明

#### 5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、以下のように各課程で学生の受け入れ方針を定めている。

#### 〈保健科学部〉

本学の設置理念や教育目的に賛同し、地域の保健医療に貢献しようとする人材を受け入れます。受入れにあたっては、入学志願者の能力および適性等を多面的に判定し、多様な選抜試験を公正かつ妥当な方法で実施します。求める学生像は以下のとおりです。

- ・保健医療に関心をもち、地域社会に貢献する意欲がある人
- ・自己の人間性を育み、他者を尊重する態度を有している人
- ・物事を論理的・多面的に捉え、自分の考えを表現できる人
- ・保健医療を学ぶために必要な基礎学力を身につけている人

また、各学科で求める学生像は以下のとおりである。

#### <看護学科>

看護は、人間の生老病死に寄り添いながらその尊厳と安全を守り、もてる力を引き出していく仕事です。超高齢社会にあつて、看護職は医療機関はもちろんのこと地域・在宅、福祉施設や企業・学校など、多様な場において様々な人々と連携・協働していく役割が求められています。このような社会のニーズに応えられる人材を育成するために、看護学科では、保健科学部として求める学生像に加えて下記のような入学生を求めます。

- ・看護職として地域社会の役に立ちたいと考える人
- ・人々の生き方・暮らし・健康・社会に関心がある人
- ・リーダーシップ・メンバーシップが発揮できる人

#### <臨床検査学科>

臨床検査は、病気の正確な診断や治療方針を決定するために必要なデータを提供する仕事です。最新の医学を基礎とし、医用機器を駆使した高度な検査を行うとともに、健康増進・予防医学・研究開発の分野でも役割を求められています。このような社会のニーズに応えられる人材を育成するために、臨床検査学科では、保健科学部として求める学生像に加えて下記のような入学生を求めます。

- ・臨床検査技師として、保健医療の分野で活躍したい人

- ・人間の体の仕組みや機能、健康・病気に関心がある人
- ・他者を尊重し、連携・協働していける人

#### 《保健医療学研究科》

本学大学院の設置理念や教育目的に賛同し、修士課程での学究を通してさらに高度な知識・技術を身につけ、地域の保健医療分野において活躍できる人材を受け入れます。

受入れにあたっては、入学志願者の能力、意欲および適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で選抜試験を実施します。求める学生像は以下のとおりです。

- ・保健医療分野の基礎知識を基盤として、柔軟な発想ができる人
- ・保健医療の課題を探究するための論理的な思考力を備えた人
- ・保健医療分野においてリーダーまたは管理者・教育者として貢献する意欲のある人

また、各専攻で求める学生像は以下のとおりである。

#### <看護学専攻>

研究科共通項目に加えて、看護学専攻は以下のような人を求めます。

- ・看護実践上の課題解決に向けて自ら探究する意志のある人
- ・専門分野における実践能力のさらなる深化を目指している人

#### <医療技術科学専攻>

研究科共通項目に加えて、医療技術科学専攻は以下のような人を求めます。

- ・臨床検査を主とする医療技術科学分野の研究基礎能力の獲得を志す人
- ・臨床検査分野の高度な専門知識と技術の修得を目指している人

以上の学生の受け入れ方針は、本学の3つのポリシーの策定、見直しの方針に従っており、それぞれの課程における学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合している（根拠資料 2-10【ウェブ】、4-1～6【ウェブ】）。これらの学生の受け入れ方針は、それぞれの課程における求める学生像を示しており、入学者選抜要項、一般選抜学生募集要項、特別選抜学生募集要項、大学院入学者選抜要項・学生募集要項及び大学ウェブサイトや大学案内パンフレット、大学院案内パンフレット等で公表を行い、多岐にわたる媒体を使って情報の得やすさや理解しやすさに配慮をしている（根拠資料 5-1～5、4-1～6【ウェブ】、1-8、1-9）。

#### 5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適

## 切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

### (1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集に取り組むための組織として、入試委員会と広報委員会が共働して広報活動を行っている。入学者選抜に取り組む組織として、入試委員会を設置し、学生の受け入れ方針及び各種入試制度の趣旨に沿って、公正かつ適切な学生募集・入学者選抜に取り組んでいる（根拠資料5-6、5-7）。

学生募集については、広報活動など以下のとおりである。

大学案内パンフレットや大学院案内パンフレット、大学ウェブサイトにおいて、本学の理念・目的、教育理念、教育目標、3つのポリシー、教育の特色、教育活動の状況、具体的教育内容などを詳細に紹介するよう工夫を凝らし、最新の情報発信ができるようリニューアルに努め、入学希望者が本学の特色と学生の受け入れ方針を理解したうえで志願できる状況を整えている。また、志願者の利便性向上を図るため、令和4年度から全入試区分に対してインターネット出願を導入し、利用者が抵抗なく使えるように愛媛県立医療技術大学インターネット出願ガイドも公開している（根拠資料5-8【ウェブ】）。

#### 《保健科学部》

学部では、愛媛県内の高等学校教員を対象とした大学説明会（8月）を来学およびオンラインで開催し、学生の受け入れ方針を説明するとともに、大学カリキュラムや入試制度の説明を行い、学生の受け入れ方針に沿った受験生の確保に努めている（根拠資料5-9）。高校生や保護者に対しては、県内および全国の学生を対象とした来学型およびオンライン中継型のオープンキャンパス（8月3回、10月2回）を開催し、学生の受け入れ方針を説明するとともに、大学生活や入学者選抜方法の詳細を説明している（根拠資料5-10【ウェブ】）。これらに加えて高等学校訪問による進路担当教員への周知や高等学校への出張講義など学生募集を含めた広報活動を積極的に行っている。

#### 《保健医療学研究科》

研究科ではホームカミングデー等で学生の受け入れ方針を説明するとともに、本学学部卒大学院生による講演会を開催し、積極的に大学院の学生募集を行っている（根拠資料5-11【ウェブ】）。医療技術科学専攻については、大学院オープンキャンパスを12月に開催し、学生の受け入れ方針を説明するとともに、教員がポスターによる研究紹介を行い、学部生からの質問や相談等を受け、研究や大学院生の生活についてわかりやすく説明を行っている。また、研究科ウェブサイトでは大学院の看護学専攻だより・医療技術科学専攻だよりで、教員や大学院生からのメッセージや大学院生活についての情報を公開している。

入学者選抜については以下のとおりである。

## 《保健科学部》

学部では学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生を受け入れられるように一般選抜(前期・後期)、特別選抜(学校推薦型、社会人特別選抜(看護学科のみ)、私費外国人留学生特別選抜)という複数の入学者選抜制度を設けている。一般選抜では大学入学共通テストおよび個別学力検査を課している。大学入学共通テストでは、両学科とも国語を必須としているが、看護学科ではバランスよく文系と理系を学習できていることを重視し、5教科5科目を指定、臨床検査学科は理系の基礎学力を重視し、数学・理科2科目を含む計5教科7科目を指定している。個別学力検査等では前期日程は小論文、面接と調査書等、後期日程試験(看護学科のみ)は面接と調査書等で評価している。看護学科では3年以上の社会人経験を有し、卒業後は看護の分野へ就職を希望する者に対して社会人特別選抜を設け、個別学力検査(小論文、面接)を課している。私費外国人留学生特別選抜では、日本留学試験と個別学力検査(小論文、面接)を課している。学校推薦型選抜は、愛媛県内の高等学校及び中等教育学校を卒業見込みの者を対象に、看護学科、臨床検査学科ともに入学定員の約4割を募集人数としている。選抜については、面接、小論文、調査書等からなる第一次選考後に第二次選考として、大学入試センター試験科目の中で本学が指定する最終合格基準を課している。

各選抜試験の科目の配点や合格基準は、入学者選抜要項等で可能な範囲で公開している。また、入学者選抜試験の結果については、大学ホームページにおいて、合格者の最高点、最低点、平均点を公開している。入学試験問題については、請求があった場合、過去3年間の問題を配布している。

## 《保健医療学研究科》

研究科では、出願希望者は、出願前に大学ホームページや大学院募集要項に記載されている指導を希望する教員に連絡を取り、事前相談を行うことができる。その際に研究課題についての相談や履修スケジュールの説明を受けることにより、出願や受験に向けて準備が整えられるよう支援している。また、大学院設置基準第14条の規定を適用して社会人が在職のまま大学院教育が受けられるよう、夜間、土曜その他特定の時間又は時期に開講する授業や集中講義などを行い、仕事と研究の両立に配慮している。

研究科の募集定員は、看護学専攻が5名、医療技術科学専攻が3名の計8名であり、一般入試および社会人特別選抜を実施している。試験は、個別学力検査および面接を課し、その結果を総合的に評価している。一般入試では、英語、小論文、専門科目および面接を行い、社会人特別選抜では、看護師、保健師、助産師、又は臨床検査技師の資格を有する者が対象のため、試験科目から専門科目を免除し、英語、小論文および面接を行っている。入学試験問題については、請求があった場合、過去3年間の問題を配布している。

### (2) 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料その他の費用や経済的支援(入学料及び授業料等の減免制度や各種奨学金制度)に関する情報については本学ウェブサイト、大学案内パンフレット、大学院案内パンフレ

ット、各種募集要項、オープンキャンパスでの進学相談等で詳細を周知しており、問い合わせには事務局教務学生グループが対応窓口となり必要な情報を提供している（根拠資料 5-12【ウェブ】、1-8、1-9、5-1～5）。

（3）入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施

入学者選抜にあたっては、愛媛県立医療技術大学入学者選抜試験実施規程を定め、入学者選抜のための体制を構築し厳正に実施している。入学者選抜試験および管理運営は入試委員会が担当しており、入学者選抜要項や学生募集要項の作成、入学試験問題等の管理、試験監督等役割分担の決定、入学試験の実施、採点の立ち会いおよび集計、成績結果一覧の作成、その他入学試験に関する全ての事項を所管している。入学試験日には学長を本部長とする入学試験場本部を設け、全学教職員の協力の下に試験を実施している。可否については合否判定検討会議で検討し、教授会又は研究科委員会に付議した上で、学長が合格者等を決定することとしている（根拠資料 5-7、5-13）。

さらに、入試委員に学部長（兼研究科長）、両学科長（兼専攻長）を加えた入学試験評価委員会を設けて、入学者選抜試験の基本方針の検討、学力検査員（作問者、面接者を含む）の選定や問題作成における出題方針・評価基準の検討を行っている（根拠資料 5-14）。

また、5.1.4 で後述するように、入試委員会・入試評価委員会で、学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜が適切に行われたかを点検し評価しており、方針に沿った学生が受け入れていると考えている。

教職員の中で近親に受験対象年齢がいる者については、入学者選抜業務に関わらせないようにしている。学力検査の採点や面接の評価については、予め厳密な採点および評価基準を設定する等の公正な仕組みを複数採用することで、採点者間や面接評価者間での公平性が担保できるようにしている。学部、研究科のいずれにおいても、個人の受験成績については、愛媛県個人情報保護条例に基づき希望する受験成績の総合得点及び総合順位について合格発表の日から1か月間、申請により受験生本人に開示している。令和4年度入試における開示請求は 学部で 58 件、研究科で 0 件であった。

以上により、本学では、責任所在を明確にした入学者選抜体制を適切に整備し、公正な入学者選抜の実施をしていると判断できる。

（4）入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

身体に障がいのある学生の受け入れについては「愛媛県立医療技術大学入学試験における受験上の配慮規程」を設けている（根拠資料 5-15）。聴覚障がい者に対しては、注意事項の文書による伝達、座席の前方配置、補聴器の持参使用を許可し、肢体不自由者に対しては、介助者の配慮、1階トイレ近くに試験室を設定、車椅子、杖の持参使用など障がいの種類に応じた配慮規定を定めている。また、出願前にあらかじめ相談できるように募集要項や大学ホームページに記載している。障がい者用のトイレやエレベーターは設置済みである。

(5) COVID-19に関連する対応・対策

COVID-19における受験生への合理的配慮として、保健科学部の前期看護学科選抜の後期振替受験、後期看護学科選抜の追試験、前期臨床検査学科と私費外国人留学生選抜の追試験を新たに設けている。後期看護学科選抜の追試験については、自宅療養中で大学に受験に来ることができない学生に配慮するためにオンライン面接の準備等、合理的配慮を行った。このように受験生が新型コロナウイルス感染によって受験機会を失わないように公平な入学者選抜を実施している。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

《大学全体》

保健科学部（学士）の入学者定員に対する入学定員充足率の5年間平均は1.02であり、収容定員に対する収容定員充足率は1.01である。また、保健医療学研究科の収容定員充足率は5年平均で1.25であり、学生数は適切な状態である。

《保健科学部》

各学科の入学定員充足率（5年平均）は、看護学科は1.00、臨床検査学科は1.02である（表5-1、大学基礎データ表2）。在籍学生数の管理については、臨床検査学科で収容定員充足率が1.04と定員を若干超過しているものの1.25未満であり、良好に推移している。令和4年5月現在の状況は次のとおりである。

表5-1 令和4年度の入学定員充足率と収容定員充足率

	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
看護学科	75	75	1.00	300	300	1.00
臨床検査学科	25	25	1.00	100	104	1.04
計	100	100	1.00	400	404	1.01

《保健医療学研究科》

入学定員充足率の5年平均は0.70で、看護学専攻は0.88、医療技術科学専攻は0.40である（表5-2、大学基礎データ表2）。在籍学生数の管理については、研究科の収容定員充足率は1.25、医療技術科学専攻の収容定員充足率が0.83、看護学専攻が1.50と適切な範囲内に保たれている。また、本学では仕事を続けながら大学院に通う社会人などに配慮

するため、最大4年間の長期履修制度を導入している。

令和4年5月現在の状況は次のとおりである。

表 5-2 令和4年度の収容定員充足率

	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
看護学専攻	10	15	1.50
保健医療技術科学専攻	6	5	0.83
計	16	20	1.25

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集については、入試・広報委員会が毎年4月に新入生に対してアンケートを実施し、本学受験決定時期や選んだ理由、他大学受験の有無、本学受験で気付いた事、本学ウェブサイトやデジタルパンフレットの利用度、オープンキャンパスの参加等について情報を収集して、ホームページや入試選抜・募集要項の見直しなど募集活動や広報活動に活かすようにしている（根拠資料5-16）。

入試選抜については、例年、新年度のはじめに入試委員会・入試評価委員会（運営戦略会議メンバーを含む）で、入学者選抜が適切に行われたかを点検・評価している。入学試験実施状況表を作成し、学部各選抜・研究科の出願者数、県内・県外出身や現役・現役外の区別、出願倍率、受験倍率、合格倍率、入学率等を算出して検討している。また、学部の入学試験結果については、合格者の大学入学共通テスト結果（最高点、最低点、平均点）、個別学力検査（最高点、最低点、平均点）および全体の総合点（最高点、最低点、平均点）を集計し学生の受け入れが適切に行われているかどうかの点検に活用している。合格者の集計結果は教授会や大学ウェブサイトで公開している。研究科についても個別学力検査結果について同様の検討や結果の公表を行っている。また、入試評価委員会で、入学者選抜試験の基本方針の検討、作問者・面接者の選定や問題作成の基本方針、選抜試験の問題点の検討や受験生がより理解しやすいように選抜要項・募集要項の見直しなどを行っている（根拠資料5-14）。その結果、令和4年度からは、インターネット出願を導入した（根拠資料5-8【ウェブ】）。また、教学マネジメント委員会（運営戦略メンバーを含む）においても、在学生の学修成果の評価やPROG調査を通して、入学者選抜によって本学に受け入れた学生の適切性や学生の受け入れ方針の適切性も評価している。

入学者選抜試験の運営については、それぞれの試験後に入試委員会を開催し、試験問題の管理、試験監督や面接および面接誘導、受験生への対応や運営上の問題点を協議し、以降の入学試験に向けて改善策を検討している。

また、自己点検・評価委員会と運営戦略会議が中心として行う大学全体の自己点検・評価においても、点検項目に学生の受け入れの項目を設けており、中期目標、中期計画、年

度計画に沿った自己点検・評価および課題の抽出も毎年度行っている（根拠資料 2-16【ウェブ】）。

改善事項については、入試委員会から入試評価委員会（運営戦略会議メンバーを含む）を経て大学組織である教授会、研究科委員会や法人組織である教育研究審議会での審議を経て決定する体制を整えている。

## 5.2. 長所・特色

本学は県立の医療系大学として愛媛県や地域の保健医療に貢献するための人材育成に従事してきた。学部入試では学校推薦型選抜で愛媛県内から、将来看護師や臨床検査技師として地域医療に貢献したい学生を受け入れ、実習等で県内の医療施設と連携しながら学生の教育を行っている。また、一般選抜では、社会人特別選抜や私費外国人留学生特別選抜枠など多彩な入試選抜方法を設けてより広く多くの学生に学習の機会を提供している。毎年卒業生の半数以上は県内の医療機関に就職しており、地域の医療従事者の育成を目的の1つとする県立大学としての役割を十分果たしていると考えている。

## 5.3. 問題点

保健医療学研究科の入学定員充足率の5年平均は 0.70 と大学基準内であるものの、医療技術科学専攻の入学定員充足率が 0.40 と低く、継続的な改善が必要と認識している。3.1.2.にも示したように、本学の自己点検評価のプロセスを経て対応の検討を行い、具体的な改善策として、広報活動の強化、教育プログラムの強化を進めている。医療技術科学専攻を受験生により深く理解してもらうための情報提供の場として、大学院のオープンキャンパスの実施を始めている。大学院進学に興味がある学部の在校生を対象に、専門分野の研究内容を指導教員がポスターで紹介し、研究や大学院生の生活について丁寧に説明しており、効果は着実に上がってきている。また、感染症に関する最先端の知識や検査技術を学ぶ「感染症専門検査技師養成プログラム」を開始し、より社会のニーズにあった大学院教育を目指している。その結果、令和5年度は医療技術科学専攻の入学者増となった。

## 5.4. 全体のまとめ

本学は、学生の受け入れ方針を学位課程ごとに定めており、求める学生像等を明記しているとともに、その内容は学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に整合している。これらは、授業その他の費用や経済的支援に関する情報とともに出版物や本学ウェブサイトを通じて情報の得やすさに配慮しながら適切に公表している。入学者選抜については、学生の受け入れ方針に基づいて実施しており、入学者選抜の体制を規程等に定め、入学者選抜を公正かつ適切に運営している。また、方針に沿った学生を受け入れられているかどうかを入試委員会・入試評価委員会、教学マネジメント委員会等で検証している。入学定員充足率および収容定員充足率は学部では適切な状態である。保健医療学研究科の入学定員充足率の5年平均および収容定員充足率も適切な状態であるものの、医療技術科学専攻の入学定員充足率が低いため、広報活動の強化、教育プログラムの強化等を行い、令和5年度の入学者増につながっている。小規模大学であるためアドミッションセンターは設置



していないが、学生の受け入れについて定期的に検証を行う体制は整っており、基準を概ね充足していると考えられる。今後、広報活動の充実や入学者選抜の改善などに引き続き取り組み、受験倍率の維持や県内出身の受験者の確保を図っていきたいと考えている。

## 第6章（基準6：教員・教員組織）

### 6.1 現状説明

#### 6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定
評価の視点2：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
評価の視点3：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針 (分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学が掲げる理念・目的に共感し、大学の一員として大学の発展に寄与する人材を求めたいとの考えから、大学として求める教員像を

1. 本学の目的及び基本理念に基づき、熱意を待って教育に取り組める人
2. 研究を推進し、その成果を学生の教育及び社会に還元できる人
3. 自らの役割を自覚し、他の教職員と協働して積極的に大学運営及び地域貢献に参画することができる人

と定め、さらに、これを踏まえて、学部各学科・研究科専攻ごとに追加する教員像を定めている（根拠資料6-1【ウェブ】）。

教員組織の編成方針は、大学設置基準ならびに大学院設置基準を満たす教員数を配置し、大学全体としては年齢・性別が極端に偏らないよう配慮しつつ、各講座又は分野ごとに原則、教授、准教授または講師、助教で構成している。教授が教育・研究ならびに若手教員の育成に責任を担う体制としている。教員の選考および昇任は諸規程等に基づき、欠員が生じた場合には公募を原則とし、欠員がない場合にも上席の職位に見合う業績が積み重なったと判断される場合には、昇任人事を積極的に行うこととしている。方針は学内総合情報管理システムで共有され、大学ウェブサイトにも明示・公表している。

以上により、求める教員像は大学全体としての方針に加えて、学部・研究科ならびに各学科・研究科専攻の特性を踏まえた教員像を明示しており、教員組織の編成方針も本学の理念・目的に照らして適切であると判断する。

#### 6.1.2. 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

教員組織は、編成方針に基づき以下のように編成している。

保健科学部では、看護学科は基礎教育、基礎看護学、地域・精神看護学、母性・小児看護学、成人・老年看護学の5講座、臨床検査学科は生体情報学と基礎検査学の2講座で編

成している。大学院では、看護学専攻および医療技術科学専攻ともに学部と兼任としているが、学部看護学科所属の基礎教育の一部の教員は大学院では研究領域の専門性から医療技術科学専攻に所属している。

専任教員数は、保健科学部看護学科 40 名、臨床検査学科 15 名、大学院保健医療学研究科看護学専攻 16 名、医療技術科学専攻 12 名で設置基準を満たしている（令和 4 年 5 月 1 日時）。職位の配置は教授 14 名（25.5%）、准教授 14 名（25.5%）、講師 7 名（12.7%）、助教 20 名（36.4%）、年齢構成は 60 歳代 10 名（18.2%）、50 歳代 21 名（38.2%）、40 歳代 12 名（21.8%）、30 歳代 11 名（20.0%）、20 歳代 1 名（1.8%）とバランスがとれている（大学基礎データ表 1、表 5）。男女比は男性 15 名（27.3%）、女性 40 名（72.7%）と女性の比率が高い。

科目責任者は、講師以上が務め、主要な専門科目については教授・准教授が担当している。また、専任教員数は、十分に設置基準を満たしているものの医療系の小規模大学であるため、共通教育科目・専門基礎科目の一部（40～60%）は、非常勤講師に頼らざるを得ない現状である。非常勤講師の採用に当たっては、資格や申請方法、決定のプロセス等について定めた「非常勤講師等の雇用に関する規程」に基づき、教授会・研究科委員会で審議し、理事長が決定している（根拠資料 6-2）。

専門科目についてはほぼ専任教員が担当している（85～95%）が、より専門的あるいはより豊かな内容を提供することを意図して、授業の一部に実践力の高い専門家や患者当事者の講義を導入している。これらについては関連のある科目の専任教員がシラバス作成の段階から教育内容に一貫性・系統性を持たせるよう連携をとっている（大学基礎データ表 4）。

また、実習や演習科目は教員組織の編成方針に則り、きめ細かな指導を行うため、専任教員を補助する非常勤の補助者や T A を配置し、科目責任者の指導のもと連携して教育を行っている（根拠資料 6-3）。

授業科目と担当教員の適合性については、教員採用時やカリキュラム改正時に業績と照合して判断し、学生に向けてはシラバスに教員の実務経験に関する情報を明示している。

教員の授業担当時間数については、極端な偏りがないよう配慮しつつ、是正できない場合は、大学運営上の負担軽減でバランスを保つように配慮している。

研究科担当教員の資格については、大学院設置基準第 9 条第 1 項に準じ、博士の学位を有することまたは修士の学位を有し、博士の学位に準ずる業績を有することを基本とし、研究指導教員、研究指導補助教員、科目担当教員別に資格基準を定め適用している（根拠資料 6-4、6-5）。

以上により、本学は編成方針に基づき適正に教員組織を編成していると考えられる。

### 6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任等については、「公立大学法人愛媛県医療技術大学教員の採用及び昇任の選考に関する規程」（根拠資料6-6、6-7）に則り、公正・適正に行っている。具体的には、選考の必要が生じた場合、当該学科で公募要領について検討し、運営戦略会議、教育研究審議会の議を経て決定し公募する。学長指名による教員選考委員会が設置され、応募者について、書類審査・プレゼンテーション審査（講師以上の場合）・面接審査を実施する。教員選考委員会は審査結果を教育研究審議会に報告する。教育研究審議会は審議後、出席者全員による投票を行い、結果を理事長に報告している。教員選考委員会5名の構成は、公募の当該学科所属教授を主とするが、公正性、客観性を担保するため、非当該学科の教授も含めて組織される。

昇任については、学内の教授から昇任候補者として推薦があった場合に、学長、学部長、両学科長からなる教員選考委員会を設置し、書類審査・面接審査を行い、結果を教育研究審議会に報告する。教育研究審議会は、審議後、出席者全員による投票を行い、結果を理事長に報告している。昇任の推薦は、教育・研究業績、学位（博士）の取得、学内運営への貢献等を勘案して行う。

なお、教授及び講師については、同等の業績・能力を有するにもかかわらず、定数に欠員がないことにより昇任できない准教授・助教に対して、特任教授、特任講師の名称を付与する新たな特任教員制度を令和2年に設け、対外的な教育・研究活動の利便性の向上、また教員自身のモチベーションの向上に資することとした。審査過程は昇任の手続きに準じている（根拠資料6-8）。

また、教育研究の充実を図るため本学の教員構成上特に必要であると認める場合に、期間を定めて雇用する特命教授制度を設けており、学部長又は研究科長が理事長に推薦し、教育研究審議会の議を経て決定することとしている（根拠資料6-9）。

さらに、助教に欠員が生じた場合において後任者補充が困難な場合に、教員不在による教育の質の低下を避けるため、助教に準ずる能力を有する者を期間を定めて採用できる特定教員制度を平成26年から運用している。これまでに累計6名を採用し、うち5名は大学院修了後に改めて専任助教として選考された（根拠資料6-10、6-11）。

以上により、教員の募集、採用、昇任は規程に則り、かつ、実情に応じて弾力的に仕組みを創設し、公正・適正、効果的に実施できていると判断できる。

#### 6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

全学的なFDについては、FD委員会が主体となって年間計画を立て実施している。その他に、学部（学科・講座単位）、研究科単位でのFDが行われている（根拠資料6-12）。また、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」（SPOD）によるFD・SD研修への参加を積極的に促している（根拠資料6-13【ウェブ】）。研究の活性化のための取り組み

としては、FD/S D研修として競争的資金の獲得に向けた毎年の研修開催、科研費申請ブラッシュアップ支援・指導制度の創設（根拠資料 6-14）、学内教育研究助成制度の活用推進（根拠資料 6-15）を行っており、科研費補助金採択件数は毎年5～9件の新規採択と継続9～13件で、令和3年度の新規・継続を合わせた採択率は50%となっている（根拠資料 6-16）。これらの地道な取り組みが研究活動の活性化につながっていると考えている。全学的なFD/S D研修会の参加率は概ね50%以上であるが、内容がここ数年、ハラスメント防止や発達障がい等の特性のある学生の学習支援対等に硬直化していた（根拠資料 6-17）。令和4年度からは新たにSDGsへの取り組みや最先端の研究知見に触れるセミナー等を追加した。

授業評価の実施率は、過去3年で学部が60～80%台、研究科が20～40%台であり、結果はFD委員会より各教員にフィードバックされている。学生からの授業評価は全体的に高い（根拠資料 6-12）。研究科の授業評価については、履修登録1～2名の科目が多く、実施方法に課題がある。令和3年度前期途中から紙媒体からウェブ上のアンケートへ移行した結果、提出率（回答率）の低下がみられ、その対応が求められる。令和4年度前期より授業評価アンケート結果の教員へのフィードバック方法を変更し、授業改善に向けて活用しやすい仕組みを整備している。

教員の教育・研究・地域貢献・大学の管理運営活動の活性化及びその改善と向上を図るため、毎年、教員業績評価を実施している。業績評価報告書は、点数化される項目と年度自己目標（計画）及びその達成状況・自己評価からなる。教員業績評価委員会は、理事長、事務局長、学部長（兼専攻科長、研究科長）、学科長（兼専攻長）により構成され、各教員から提出のあった業績報告書をもとに、各教員の活動実績および各教員が設定した目標とその達成状況を総合的に勘案し、分野別の評価を踏まえて、5段階で総合評価を行っている。

結果については、全体概要として、総合点及びその内訳となる教育・研究・地域貢献・大学運営ごとの平均点を学科及び職位ごとに示したものと並び職位ごとの総合評価（5段階）の状況について示したものを報告し、自分がどの位置にあるか確認できるようにしている。さらに、教授については学部長から、准教授以下については各学科長から個別面談を通じて「教員業績結果通知書」を渡し、次年度の目標・計画につなげている。

評価上位の者に対しては学科・職位ごとに勤勉手当加算を行っている（根拠資料 6-18）。特に顕著な功績や貢献があった者に対しては、学長から全員参加の教授会の場で表彰を行っている（根拠資料 6-19、6-20）。

教員業績評価制度については、教員への意見照会を踏まえて毎年度教員業績評価委員会で見直しを行い、一部修正しながら現在に至っており、教員のモチベーションや成果向上につながっていると考えるが、業績評価報告作成の負担が大きいという意見もあり、引き続き、効果的な業績評価制度について検討していく必要がある。

#### 6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

FD活動については、毎年度、FD委員会が点検・評価報告を行い、課題や成果を報告書にまとめて自己点検・評価委員会で報告し、これを受けて運営戦略会議が、改善策を指示するほか、経済的支援を必要とするものについては、学長裁量経費で措置している。研究力向上のためFD活動を改善・向上させた近年の例としては、先述した若手教員のさらなる科研費の採択率を高めるための計画書ブラッシュアップ支援制度の創設（根拠資料6-21）や最先端の知見に触れ研究者としての視野やネットワークを拡げる目的で新設した「先端医療セミナー」がある（根拠資料6-22）。

教員組織の適切性の点検・評価は、全学内部質保証推進組織である運営戦略会議が、教員の充足状況及び質の向上の観点から、編成方針（根拠資料6-1【ウェブ】）を踏まえて実施している。

なお、運営戦略会議の構成員は、学長補佐を除いて教員業績評価委員会の構成員と同一であることから、教員業績評価委員会の点検・評価は、運営戦略会議が行う点検・評価として共有され、課題に対して対応を指示・支援している。

教員の採用や配置についての点検・評価は、退職が見込まれるときおよびカリキュラム改正を行うとき、昇任については毎年10月頃に行い、運営戦略会議の構成員である学科長から出される学科内の課題を踏まえて提案された公募要領や昇任審査実施の適否について、大学として審議し方向性を示すとともに、選考方法について見直しを行っている。

また、教員業績評価制度については平成29年度以降毎年、制度の見直しを行っており（根拠資料6-23）、より教員のモチベーションの維持・向上に資する制度へと改善を図っている。

この点検・評価結果は毎年、外部組織である法人評価委員会に対して報告しており、第2期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）においては、特任教員制度の創設等の努力により教員確保に努めていること、また、教員業績評価制度については継続的に制度の見直しが行われ、教員のモチベーションの維持向上を促す取り組みを実施していることが評価されている（根拠資料6-24）。

以上により、教員・教員組織の適切性については、運営戦略会議が責任主体となってFD委員会及び各学科と連携し、継続的に点検・評価し、改善支援を行っており、その取り組みは法人評価委員会からも評価されていることから、適正に実施されていると判断する。

## 6.2 長所・特色

専任教員数1人あたりに対する学生数は7人で、丁寧な少人数教育に見合う教員数が確保できており、学生からの授業評価も全体的に高いのが特徴である。また、教員の選考・昇任の手続きは規程に則り公正・適正に実施しているとともに、特定教員・特命教授制度を継続して運用しているほか、新たに特任教員制度を創設する等、弾力的に運用できている。

### 6.3 問題点

教員組織の編成に関する問題点として、予測のつかない自己都合による退職が毎年一定程度あり、編成方針どおりには適任者がすぐに採用できない課題がある。また、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みの硬直化に対しては、令和5年度に向けても新たな企画を準備中である。

### 6.4 全体のまとめ

求める教員像は、大学全体としての方針に加えて、学部・研究科ならびに各学科・研究科専攻の特性を踏まえて設定している。教員組織の編成方針としては、大学としての共通の方針を示しており、基本的にはこれに基づいた教員組織の編成が行われている。しかしながら、予測のつかない自己都合退職が一定程度あり、全国的な看護教員不足のなか、必ずしも編成方針どおりに採用ができない場合もあることが課題である。

教員の募集、採用、昇任は、求める教員像及び教員組織の編成方針をもとに、規程に則り、かつ、実情に応じて弾力的に仕組みを創設し、公正・適正、効果的に実施できている。教員採用後の教育活動の質向上に向けた取り組みは、学生からの授業評価結果から教育改善につながっていると考え、研究活性化については、地道な取り組みが成果につながっている。

教員業績評価制度については、教員への意見照会を踏まえて毎年度教員業績評価委員会で見直しを行い、一部修正しながら現在に至っており、教員のモチベーションや成果向上につながっていると考える。しかし一方で、業績評価報告作成の負担が大きいという意見もあり、引き続き、効果的な業績評価制度について検討していく必要がある。

教員・教員組織の適切性については、FD委員会及び教員業績評価委員会、各学科が継続的に点検・評価した結果を運営戦略会議が受け取り、内部質保証の責任主体として改善を指示・支援を行っている。その取り組みは法人評価委員会からも評価されていることから、適正に実施されていると判断する。

## 第7章（基準7：学生支援）

### 7.1. 現状説明

#### 7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
--

本学の理念・目的である「豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成する」に基づき、学生支援に関する方針を、以下のように定めている。

本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送るために必要な修学支援、生活支援について、社会情勢等に即応した適切な対応を図る。また、就職・進路支援について、学生の希望に沿った支援に加え、県内就職に向けた情報発信や卒業生へのUターン支援に取り組む。

修学支援：学生の主体的学修の促進のための支援や相談体制を維持するとともに、学修の継続に困難を抱える学生や特別な配慮を要する学生を適切に支援する。授業料の減免や奨学金等による経済的支援の継続・拡充に努める。また、学生がグローバルな視点を養えるよう国際交流推進を支援する。

生活支援：学生が心身ともに健やかに、安全、安心で充実した学生生活を送れるよう支援する。健康管理体制の強化に努め、学生生活に関する相談体制を維持する。学生生活の安全面の支援を行い、サークル活動、自治会活動、課外活動、ボランティア活動等、自主的な活動を支援する。

就職・進路支援：学生の希望に沿った就職・進学のための相談・支援体制を維持し、学生のニーズに適した進路セミナーや卒業生との交流等により、就職・進学に関する情報提供の充実を図るとともに、個別指導・助言体制を維持する。県内就職率の向上を図るため、県内医療機関の魅力の紹介に努め、県外に出た卒業生等の愛媛県へのUターン支援に取り組む。

学生支援に関する方針に基づき、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、入学者の傾向等を踏まえた中期目標や中期計画及び年度計画を策定している。また、学生支援に関する方針は、本学ウェブサイトに掲載しているほか、学内でも共有されている（根拠資料7-1【ウェブ】、1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】）。

以上により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう必要な支援について大学の方針を明示しており、大学の理念・目的に照らして適切だと判断する。

#### 7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。



評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

修学支援、生活支援、進路支援その他支援を行うための体制は、方針に沿って学生委員会や学生相談室、クラス顧問制度等を整備している（根拠資料 5-6、7-2）。本学では、学長、学部長（兼研究科長）の下、学生支援の統括責任者として学生部長の職を設けるとともに、学内組織として学生委員会を設けている。学生委員会は、学生支援を中心となって担う組織であり、学生部長を委員長として、教員7名及び事務局職員2名で構成している。学生相談室は、学生からの様々な相談に応じる組織であり、学生部長を室長として、外部カウンセラー（心理カウンセラー）1名及び学内相談員（学生委員会委員）8名で構成している（根拠資料7-3）。クラス顧問制度は、クラス毎に教員を顧問として配置し学生を支援する制度である。学部と専攻科の全てのクラスに1名から4名の顧問を配置しており、学生委員会の下部組織として学生部長や学科長、外部カウンセラーとも連携を図りながら学生支援を行っている（根拠資料7-4）。

修学支援、生活支援、進路支援、その他の支援の取り組み等は、学生支援に関する大学としての方針に沿って年度計画を作成し実施している（根拠資料1-16【ウェブ】）。それぞれの支援の取り組みについては、以下に示すとおりである。

#### （修学支援）

修学支援に関する取り組みは、学生の能力に応じた補習教育・補充教育の支援、正課外教育のための支援、学生の自主的な学習を促進するための支援、障がいのある学生や留学生に対する修学支援、学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）への対応、学生に対する経済的支援（学内外の奨学金を通じた支援、授業料減免等）、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供、国際交流に向けた支援、大学院生の修学支援、コロナ禍に対応した学修支援等を行っている。それぞれの具体的な支援内容については、以下に示すとおりである。

- ・学生の能力に応じた補習教育・補充教育の支援は、クラス顧問および学科長が成績等の評価をもとに成績不振学生の学修状況の把握に務め、学生と面談等を実施の上、必要と認める場合に科目担当者と相談しながら、学生の能力に応じた講義や実技の補習教育や補充教育を適宜行っている。また、本学が重点を置く国家試験対策に関しては、クラス顧問や各学科の国家試験対策委員が中心となって模擬試験などを実施し、得点が振るわない学生に対しては、特別授業などを随時行っている。さらに、全ての教員がオフィスアワーを設けて、学生からの質問等にいつでも答えられる体制をとっている（根拠資料7-5【ウェブ】）。
- ・正課外教育のための支援として、主にサークル活動やボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援を行っている。母体組織である学生自治会を支援し、学生の要望に

随時応えられる体制を、サークル顧問を通じて学生委員会が整え実施している。学生の正課外活動は、あらかじめ定めた基準に適合すると認められるボランティア活動を含むサークル団体について自治会を通じて認定をする制度を設けて、積極的にその活動を支援している（根拠資料 7-6）。現在、学生の活動は、学生自治会を中心として、その下に学内サークルなどがあり、認定されている学内サークル団体は 14 団体ある（根拠資料 7-7）。自治会の運営は、保護者による後援会費より支給される助成金と、学生から集めた自治会費を原資としており、学生の要望に応じて自治会独自の活動や、学内サークルなどに対して助成を行っている。

- ・学生の自主的な学習を促進するための支援は、ICTの活用や学習環境の整備を次のように行っている。本学ウェブサイトの学生専用ページや遠隔通信ツールを積極的に活用し、自宅等での自主学習に対する支援を行っている。また、ウェブ教材を導入して、予習や復習に活用できるようにしている。コロナ禍でも教育の質を維持するため、ウェブを利用した学修支援システムの構築を行い、その例として早期に授業動画 520 本以上を作成した。作成した動画は、いつでも再視聴可能なように期間を設けてオンデマンドでの配信も行うことで、十分な教育の機会と質の担保につなげている。オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮として、学内に学生が利用可能な Wi-Fi 環境を整えている。図書館や学生ホールに学習スペースを整備し、自主学習の環境を整えている。図書館は土曜日も開館するとともに、定期試験や国家試験の時期に応じて開館時間を延長して自己学習を支援している。

- ・障がいのある学生や、留学生に対する修学支援に関しては、障がいのある学生に対してクラス顧問や学生部長、学科長等が必要に応じて学生や保護者と面談し、差別に対する配慮を含む適切な支援方法を決めている。また、決定した事項は、本人の同意のもと学科会や教授会等を通じて教職員で共有を行っている（根拠資料 7-8【ウェブ】）。留学生に対しては、現在までに該当する学生の在籍がないため行っていないが、高雄医学大学との国際交流協定（根拠資料 4-20【ウェブ】）に基づく短期研修生の受け入れを予定しているため、支援体制の整備を進めている。

- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）への対応は、クラス顧問が中心となって行っている。留年者が抱える問題については、クラス顧問が面談を実施して相談に応じ、解決に向けた支援を行っている。退学希望者や休学、復学の事例については、クラス顧問が状況を把握すると共に、必要に応じて学科長や専攻科長、学生部長、保護者も交えて面談を行い、本人および保護者の意向を確認して、双方が納得できるよう十分な配慮のもと決定している。

- ・学生に対する経済的支援（学内外の奨学金を通じた支援、授業料減免等）は、日本学生支援機構、地方公共団体、民間の奨学団体及びその他の奨学金制度を活用している。例年、在籍学生の約半数が日本学生支援機構の奨学金を受けている（表 7-1）。その他の修学資金として、自治体や医療機関、団体等により実施される修学資金制度も活用している（表 7-2）。授業料等の減免については、申請を前期分と後期分に分けて年 2 回受け付け、免除している（根拠資料 7-9）。

表 7-1 日本学生支援機構奨学金の利用状況(令和3年度)

	在学生数	貸与人数	利用率
保健科学部	407 人	197 人	48.4%
助産学専攻科	9 人	5 人	55.6%
計	416 人	202 人	48.6%

※大学院生の利用なし

表 7-2 その他奨学金の利用状況(大学の推薦を要するもの)

		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸与	都道府県等看護職員修学資金	3 人	2 人	—	—	1 人
給付	民間財団等の奨学金	2 人	2 人	3 人	2 人	3 人

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、広報誌や本学ウェブサイト、ガイダンスや学内掲示板により情報提供を行っている。授業料減免等の制度運用にあたっては、規程に基づいて募集および審査を行っている(根拠資料 7-10、7-11、7-12)。

・国際交流に向けた支援は、学生がグローバルな視点を養えるよう、国際交流委員会が中心となって行っている。平成30年に高雄医学大学と学術交流協定を締結し、学生を派遣して1～2週間程度の短期海外研修を実施している。令和2年度からコロナ禍で派遣は見送っているが、メッセージ動画の送付を実施するなどし、オンラインでの継続的な交流活動も模索している(根拠資料 7-13)。また、国際交流の円滑な遂行や支援のために、客員教授を招聘し、国際交流委員会の取り組みや学生の活動を支援するとともに、EPU愛顔基金から海外研修の交通費の助成金を支出し、学生の国際交流への参加支援をしている。

・大学院生の修学支援は、学生のほとんどが仕事を継続しながら社会人学生として修学しているため、学業と仕事の両立が最も大きな課題の一つとなっている。無理のない修学ができるよう、研究指導教員が履修指導を行うとともに、長期履修制度等も積極的に活用されている(根拠資料 7-14)。また、遠隔通信ツールも積極的に活用し、職場や自宅からでも学修および研究が継続できるよう取り組んでいる。研究指導體制は、副研究指導教員制度も設けており、学生の希望に応じて、研究指導教員に追加して副研究指導教員を置くことができるようにしている(根拠資料 4-29)。また、大学院生が、学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、ティーチング・アシスタント(TA)制度を設け、学生が培ってきた知識や技術を人に伝える機会としている。大学院生への経済的支援は、学部生と同様に、奨学金や授業料免除制度等についてガイダンスや掲示板を通じて情報提供を行っている。留年、休学、復学及び退学等については、研究指導教員が中心になって支援するとともに、研究科長が全体を把握して、研究科委員会で最終的な決定を行っている。

・コロナ禍に対応した学修支援として、臨床検査学科があるという本学の特性を生かし、実習前PCR検査の学内実施体制を本学独自に整備することで、実習施設への安心の提供と学生の臨地実習の機会の確保につなげている。

#### (生活支援)

生活支援に関する取り組みは、学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談やハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応、コロナ禍に対応した入学生への生活支援等を行っている。それぞれの具体的な支援内容については、以下に示すとおりである。

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導・相談に関して、学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施するとともに、保健指導を実施しているほか、保健室及び学生相談室を設置して、学生の心身の健康保持を行っている。学生相談室は、利用方法等をガイダンスや「学生生活の手引き」を通じて学生に周知し、利用しやすい体制を整えている（根拠資料 1-10：III 学生生活、1-11：III 学生生活）。これまでに令和元年度 57 回、令和 2 年度 57 回、令和 3 年度 67 回の相談室利用があった。また、感染症対策として、「感染予防マニュアル」を配布し、学習活動及び日常生活における学生の感染防止を行っている（根拠資料 7-15）。交通事故や犯罪被害の対策としては、交通安全教室及び犯罪被害防止教室の講習会を実施し、学生が安全に生活できる環境を整えている。SNS（Social Network Service：ソーシャルネットワークサービス）などの利用や情報管理について注意喚起するとともに、専門家によるガイダンスを行っている（根拠資料 7-16）。

・ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応は、ハラスメント防止規程（根拠資料 7-17）を定め、相談窓口として相談員を設置して行っている。ガイダンス及び学生委員会による定期刊行物を通じて、学生や保護者にハラスメント対策や相談員に関する情報を提供している。FD委員会主催によるハラスメント講習会の実施等を通じて、教職員のハラスメントに対する意識を高め、ハラスメントの防止を行っている（根拠資料 7-18）。

#### (進路支援)

進路支援（就職・進学）に関する取り組みについて、学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）や進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア支援等を行っている。それぞれの具体的な支援内容については、以下に示すとおりである。

・学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）は、地域交流センターと学生委員会、同窓会が共同し、在校生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングデー）を開催して生きた情報の提供を行い、職業意識の向上やキャリアデザインを支援している（根拠資料 7-19【ウェブ】）。医療職として必要な基盤となる能力を身に付け、学生の希望が実現できるよう就職アンケートを実施して学生の要望を把握し、進路セミナーの開催や本学ウェブサイトでの就職支援の情報提供など、就職・進学に関する情報を学生が自由に閲覧できるよう整備し支援している。3・4年次前期に進路セミナーを行い、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師の専門性を意識した就業後のキャリアデザインがイメージできるよう支援している（根拠資料 7-20、7-21）。

・進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援については、進路セミナ

一や就職に関する本学ウェブサイトのほか、クラス顧問を中心とした支援体制によっても行われている（根拠資料 7-20、7-21、7-22【ウェブ】）。クラス顧問は3年次から持ち上がりとする事で、継続的な就職・進学指導を可能としている。例年高い就職率を維持できしており、令和3年度の就職希望者就職率は100%で、進路の内訳は次表のとおりである（表 7-3）。

表 7-3 令和3年度卒業生の進路 (単位：人)

進路		学科等	看護 学科	臨床検 査学科	助産学 専攻科	大学院	計	
就職	県内	愛媛県・愛媛県立病院	10		2		12	
		愛媛大学医学部附属病院	9	1			10	
		松山赤十字病院	7	1	1		9	
		市町、市町立病院	5	1			6	
		その他の病院、施設	3	7	1	1	12	
		小計	34	10	4	1	49	
	県外	都道府県・都道府県立病院	2				2	
		大学・大学病院	9		1		10	
		独立行政法人（国立病院機構 他）	4	3			7	
		市町村、市町村立病院	2				2	
		その他の病院、施設	13	9	4		26	
		小計	30	12	5	0	47	
	計			64	22	9	1	95
	進学			9				9
継続勤務						4	4	
その他			1	5			6	
合計			74	27	9	5	115	

就職統計データは、事務局教務学生グループが整備し、学生の就職を選択するに至る要因分析を行い、就職支援に活かしている。県内就職率の向上を図るため、愛媛県及び県内医療機関などと密接に連携し、県内医療機関の魅力を紹介するとともに、県内医療機関等の求人情報を積極的に提供している。本学ウェブサイトやホームカミングデーの告知を通して、卒業後も継続して卒業生を就職や進学に関して支援していること等の卒後支援の情報を提供し、Uターン支援の推進を図っている（根拠資料 7-22【ウェブ】）。大学院生については、多くが社会人として職を持ったままで入学しており、転職を希望する学生に対しては、研究指導教員が中心となり個別相談に応じている。看護師に比べ、就職口が限られる臨床検査技師では、愛媛県臨床検査技師会との包括連携協定を結ぶことで、病院側からも支援が受けられる体制を整えている（根拠資料 3-3）。また、就学後の支援として、研究成果の公表に向けた支援を行っている。

(その他支援)

・サークル活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、上記以外には、自治会主催の球技大会や学生祭（COVID-19の拡大により、球技大会は令和2～3年度が中止、学生祭は令和3年度が中止となっている）、大学キャンパス内を清掃するクリーンアップ大作戦などのイベントには教職員も参加して学生の課外活動を支援している。また、学生が使用するサークル棟の整備についてもアンケート調査を随時実施し、要望に随時応じられる体制を整えている。さらに、学業やサークル活動等で顕著な成績を残した学生や団体に対して学生表彰を実施しており、そのうち学生部長からの表彰として、規程を設けて積極的に学生や団体を表彰するよう取り組んでいる（根拠資料 7-23）。過去3年間は、次表のとおり表彰を行っている（表 7-4）。

表 7-4 学生表彰の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学長表彰(成績優秀者)	2人	2人	2人
学部長表彰	2人	1団体	1人
学生部長表彰	1団体	1団体	—

学生の健康と安全を守るため、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、サークル長を通じて各サークル独自の感染予防策をサークル顧問に提出してもらい、それらを学生部長が評価をして、各々のサークルに対して注意喚起や適切な指導を行っている。

学生の要望に対応した学生支援の適切な実施については、学生支援の適切性の検証と学生の要望に対応した支援を行うために、両学科各学年の学生代表との意見交換会や学生アンケートを適宜行い、学生の声を学生委員会活動へフィードバックして学生支援に生かすようにしている。これまで、実習にかかる諸経費の補助、体育館へのWi-Fiの設置、国家試験対策本の追加購入及び図書館の開館日を増やすなどの支援を行っている（根拠資料 2-32、2-33）。学生支援について学生への周知は、支援内容について記載する「学生生活の手引き」を毎年度更新し、学生へ配布するとともに、本学ウェブサイトの学生専用ホームページ（パスワード付き）にも掲載している。全教員にも「学生生活の手引き」を毎年度配布し、更新内容については、大学全体で情報共有を行っている。学生代表との意見交換会や学生アンケートの結果および年度計画に沿って、毎年度学生委員会が見直しを行うことで支援の適切性を確保している。

(学生支援(修学支援、生活支援、進路支援等)において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたか)

コロナ禍における学生支援については、学生の安定した学生生活の確保のために、COVID-19の状況など社会環境が変化していく中で、大学全体で様々な支援に取り組んだ。主な取

り組みについて「コロナ禍における学生支援について」に示す（根拠資料 7-24）。修学支援については、コロナ禍でも教育の機会や質を担保するため、学生の通信環境への配慮しながらオンラインを利用した学修支援システムを構築した。オンライン教育を行う場合に下宿等での通信状況の整わない学生への配慮として、コロナ禍で登学不可であった時期にも個別に登校を許可し、学内で学生が利用可能な Wi-Fi 環境を提供した。家計が急変した学生に対しては、日本学生支援機構の制度を利用した授業料減免などの支援を行っている。生活支援については、特に新入生が孤立感を覚えないよう 4 月にオンラインでの交流の場を継続的に提供し、学生からの質問や悩みには学生部長等が随時メールや携帯電話で応じるなど、新入生を中心に学生の生活の安心につなげた。また、学生相談体制については、コロナ禍において相談件数の増加に対応するために相談枠を増やす措置を講じている。進路支援については、進路セミナーのオンライン開催や教員による相談体制を維持するなど就職活動の継続支援を行った。その結果、コロナ禍以降も就職希望者の 100%就職率を継続して達成している。

以上により、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援（修学支援、生活支援、進路支援）の体制が整備され、年度計画に沿った取り組みがされていることから、安定した学生生活の実現につながっており、学生支援は適切に行われていると判断する。また、COVID-19 への対応・対策は、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であると判断する。

### 7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援についての定期的な点検・評価に関しては、学生委員会等が行う取り組みごとに、学生委員会で毎回自己点検を行っている。また、毎年度、委員会での活動を振り返り、委員会活動全体の自己点検を行っている。さらに、学生支援の適切性について、学生委員会だけでなく大学全体で点検・評価するため、自己点検・評価委員会を通じた自己点検・評価も定期的に行っている。具体的な点検・評価については、次のように行っている。

学生委員会が中心となって取り組む活動に関して振り返るため、例として学生生活に関するアンケートを毎年実施し、学生生活に関する満足度の点検と学生のニーズに合わせた学生支援の評価を行っている（根拠資料 2-33、7-25、7-26）。さらに、学科や専攻科、大学院毎に分けるなど細分化して評価し、それぞれ特徴的な課題や問題を適切に認識している。学生支援の適切性を確保するため、毎月開催される学生委員会での自己点検と評価に加え、日々の学生支援に関する実績報告を月に 1 度の教授会や学科会などで行い情報共有することにより、大学全体で適切な学生支援の点検と評価を行っている。さらに、中期目標や中期計画及び年度事業計画の業務実績報告書をもとに、毎年開催される自己点検・評価委員会を通じて点検・評価に基づいた適切な学生支援の改善策・向上を図っている（根拠資料

1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】、2-16【ウェブ】。

さらなる向上を図る一貫として、自己点検・評価委員会の報告を受けた運営戦略会議から、学生アンケートに加えて、直接、学生と大学側が意見交換する場を設定することが提案され、そのことを踏まえて、学生と大学との意見交換会を実施している（根拠資料 2-32）。

上記の自己点検・評価結果に基づき、毎年度、年度計画を作成して学生支援の改善・向上に向けた取り組みを定め、教授会にて全教職員で共有している。

以上により、学生支援の適切性については、学生委員会および自己点検・評価委員会を通じた点検・評価を定期的に行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており適切であると判断する。

## 7.2. 長所・特色

本学は小規模大学であり、専任教員 1 人あたりの在籍学生数が 7 名程度と少ないため、より細かな学修支援が実現できている。全教員は、オフィスアワーを設定して随時学修に関する学生相談に応じている。また、定期的に開かれる各学科会では、成績不振の学生に関して教員同士で情報を共有して、該当科目の担当者ならびに各学年に配置しているクラス顧問の教員を中心に面談を実施し、問題解決に向けた早期対応が実現できている。コロナ禍では、対面での十分な学修支援が難しいため、授業時間外でも自由に勉強ができるよう E-study によるオンデマンドでの授業動画を閲覧可能としている。また、学生からの質問や相談に対しても随時メールなどで応じている。多くの学生が、授業の予習・復習や国家試験の勉強に図書館を利用するため、図書館は、平日の 8 時 40 分から 21 時だけでなく、土曜日も 8 時 40 分から 17 時 30 分まで開館し、学生が利用しやすい学修環境を提供している。

本学は、小規模大学である利点から、全ての学生に対し、日ごろから教職員の目が行き届きやすい環境にある。台風や地震などの災害時に備え、緊急連絡や注意喚起の連絡を即座にメールで送信し、全学生に対して安否確認できるシステムを構築し運用している。また、地元の警察署とも連携し、定期的な交通安全講習会や犯罪防止教室を実施することで、安心して学生生活を送れるよう支援している。学生のメンタルヘルスに関しては、外部カウンセラーを学生相談室に配置し、プライバシーにも配慮して、学内教員に知られることなく気軽に相談に応じる体制を整えている。

本学は、医療系大学の特性上、卒業生のほとんどは病院などの医療機関や保健所、健診センターなどへの就職を希望し、毎年 100% の就職率を維持している（根拠資料 4-33【ウェブ】）。毎年 4 月に、3・4 年生対象の進路セミナーを実施して、履歴書の書き方や面接の受け方などを指導している。また、主な就職先となる病院や医療機関などの就職担当者に来学いただき、職場紹介なども実施して、3 年生の早い段階から就職に対する意識を高めるよう配慮している。進学に関しても、進路セミナーでの案内や大学院オープンキャンパスを通じて、助産学専攻科や大学院での教育および研究内容だけでなく、その後の進路についても説明を行っている（根拠資料 7-27）。



### 7.3. 問題点

本学の学生支援に特に大きな問題点はないと認識しているが、本学は、愛媛県立の公立大学として、県内就職の促進を掲げており、県内の医療機関や施設とより密接な連携をとりながら、県内就職促進事業の一層の充実を図っていききたい。また、本学は、他大学に比べて学部卒業後の就職率が高く、大学院への進学率が低い傾向にある。本学大学院医療技術科学専攻では、学部1～3年生対象に大学院オープンキャンパスを実施するなどして、大学院進学の特長を伝えながら学部卒の就職とは違ったキャリア形成を提示すると同時に、就業していない大学院生に対する経済的支援の拡充を図り、進学率を向上させることとしている。

### 7.4. 全体のまとめ

学生支援に関して、本学では学生委員会が中心となって、学修に専念できる環境を整備するなどの「学修支援」、学生の健康と安全などを守る「生活支援」、キャリア支援などを行う「就職・進学・卒後支援」の充実に取り組んでいる。これらは、本学の方針として、本学中期計画や中期目標および年度計画として掲げているほか、本学ホームページにも掲載している。

学生の主体的学修を支援するために、学生専用ホームページや遠隔通信ツールを積極的に活用し、遠隔指導の一層の充実を図っている。

健康上の問題や様々な悩みを抱える学生、あるいは学業成績の不振者に対しては、クラス顧問や科目担当者を中心に個別指導を行い迅速に対応できている。また、両学科で国家試験対策委員を設け、模擬試験の実施や必要に応じて学生が苦手とする科目の補習授業を行うなど、教員一丸となって毎年国家試験合格率100%を目指している。

近年増加している生活困窮学生への支援も、奨学金の案内や個別指導を行うなど、引き続き学生の生活支援を行っており、低い休学や退学率につながっている。

就職支援に関しては、2回にわたる進路セミナーやきめ細やかな進路指導により、毎年就職率100%を達成している。大学院への進学も、進路セミナーや大学院オープンキャンパスを行うなど進学率の促進を行っている。また、卒業後もホームページやホームカミングデーなどを通して、Uターン就職支援や大学院進学支援を行っている。

学生支援に関して、教職員から学生に対する指導や要望が一方向にならないよう、学生自治会や学生代表との対話およびアンケート調査を重視して計画的に意見や要望を丁寧に把握し、学生支援の適切性を検証し、日頃から学生のニーズに合わせた適切な改善を心掛けている。本学は、小規模大学である利点と、医療系大学ならではの特色を生かした支援を充実させていくこととしており、学生支援の面からも大学基準に照らして良好といえる。

## 第8章（教育研究等環境）

### 8.1 現状説明

#### 8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、「生命の尊重」を基本理念として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的としている。

大学の理念のもと、各学部、専攻科、研究科の教育目標の実現に向けて学生が安心安全に学修に専念し、教員が十分に教育・研究を行うことができるよう、運営戦略会議により教育研究等環境の整備に関する方針を以下のように定め、その内容は中期目標、中期計画に反映している（根拠資料 8-1【ウェブ】、1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】）。

#### <教育・学修環境>

質の高い学修、実習のための良好な施設、設備の提供と、自主学修意欲を喚起するための演習室、図書館等の整備を進めるとともに、教員の更なる教育力向上を図り、学生の教育・学修環境の充実に取り組む。

1. 良好な学修環境を維持・確保するため、講義室等の施設設備を計画的に整備・充実させるとともにアクティブ・ラーニングスペースの拡充を図る。
2. IT環境の整備とデジタルコンテンツを活用した教育の推進を図る。
3. デジタル専門図書について、利用者の要望を踏まえて導入を図る。
4. 教員のデジタルリテラシー等向上に努める。

#### <研究環境>

教員の研究能力の維持・向上に向けた研鑽の機会を確保するとともに、組織的に研究水準の向上に取り組む。学内外の競争的研究資金の確保や保健医療福祉現場との共同研究の充実に積極的に取り組むとともに、学際的な研究活動の推進を通して、組織的に研究活動の活性化を図る。また、適正な研究活動を継続して行うため、研究倫理の徹底した遵守と倫理審査体制を維持する。

#### <施設設備>

良好で安全な教育研究環境を保持するため、施設整備を適切に維持管理し、長寿命化計画に基づく計画的な整備を行う。

1. 老朽化した機能を良好に維持するため、長寿命化計画に基づく計画的な施設設備の整備・修繕を行う。
2. 施設設備の整備について、安全維持や障がい者利用の観点のほか、教育研究機能、

地域貢献活動における必要性を十分に検討し、優先順位を見極めたうえで計画的に実施する。

これらの方針については、教授会等で情報を共有するとともに、ウェブサイトで教職員、学生及び社会に公表している。

### 8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の施設は同一敷地内にあり、校地面積は30,737㎡で、校舎面積は15,491㎡である。本学の収容定員は学部400人、研究科16人で、設置基準上必要校地面積は4,000㎡、また、設置基準上必要校舎面積は5,785㎡であり、それぞれ規準を満たしている。講義室・演習室・学生自習室の総数は62室、その総面積は5,765㎡である。主な建物は、管理棟、図書館、本館（南棟・北棟）、別館、福利厚生棟、体育館及びサークル棟で、構造は鉄筋コンクリート造りである。本学の教育用施設は本館と別館で構成している。講義室は13室（本館12室、別館1室）を設置し、本館の南棟と北棟に、小講義室8室（66～103㎡）、中講義室3室（126～156㎡）、大講義室1室（209㎡）、別館には、大講義室1室（214.2㎡）を設け、主に学部学生用の講義・演習等に使用している。実習は専門職養成には不可欠であるため、看護学科・臨床検査学科合わせて実験実習室として29室（実習室17室（16～281㎡）、実習準備室12室（23～103㎡））を設けている。情報科学演習室（149㎡）にはコンピュータ53台、プリンター3台を設置しており、講義以外の時間帯は学生が常時利用している。また、17室ある演習室のうち、本館には学生が自由に使用できる演習室を8室（23～53㎡）設けており、学生がグループ学習等に利用している。また、開放的な学生ホール（150㎡）や学生自習室（49㎡）を南棟に設けており、多くの学生が休息、交流その他に利用している。別館には、ゼミナール室3室（64～82㎡）、大学院生室1室（90㎡）、演習室2室（42.4～82㎡）、多目的室（131.2㎡）を設けている。ゼミナール室は主に大学院生の講義・演習に使用している。大学院生室には、大学院生各自の机及びコンピュータ10台を備えており、大学院生が研究活動等に利用している。同室には共同利用できるプリンター2台、大型の書架、洗面台等も設置している。（大学基礎データ表1）

施設、設備等の安全及び衛生は、学長を責任者とした衛生委員会が年2回施設の巡視を行い、設備の衛生、安全に改善の必要が認められた場合には、改善を指示している（根拠資料8-2）。令和4年度には、施設建設後35年を迎えることとなり、校舎等の施設・設備も老朽化が進んでいる。しかしながら、大学と愛媛県の連携により、学生や教職員のみならずその他の大学施設利用者に対する安全性に配慮した教育研究環境の提供、学生が十分に修学、課外活動ができるようなスペースの確保と維持管理、教員の研究を支援できるような体制整備等が維持できている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

本学は、障がい者へ配慮したバリアフリーの考え方を基本とした施設・設備の整備を実施している。具体的には、外部アプローチから建物への入口の段差解消のためのスロープを設け、身体障がい者等専用駐車場は建物の近くに設置し、本館に障がい者用トイレを設置している。別館の建物は、平成22年3月まで愛媛県立歯科技術専門学校として使用されていたもので、大学院開設に伴い県から法人に出資を受けた。3階建てでエレベーターは設置されておらず、別館へのエレベーターの設置などについては検討中である。本館と別館は同一敷地内にあり、障がい等によりエレベーターを必要とする場合は、本館を利用して講義・演習を行うなどの対応をすることとしている。また、障がいのある教職員に聞き取り調査を行い、希望により施設改修、運用の変更を行っている。

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報倫理、情報セキュリティの確保>

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器に関しては、情報基盤（情報システム及び情報ネットワーク）及び情報セキュリティの安全かつ円滑な整備・維持・管理・運用を行うことを目的として情報基盤センターが組織され、学内のネットワーク環境整備の促進、学生のパソコン必携化への提案、遠隔授業実施にかかるシステムの構築、ICT等機器・備品等の整備が行われている。学内のネットワーク環境については、従来の有線でのネットワーク環境に加え、構内全体のWi-Fi環境の整備を進め、令和3年度には構内全体でWi-Fi環境が整った。学生の情報教育の場として情報科学演習室（149 m<sup>2</sup>）にはコンピュータ53台、プリンター4台を設置しており、講義以外の時間帯は学生が常時利用し、ウェブを利用したオンライン教育も可能にしている。構内のWi-Fi環境の整備は、COVID-19対策として遠隔授業と対面授業が同日に実施される場合や、自宅にネットワーク環境が整っていない学生への対応に、有効に活用することができた。

教職員及び学生の情報倫理に関しては、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の円滑な運用と保護に取り組むための方針として、情報セキュリティポリシーを定め（根拠資料8-3）、実施手順として情報基盤及び情報セキュリティ対策に関する規程を定めている（根拠資料8-4）。情報ネットワーク運営規程（根拠資料8-5）、情報ネットワーク学生利用要領（根拠資料8-6）等を作成し、学生及び教職員に周知している。さらに学生に対しては、情報科学（両学科1年生必修）において情報倫理の教育を行っている。教職員には、情報セキュリティ研修会やセルフチェックを通して周知を図っている。また、情報セキュリティを所管とする情報セキュリティ委員会と運営組織としての情報基盤センターを設置し（根拠資料8-7、8-8）、具体的に起こった問題点に対しては最高情報セキュリティ責任者（学部長）を中心とした情報セキュリティインシデント対策チームを設置し、情報セキュリティインシデントへの対応、再発防止策の立案及び実施、その他各種指導を行うことにより、情報セキュリティインシデントの拡大及び再発を防止している。また、個人情報の保護については、本学法人が愛媛県個人情報保護条例の適用を受ける地方独立行政法人であることから、同条例を遵守するとともに、大学独自の情報セキュリティポリシー、情報基盤及び情報セキュリティ対策に関する規程、電子情報の分類及び持ち出し基準、公立大学法人愛媛県立医療技術大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程などを定め情報の

取り扱いに遺漏のないよう対処している（根拠資料 8-3、8-4、8-9）。

学内施設の改修・修繕などについては希望調査も行い、優先度に応じて図書館、視聴覚機器の整備、基礎看護実習室の修繕、情報科学演習室・講義室のパソコン更新、講義室プロジェクター更新、別館へのLANケーブル敷設およびネットワーク環境の整備、講義用音響設備の修繕、別館講義室へのパソコン・プロジェクター配備および更衣室の改修、小動物室の空調機器の修繕、食堂設備の改修、トイレの改修、地震等災害に備えた校舎窓ガラスの落下防止フィルムの貼付、ラーニング・コモنزの設置、全館の冷暖房を行う吸収式冷温水機の更新などを行い、良好な学修環境の保持・整備に努めている。

#### <学生の自主的な学習を促進するための環境整備>

学生の自主学習環境整備のために、講義のない時間帯に演習室を学生に開放するとともに、平日夜間と土曜日の学生の自主的学修に対応するため、図書館開館時間に合わせて隣接する講義室を職員の管理のもと学生に開放を行い学修場所の提供を行っている。構内のWi-Fi環境の整備は、自宅にネットワーク環境が整っていない学生が自主学修を行う際に有効に活用されている。学生が集いくつろぐ場として学生ラウンジを設置しているほか、厚生施設として学生職員食堂、売店が整備されており、学生のキャンパスライフをサポートしている。

以上により、本学では、教育研究等環境に関して方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつネットワーク環境を含む施設・設備の維持管理及び充実を絶えず計画しつつ、学生及び教職員が安心安全に過ごすことのできる環境を整備していると判断できる。

#### 8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館は、本館の南棟と北棟を結ぶ中央部3階に位置し、看護学科・臨床検査学科の学生が立ち寄るのに利便性が良い位置に設置している。閲覧座席数は99席で、収容定員の約23%の閲覧座席数を備えているものの、定期試験期間等には、閲覧座席が不足する場合がある。限られた図書館スペースで、どのようにして閲覧座席数を増やすかということについては検討中である。また、ラーニング・コモنز1室、個人学習室2室、AVコーナー、ブラウジングコーナーも設けている。大学設置基準で求められているレファレンス・ルームについては、独立した部屋ではないものの、図書館の入り口付近にレファレンス・コーナーとしてインターネットに接続可能なパソコンを設置し、図書館内の蔵書検索、文献検索用データベースの使用が可能となっている。これらの利用方法、資料の検索等に関しては、近くに職員カウンターがあり、図書館職員がレファレンスサービスを行える体制を整えている。また、設置基準で求められている図書・資料の整理室および書庫は、図書館事

務室と接続した4階にあり、さらに将来的な蔵書の増加を考え、別館に第2書庫を設置し、使用頻度が低い図書・資料等を所蔵している。なお、セキュリティ対策として、防犯カメラを設置している。運営については、図書館長を委員長とする図書・学術委員会で図書館運営に関する協議を行うとともに、図書館改善のためのアクションプラン（根拠資料 3-1【ウェブ】）を作成するなど改善策の検討を行っている。日常業務は、常勤の司書2名、事務職員1名と学生アルバイトを含めた臨時職員で運営している。また、学生協働の観点から「学生図書館サポーター制度」を立ち上げ、図書館業務への協力だけでなく、意見を聴いて図書館の運営改善の一助としている。

学生の学修環境充実のために開館時間の延長・休日開館に取り組み、平日8時40分から21時まで、土曜日8時40分から17時30分まで開館をしており、夜間、土曜日にも図書館利用の希望がある学生・教職員に対応している。地域に開かれた図書館、地域貢献の観点から、学外者も学内者と同じ時間帯での利用を可能としている。

#### <図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

図書および資料の収集方針として、学部学生、大学院生の教育・学修に有益であることを最重要視している。本学は看護師、保健師、助産師、臨床検査技師といった医療職教育を行っており、医療の分野は日進月歩であるため、古くなった図書・資料は一部の歴史的価値を持つもの以外は除籍し、新しい図書・資料との買い替えを積極的に行っている。選書については、学部の各講座、大学院研究科の各専攻の教員に、前期と後期の2回、学生にとって必要性の高い図書の推薦依頼を行うとともに、司書による選書を行っている。また、学生自身が必要と感じる図書を購入する目的で、松山市内の大型書店で学生による選書（ブックハンティング）を年1回開催し、また、図書館にリクエストボックスを設置して学生の希望による選書も行うようにした。

令和3年度における図書・資料収集状況については、図書冊数は68,988冊（うち洋書4,405冊）、分野別に冊数をみると、全蔵書数の50%を医学および看護学の分野で占め、特に看護学の分野の図書が充実しており、また関連分野として福祉関係や心理学などの図書も収集している。雑誌は、看護学・医学の国内雑誌を中心に、約1,000タイトルの雑誌を所蔵している。雑誌の内容では、国内の看護学雑誌は、誌数・バックナンバーともに充実し、また全の看護関係の方々から多くの利用がある。視聴覚資料、医学系、看護系に加えて介護に関するものも収集し1,791点を所蔵している（根拠資料8-10【ウェブ】）。

#### <国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

<学術情報へのアクセスに関する対応、学術情報の処理・提供システムおよび電子情報の整備状況>

館内に情報検索端末用パソコンを5台設置し、さらに、情報検索が可能な貸出用ノートパソコンを6台保有している。これらのパソコンでは、OPAC（Online Public Access Catalog）による蔵書検索が可能なほか、「医中誌Web」、「JDream3」、「CiNii（サイニー）」、「メディカルオンライン」、「最新看護索引Web」、「CINAHL with Full Text」、「MEDLINE with Full Text」、「PubMed」、「Google Scholar」などのデータベースの利用提供を行って

いる。上記のデータベースに関しては、自宅学習を促進するため本学学生には学外でも利用できる環境を整え、文献情報へのアクセスを可能としている。その他、ILLシステム（図書館間相互貸借システム NACSIS-ILL：Inter-LibraryLoan）を利用し、参加機関と文献複写及び相互貸借の相互協力を行っている。

以上により、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整え、それらは適切に機能しているといえる。

#### 8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備
---------------------------

<大学としての研究に対する基本的な考えの明示>

本学の理念・目的の中で、“地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする”と研究に関する大学の基本的な考えを示している（根拠資料1-2【ウェブ】）。

また、第3期中期目標では「研究」について、

- (1) 研究水準の向上と成果の還元：保健医療福祉の分野に関する基礎的な研究に加え、研究の成果を広く社会に還元でき、国際社会にも通用する学術的研究成果の産出に向け、教員の研究能力の維持・向上に向けた研鑽の機会を確保するとともに、組織的に研究水準の向上に取り組む、
- (2) 研究活動の活性化・適正化：社会の要請に応える多様な研究成果を産出するため、学内外の競争的研究資金の確保や保健医療福祉現場との共同研究の充実に積極的に取り組むとともに、学際的な研究活動の推進を通して、組織的に研究活動の活性化を図る。  
また、適正な研究活動を継続して行うため、研究倫理の徹底した遵守と倫理審査体制の整備を図る。

として、研究の目標を明確に示している（根拠資料1-14【ウェブ】）。また、これらの目標達成のための中期計画を立てて教育研究活動の促進を図っている。（根拠資料1-15【ウェブ】）。

<研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援>

研究費については、講座研究費として教員研究費が各講座に配分され、大学における継続した研究を保証する重要なものとなっている。平成21年度には教員1人あたり162千円あった教員研究費は、法人化を契機に財源確保に努力した結果増額され、現在は教員1人あたり約600千円になっている。（大学基礎データ表8）講座間・学科間の研究的連携及び学際的な研究活動を推進することを目的に、学内研究の活性化を図り、次世代を担う研究者を育成するため、教授以外の教員に対して学内での競争的教育研究助成費5,600千円を確保して希望を募り、学内審査（プレゼンテーション）を経て大型研究・一般研究・小

型研究を採択し支援を行っている（根拠資料 8-11）。教育研究助成費への申請は、毎年 7～12 件あり、書類審査及び研究計画・方法等のプレゼンテーションの審査を経て毎年 7～11 件が教育研究助成費を獲得している。教育研究業績についてはデータベース化されており、教育・研究、社会貢献に関する実績を本学ウェブサイト公開している。競争的資金の確保の方策として、科学研究費補助金の申請に備えて、科学研究費補助金獲得実績及び審査経験のある学長、学部長、事務担当者等を講師として、「科研費獲得のための研修会」を毎年実施するとともに、経験の浅い若手教員に申請書の書き方などを教示するブラッシュアップ委員会を設置し、採択に向けた取り組みを行っている。

<ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制>

平成 28 年度から TA 制度を導入し、令和 2 年度は、医療技術科学専攻の大学院生 1 名が TA に登録し、臨床検査学科生の教育の補助を行った。令和 3 年度は医療技術科学専攻 2 名、看護学専攻 2 名の大学院生が TA として学部生の教育の補助を行った。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制>

専任教員の研究室は、総数 43 室である。教授・准教授・一部の講師は個室研究室（16.8～18.1 m<sup>2</sup>）、一部の講師・助教は共同研究室（2～4 名；33.3～57.3 m<sup>2</sup>）が与えられている。各研究室の照明、空調、居住性は優れており、机、椅子、ミーティングテーブル、書架、電話、ロッカー、洗面台等を設置している。また、看護学科及び臨床検査学科のそれぞれの共同スペースには、ミーティングテーブル、コピー機、大型プリンター、シュレッダー、書架、共同利用できるコンピュータやプリンター等も設置している。さらに、臨床検査学科では、教員及び大学院生の研究活動のための施設として分析系実験研究室（66 m<sup>2</sup>）、機能系実験研究室（54 m<sup>2</sup>）、形態系実験研究室（66 m<sup>2</sup>）、病原系実験研究室（66 m<sup>2</sup>）を保有している。精密機器室（46 m<sup>2</sup>）及び共通機器室（46 m<sup>2</sup>）には共同利用できる大型機器等を設置している。細胞培養用無菌室（38 m<sup>2</sup>）、オートクレーブ等を設置した洗浄滅菌室（45 m<sup>2</sup>）、低温実験可能な低温室（22 m<sup>2</sup>）も保有している。動物実験のために、吸気・排気フィルター付空調設備、24 時間タイマー付照明設備、オートロックシステムを備えた小動物管理室（47 m<sup>2</sup>）も保有している。看護学科教員が使用する研究活動のための施設としての実験研究室は保有していないが、教員及び大学院生の共同研究活動の場として本館に 8 室ある演習室を利用している。教員は、学内における講義・演習、学内外の実習のほか各種委員会等による時間的制約があるものの、平成 22 年度より裁量労働制を適用しており、個々の教員は、研究専念時間について工夫をしながら確保している。これらにより、ここ数年、科研費をはじめとする外部競争的資金獲得状況は増加傾向にある。オンライン教育を実施する教員からの相談対応、技術的な支援は情報基盤センターが担っており、オンライン教育に関する情報は、学内総合情報管理システムで教職員が共有している。



以上により、教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備され、教育研究活動の促進を図っているといえる。

#### 8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
-------------------------------

##### <規程の整備>

研究活動における不正行為の防止等については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」をもとに、公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程を定め、学長を最高管理責任者、事務局長を統括管理責任者、学部長を研究倫理教育責任者とするなど大学全体の管理責任主体の明確化等を図るとともに、研究倫理教育方針を定め教職員及び学生に示している（根拠資料8-12【ウェブ】、8-13【ウェブ】、8-14【ウェブ】）。また、科学研究費等の公的研究費に係る不正行為の防止体制についても、公的研究費の不正防止に関する基本方針、研究費取扱要領、研究費補助金取扱要綱を定め、最高管理責任者を学長、事務局長を統括管理責任者、学部長を研究倫理教育責任者とし、学内における責任体制を明確にして管理運営体制を整えている（根拠資料8-12【ウェブ】、8-15【ウェブ】、8-16【ウェブ】、8-17【ウェブ】）。研究活動における不正行為の防止等については、教職員対して教授会で指針を示すとともに、社会に公開している。

##### <教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）>

不正防止のための研修会出席を義務づけており、研究活動の行動規範の周知については、新任教員オリエンテーション、教授会及びその他研修会において説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載し、教員、学生がいつでも閲覧できる環境を整え、全教職員に対して不正防止に必要な措置を講じている。また、研究活動に携わる教員にコンプライアンス教育としてAPRINeラーニングプログラムの受講を徹底している。

学生への研究倫理教育については、1年次に開講される「生命倫理学」（必修科目）において研究倫理教育の必要性を考える場を設けている。実験や卒業論文執筆などにおいては、科目担当教員や指導教員による指導を実施し、責任ある研究行為を行う上で必要な知識の教授とサポートを行っている。大学院生への研究倫理教育としては、医療倫理学特論において教授し、コンプライアンス教育としてAPRINeラーニングプログラム受講を指導している。

##### <研究倫理に関する学内審査機関の整備>

研究倫理審査委員会は、6名の学内委員に加え、外部委員として利害関係のない分野の学識経験者1名、法律を専門とした学識経験者1名で構成されている。委員会は毎月1回開催され、申請に対して倫理審査を実施し、教授会で報告している（根拠資料8-18【ウェブ】）。令和3年度倫理審査件数は22件であった。

動物実験委員会は、動物実験を行う者又は見識を有する者、その他の優れた見識を有する者6名で構成されており、動物実験等の実施に関する規程に基づき、実験・実習や研究に使用する小動物の取り扱いや管理を適正に行うため、動物実験計画書により申請されたものについて審査及び助言を実施している（根拠資料 8-19【ウェブ】、8-20【ウェブ】）。また、実施者を対象に毎年度初めに説明会を実施するとともに、自己点検・評価報告書を作成し外部に公表している。

以上により、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

#### 8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では教育研究等環境に関する方針を運営戦略会議が定め、中期目標、中期計画に基づき教育研究等環境の整備目標と計画を明らかにし、取り組みを進めている。また、各年度の教育研究等環境の整備に関しては、毎年作成する年度計画に基づき実施され、教授会などを通して情報共有している（根拠資料 2-14【ウェブ】）。

教育研究等の環境整備の点検・評価は、大学・学部・学科・研究科・専攻・助産学専攻科・委員会等の各単位で行われるとともに、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価するために設置された自己点検・評価委員会及び運営戦略会議により毎年行われている自己点検・評価結果（業務実績報告書）の中で「総括と課題」として改善すべき事項を指摘している（根拠資料 2-16【ウェブ】）。この改善すべき事項については、各部、各委員会、各センターで協議し、運営戦略会議での協議を経て改善に取り組む体制となっている。改善の状況は、次年度以降の自己点検・評価結果（業務実績報告書）において再評価している。

#### 8.1.7 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

本学の COVID-19 への対応の概要を「本学における新型コロナウイルス感染症対策の取り組み」に示す（根拠資料 2-31）。COVID-19 への教育研究環境の整備は、迅速な対応を求められた状況であったため、危機管理委員会および運営戦略会議が中心となって、大学執行部主導で対応を行った。教育の維持のために遠隔授業を迅速に導入し、必要な ICT 環境整備を行った。BCP など各種規程の整備や大学内の衛生環境設備の整備、在宅勤務制度の導入、実習教育の維持のための大学独自の PCR スクリーニング検査など、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施を維持するための様々な取り組みを行った。その結果、コロナ禍前後で、保健科学部、保健医療学研究科、助産学専攻科学生の年度ごとの GPA の平均はいずれにおいても大きな変化は見られなかったため、教育環境の整備が教

育の維持に一定の効果を生んだとも考えられるが、遠隔授業に関する学生や教員のアンケートからは、様々な声が寄せられたため、必要に応じて今後の教育環境整備に反映したいと考えている。(根拠資料 4-37、4-38)。

## 8.2. 長所・特色

令和2年度に情報基盤(情報システム及び情報ネットワーク)及び情報セキュリティの安全かつ円滑な整備・維持・管理・運用を行うことを目的として情報基盤センターを組織し、学内のネットワーク環境整備の促進、遠隔授業実施にかかるシステムの構築、ICT等機器・備品等の整備が一元化され、整備等が急速に行われるようになってきた。

研究費補助金の申請に備えて、科学研究費補助金獲得実績及び審査経験のある学長、学部長、事務担当者等を講師として、「科研費獲得のための研修会」を毎年実施し、経験の浅い若手教員に申請書の書き方などを教示するブラッシュアップ委員会を設置し、さらなる外部研究費採択に向けた取り組みを行っている。

## 8.3. 問題点

本学の教育研究等環境は、現在のところ概ね妥当であり、特段のトラブルもなく推移しているが、経年劣化により改修を必要とする施設・設備が年々増加している。今後、施設・設備の改修及び増加してきた研究に関する設備の整備が検討課題である。本学の学生教育では、臨地実習を通じた学修や技能修得を主眼としているため、教員の半数以上は臨床現場での指導あるいは実習先への巡回指導を行うことで教育効果は上がっているが、その反面、教員の研究専念時間が確保できない状況にある。

## 8.4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を実現するために教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、必要となる校地・校舎・図書館の設備を整え、研究支援の体制も概ね整備できている。

施設・設備の整備については、毎年問題点を明確にしたうえで、定期的な協議の中で予算配分、補助金の活用等も含めて検討され、計画的に実行されている。研究においては、ますます学術研究活動が活発になり、教員の研究を支援できるような体制整備の一層の強化が必要となってきた。また、研究不正が生じないように研究倫理の遵守を学部・各学科、大学院においても啓発を怠ることなく、大学を上げて取り組んでいる。

教育研究等環境の整備は、大学の理念・目的を実現するために不可欠な整備であり、多様な社会変化に対応すべく整備を継続していく。

## 第9章（基準9：社会連携・社会貢献）

### 9.1. 現状説明

#### 9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

学則（根拠資料 1-2【ウェブ】）に定める本学の理念・目的「地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与する」に基づき、社会連携・社会貢献に関する方針を、「地域に開かれた大学として、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与するため、大学の教育研究機能と地方自治体をはじめ地域の関係機関・団体等との連携強化を図ることにより、医療の高度化、地域ニーズの多様化に対応し、県民の要望に応じることができる質の高い保健医療従事者の育成、レベルアップに貢献するとともに、県民及び保健・医療・福祉専門職の交流の拠点としての役割を担う」と定めている（根拠資料 9-1【ウェブ】）。この方針は、学内総合情報管理システムを通じて全教職員に周知するとともに、教員全員が出席する教授会で共有され、本学ウェブサイトで公表されている。

以上により、大学の理念・目的を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針が明確に定められており、その方針は全教職員に共有されるとともに本学ウェブサイトで適切に明示し公表しているといえる。

#### 9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制  
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進  
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

社会連携・社会貢献に関する方針を達成するために、中期計画（根拠資料 9-2【ウェブ】）を作成し、数値目標等を定めた上で、地域交流センターが中心となって取り組みを行っている。

大学と学外組織との連携体制として、看護協会、臨床検査技師会などの職能団体や愛媛県、市町と連携協定を締結（根拠資料 3-3、9-3、9-4）するなどして、事業ごとの役割を明示し、連携・協働を行っている。実施体制としては、地域交流センターが主な役割を担っているが、地域交流センターの役割としては、保健・医療・福祉に関する人材育成、調査研究、相談支援、情報発信、その他の大学の地域貢献に関する事業を担うことである（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

教育研究成果の還元に関する具体的な取り組み実績としては、関係機関等が開催する講座や研修会での講師の派遣は、年平均 170 件（中期目標の数値目標年 100 件以上）、公開講

座・出張講座の開催は年平均 11.7 件（中期目標の数値目標年 10 件以上）、このほか、技術指導、助言、患者・家族会やNPO等への支援、県や中予地域（設置地域の近隣市町）の医療・保健・福祉に関する計画策定、関係団体の委員、学術集会や保健医療機関から委嘱されたボランティア活動など、各教員が関係機関・団体の要請を受けて地域貢献を行っている。また、看護職や臨床検査技師等専門職からの研究・研修・データ分析・検査技術など個別相談に対して、各教員が専門性を生かして支援を行っている。教員の論文を掲載している大学紀要をホームページで公開し、愛媛地区共同リポジトリ（データベース）に登録するなどして教員の研究成果を情報発信している（根拠資料 9-6【ウェブ】）。

表 県内保健医療職研修会への講師派遣：数値目標 年間 100 件以上  
(件)

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
講師派遣件数	223	177	158	164	145	153

表 公開講座、出張講座の開催回数：数値目標 年間 10 回以上  
(回)

年度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
回数	14	13	12	12	9	10

さらに、地域貢献を行う中で、愛媛県の現状を把握し、明らかになった課題に対して新規事業を企画し実施している。

例えば、平成 27 年度から 29 年度には、国の補助金である「地域医療介護総合確保基金」を得て、地域性や高齢化率、社会資源などに課題が見られる西予市と協働し、平成 30 年度から令和元年度には、「保険者機能強化推進交付金」を得て今治市と協働して高齢者の地域包括ケアシステムの構築に向けて人材育成を行った（根拠資料 9-7、9-8）。この事業は愛媛県・市町村・大学が三位一体となって実施した事業である。事業終了後にも、参加者は自身が所属する組織において研修会を継続し、習得した技術や知識の発展に努めている。また、本事業は関連学会において成果の発表を行うなど、本学の研究活動の推進にもつながっている。

また、平成 25 年度から継続的に中予保健所と協働して、思春期教育に関する調査研究を行い（平成 15 年、21 年、27 年、令和 3 年）、その研究成果を反映して性教育パッケージ教材の作成・改訂を行っている（平成 21 年、28 年、令和 4 年）（根拠資料 9-9【ウェブ】）。これらの情報提供と合わせて参加者のニーズに合わせた思春期スキルアップセミナーを行ってきた。加えて、令和元年度からは、本県唯一の助産師養成機関として、母子の地域包括ケアシステム推進に関する調査研究（根拠資料 9-10、9-11）やシンポジウムを開催し、母子の切れ目のない支援に向けて、県内の養護教諭、保健師、助産師の人材育成と関係づくりを行っている。

平成 22 年度から県教育委員会主催の「えひめ高校生サイエンスチャレンジ（JST 事業「サイエンス・パートナーシップ・プログラム）」の生物コースを、本学教員が協力して実

施してきたが、平成26年度に事業が終了した。本学が実施している生体機能実験は、医療系の分野を志す高校生にとって興味関心が高いものであるにもかかわらず、教育現場での実施がほぼ不可能な状況であること、また、応募者数は定員の数倍という高いニーズがあったことから、平成27年度から本学主催で「えひめ高校生生体機能プログラム」として継続的に行っている（根拠資料 9-12【ウェブ】）。

教育活動の推進では、本学の設置地域である砥部町と連携協力協定（根拠資料 9-4）を締結し、連携協力事項の一つである「教育、医療及び公衆衛生の向上に関すること」に基づき、保険健康課、学校教育課との連携事業として本学の公衆衛生看護学実習を受け入れていただいている。これは砥部町第2次健康づくり計画の重点目標に沿った「次世代の健康づくり」をめざした保険健康課との協働として位置付けられている。これにより、現在コロナ禍で社会的要請の高まっている公衆衛生看護活動を担う保健師教育課程の令和5年度からの履修学生数の制限撤廃にもつながった。

地域交流としては、学生ボランティア登録サイト（根拠資料 9-13【ウェブ】）を活用し、学生への地域貢献活動を促進している。これまでに「リレーフォーライフ」、「第17回全国障害者スポーツ大会“愛顔つなぐ愛媛大会”」、「西日本豪雨災害支援ボランティア」、「がん征圧全国大会」等に積極的に参加した。

また、上述した砥部町との連携協力協定（根拠資料 9-4）の連携協力事項「地域交流に関すること」に基づき、近隣住民による新入生ウェルカムパーティの開催や学生祭への屋台出店を得ている。そして学生ボランティアが砥部町主催のこども防災ワークへの参加、砥部町総合防災訓練に訓練運営スタッフとして参加するほか、砥部町選挙管理委員会の要請により選挙啓発活動に学生が従事するなどして双方向に交流を深めている。

図書館事業として、地域住民への平日夜間・土曜日の図書館開放、夏季・春季期間における閲覧席開放、データベース・電子ジャーナルの利用、入館手続きや図書借出券延長手続きの簡素化（根拠資料 9-14【ウェブ】）により図書館内のサービス向上を図っている。コロナ禍においては、地域住民の学習を支援するための夏季及び春季の閲覧席開放サービスを休止したが、図書館へ足を運ぶことの難しい方へのサービスとして図書館資料宅配サービス（根拠資料 9-15【ウェブ】）を行った。また、「愛媛新聞」に掲載された県内医療に関する記事見出し検索サービス（根拠資料 9-16）を学内限定で公開し、医療情報の提供を行っている。

国際交流としては、平成28年には、カリフォルニア州立大学サクラメント校に短期海外研修（根拠資料 9-17【ウェブ】）を実施した。平成30年に相互交流への発展を目的に高雄医学大学との間で「学术交流に関する協定書」（根拠資料 9-18）を締結し、短期海外研修（根拠資料 4-19【ウェブ】）を実施した。令和2、3年度はコロナ禍で中止を余儀なくされているが、高雄医学大学への応援メッセージ動画を送付して交流を継続している。

そのほかにも、平成30年7月の西日本豪雨では、地域交流センター長を中心に教員が被災地に赴き、支援ニーズを聞き取り、教員の派遣や学生ボランティアの派遣を行った。このように地域のニーズをいち早く把握し対応している。令和元年12月に発生したコロナ禍においても、令和2年度に本学・愛媛県及び松山市との3者協定（根拠資料 9-3）を締結し、新型コロナウイルスの感染拡大を見据えた保健所の体制強化に資するため、教員（保

健師)を松山市保健所の積極的疫学調査や自宅療養者などの健康観察を行うために派遣した。加えて県からの派遣要請に応じて、宿泊療養施設に教員(看護師)を派遣した。また、県及び松山市からの要請を受けて、松山市を中心に4市の新型コロナワクチン大規模接種会場に教員(医師・看護師)が応援出務を行った。

令和3年には、愛媛大学大学院医学系研究科と愛媛県立衛生環境研究所、県立医療技術大学、岡山理科大学獣医学部の4機関が包括的連携・協力協定(根拠資料 1-17)を締結し、今後は県内の感染症研究推進や人材育成を行う予定である。

以上により、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、地域のニーズや社会情勢に応じて必要な学外組織との連携・協力協定を締結するなどして、学外機関、地域社会との連携により取り組んでいる。特に、地域包括ケア、思春期スキルアップセミナー、えひめ高校生生体機能プログラムやコロナ禍に対応した活動は社会的要請を踏まえて事業展開を行っており、それらの活動は本学の教育活動の発展にもつながっている。従って、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると考えられる。

### 9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の社会連携・社会貢献については、その取り組みの中心を地域交流センターが担っているため、地域交流センターが中心となってその活動の定期的な点検・評価を行っている。

地域交流センターは、年に1回教員各自から1年間の社会貢献活動について報告を受け、地域交流センター活動報告書(根拠資料 9-12【ウェブ】)を作成しホームページで公表している。また、運営戦略会議(内部質保証推進組織)の構成員である委員と地域交流センター長で構成する地域交流センター運営会議を開催し、社会連携・社会貢献についての1年間の事業評価(根拠資料 9-19)を行っている。

点検・評価の観点としては、事業内容、実施状況、参加者数、参加者及びスタッフの評価、効果などについて評価して課題等を抽出し、次年度計画の策定に活用し、本学の社会連携・社会貢献の企画・運営を行っている。

各事業に関しては月に1回地域交流センター会議を開催し、それぞれの事業の企画担当者で連携し、事業が円滑に進められるよう企画・運営を行い、実施後は事業ごとの活動報告書の作成や、参加者及びスタッフにその都度アンケート調査を行い評価を行うと同時に、次年度に向けた課題の洗い出しを行い次年度に申し送っている。次年度の担当者はそれを受けて改善点を考慮して企画・運営を行うというようにPDCAサイクルを回している。

点検・評価の結果を踏まえ、社会連携・社会貢献に関わる改善・向上に取り組んだ事例としては、例えば、地域包括ケアを支える人材育成等支援事業では、地域交流センター事

業の一つではあるが、円滑な推進を行うため学内の臨時委員会として位置づけ、事業を推進するために必要な人材の配置や環境を整えるなど体制を整備し事業を推進した。平成27年度から29年度に西予市で行った人材育成は、研修会を中心として本学教員の研究成果の還元を行い、西予地域の関係職種の人材育成を行った。その評価を踏まえて、平成30年度から令和元年度には今治市で、アクションリサーチの手法を用いて、より関係機関の専門職と地域住民が協働して主体的に地域包括ケアシステムの推進が行えるような人材の育成を行うことができるように、専門的知識や技術を有する教員を委員に加え臨時委員会の組織の再編を行った。

また、自己点検・評価委員会を通じて、本学が掲げる中期計画、年度計画に沿った社会連携・社会貢献活動の自己点検を毎年度行い、(根拠資料 3-5【ウェブ】)、教授会、自己点検・評価委員会、運営戦略会議で評価結果や課題等が報告・審議され、その結果に基づき次年度の計画立案(根拠資料 9-20【ウェブ】)を行うことで、社会連携・社会貢献活動のPDCAサイクルが回るようになっている。

以上により、社会連携・社会貢献については、地域交流センターがその活動の自己点検・評価を事業毎、教員毎、委員会毎等で行いながら、自己点検・評価委員会における自己点検・評価において、中期計画や年度計画に沿った定期的な自己点検・評価を毎年度行っている。その評価結果は教授会、自己点検・評価委員会、運営戦略会議で報告・審議され、その評価結果に基づき、運営戦略会議から課題や方針、実施指示等が提示され、これを受けて、地域交流センターが中心となって次年度活動の改善向上の取り組みを行い、本学における社会貢献・地域貢献活動のPDCAサイクルを回している。

従って、本学は社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると考えられる。

## 9.2. 長所・特色

本学は愛媛県が設置主体であるため、広く県民の保健・医療・福祉に関するニーズに対応することを使命として活動を行っている。前回の認証評価の時点では、個々の教員による社会連携・社会貢献が主流であったが、平成28年以降、愛媛県や市町、職能団体との連携協定の締結や、個々の教員による社会連携・社会貢献活動の中から、地域の課題を明確にし、高齢者や母子を対象とした地域包括ケアに関する人材育成事業を推進するなど組織として地域貢献に取り組む活動へと広がりを見せている。また、思春期スキルアップセミナーのように、保健所と協働して調査研究を行い、その成果を用いて教材を作成し、思春期教育に携わる専門職に周知し、経年的に調査・改訂を繰り返すといった活動を通して、思春期の子供にかかわる専門職(養護教諭、助産師、保健師など)が他機関と連携し、組織的かつ継続的に思春期教育を実施するための拠点となっている。さらに、砥部町との連携協定では、地域住民の保健・医療福祉に関する学びの機会を確保し、地域住民との双方向の交流が推進されており、さらには、次代の保健・医療・福祉を担う人材養成を行う本学の教育活動の推進にもつながっている。県立大学で地域からの期待や信頼もあり、地域のニーズや社会的な要請に応じた活動の展開を行えているところが長所と考える。



### 9.3. 問題点

特になし

### 9.4. 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針が明確に定められており、その方針は学内総合情報管理システムや教授会を通じて全教職員に共有されるとともに、本学ウェブサイトにも明示し適切に公表している。

社会連携・社会貢献活動の実施体制として地域交流センターがその主な役割を担っており、社会連携・社会貢献に関する方針を達成するために、大学と学外組織との連携体制として、職能団体や愛媛県、市町と連携協定を締結するなどして、事業ごとの役割を明示し、連携・協働を行っている。本学では、地域の関連機関からの「要請を受けた活動」を通して、あるいは、西日本豪雨やコロナ禍においては即座に現地に向かい、県の現状（ニーズ）を把握し、明らかになった課題に対して「大学発信の活動」にも取り組み、積極的に地域貢献に寄与している。

以上により、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると考えられる。

点検・評価は、本学の社会連携・社会貢献活動の中心を担う地域交流センターがその活動の自己点検・評価を事業毎、教員毎、委員会毎等で行いながら、自己点検・評価委員会における自己点検・評価において中期計画や年度計画に沿った定期的な自己点検・評価を毎年度行っている。その評価結果は教授会、自己点検・評価委員会、運営戦略会議で報告・審議され、その評価結果に基づき、運営戦略会議から課題や方針、実施指示等が提示され、これを受けて、地域交流センターが中心となって次年度活動の改善向上の取り組みを行い、本学における社会連携・社会貢献活動のPDCAサイクルを回している。本学は社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上により、本学の社会連携、社会貢献の水準は大学基準に照らし良好であると考えられる。

## 第10章（基準10：大学運営・財務）

### 10.1. 大学運営

#### 10.1.1. 現状説明

##### 10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

#### ○大学運営に関する方針及び周知について

大学運営に関する方針については、業務方法書（根拠資料10(1)-1【ウェブ】）で基本方針を明確にし、大学の運営に関する方針（根拠資料10(1)-2【ウェブ】）により具体的方針を明示している。これらは、学内総合情報管理システム（根拠資料1-13）に掲載するとともに、大学の運営に関する方針については、教授会において学長から全教員および事務職員に周知を図り（根拠資料10(1)-3）、外部へは、本学のウェブサイトで公開している（根拠資料10(1)-4【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。

#### **業務方法書**

##### 《業務運営の基本方針》

- ・法人は、地方独立行政法人法第25条第1項の規定により愛媛県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

##### 《内部統制に関する基本事項》

〔以下省略〕

#### **大学の運営に関する方針**

##### 《運営体制》

- （1）**理事長を中心とする組織体制の強化**：理事長（学長）が、法人運営及び大学の教育研究の中心として、強いリーダーシップを発揮し迅速に責任ある意思決定を行うとともに、内部統制等のマネジメント機能を充実させることにより、主体的かつ組織的な運営を行う体制を強化する。
- （2）**開かれた大学づくり**：大学運営に外部有識者等を登用するほか、学生や保護者の意見を幅広く聴取して大学運営に反映させ、開かれた大学づくりを推進する。
- （3）**地域や社会に貢献する大学づくり**：大学の強みや特色を生かした医療福祉分野をはじめ、地域や社会への貢献活動を拡充するため、県や市町との協働事業の実施、大学間連携や高・大連携による相乗・補完的な活動の展開などに意欲的に取り組み、公立大学の役割を発揮するとともに、大学の教育研究力の強化につなげる。

##### 《教育研究組織》

デジタル化・ICT活用などの教育研究・学修を取り巻く様々な環境変化に対応するため、時代に則した効果的・効率的な教育研究活動を進める。

##### 《人事》

教職員の業績を適正に評価して、人事・給与に反映することで意欲や能力の向上につなげるとともに、優秀な教職員の確保を図るため、人事制度の弾力的な運用を行う。

##### 《運営業務》

社会ニーズの変革により多様化、複雑化する大学運営業務を限られた人員で効率的、効果的に執行するとともに、教職員の働き方改革を実践するため、業務プロセスの大胆な見直し、ICT・AI技術の活用、業務担当の専門化・分業化、教職協働などによる業務改革に取り組み、教育及び研究の更なる充実と、働きがいと働きやすさの実現を図

る。

#### 《自己点検・評価の実施》

大学運営、教育研究活動及び社会貢献等について、定期的に自己点検・評価を実施し、PDCAサイクルを用いて改善・改革の内部質保証に努めるとともに、愛媛県公立大学法人評価委員会による評価を毎年度受け、その指摘や課題の改善に取り組むことで大学活動の質向上を図る。また、定期的に外部評価機関による評価を受け、学内にフィードバックする。

#### 《危機管理・人権》

近年の大規模災害や世界的な感染症などの未曾有の事態を教訓に危機管理体制の拡充を図るとともに、日頃の安全衛生管理等に努め、安全、安心な教育研究環境を確保する。また、人権の遵守やハラスメント防止に関する社会的な意識改革を踏まえた学内啓発に努める。

また、第1章で説明したとおり中期計画（根拠資料1-15【ウェブ】）及び年度計画（根拠資料1-16【ウェブ】）は、中期目標（根拠資料1-14【ウェブ】）を実現するための大学全体のマネジメントに係る具体的運営方針を示したものでもあるが、中期目標においては、

#### 中期目標

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### 1 運営体制

##### (1) 理事長を中心とする組織体制の強化

第2期中期目標期間中に充実させた組織体制を更に発展させ、理事長（学長）が、法人運営及び大学の教育研究の中心として、強いリーダーシップを発揮し迅速に責任ある意思決定を行うとともに、内部統制等のマネジメント機能を充実させることにより、主体的かつ組織的な運営を行う体制を強化する。

##### (2) 開かれた大学づくり

〔以下省略〕

とされており、これを受けて中期計画及び令和4年度年度計画において具体的な方策を定めている。なお、これらの計画に基づいて、令和4年4月1日には教学マネジメント委員会を設置し、令和4年6月29日には「運営調整会議」の名称をクリエイティブなイメージである「運営戦略会議」へ変更するとともに学長補佐を設置している。

これらの計画の策定に当たっては、各分野の委員会が関与し、自己点検・評価委員会で取りまとめた後、運営戦略会議での管理運営に関する審議、教授会での教育研究に関する審議、大学院研究科委員会での研究科の教育研究に関する審議の後、学長が原案を取りまとめ、法人に設置された経営審議会及び教育研究審議会での審議を経て、理事会での議決により決定しており、これらの過程で全教職員が共有する仕組みとなっている。

これら大学運営に関する方針は、学内構成員に対しては、学内総合情報管理システムにおいて掲示し周知を図るとともに、本学のウェブサイトに掲載し、学内外に向けて広く公表している（根拠資料2-29【ウェブ】、10(1)-4【ウェブ】）。

以上により、本学においては、学長を兼務する理事長が中心となって強いリーダーシップを発揮し、迅速に責任ある意思決定を行うこととし、理事長（学長）と法人組織である理事会、経営審議会、教育研究審議会及び学内組織である教授会、各委員会等との連携・協働体制により大学運営を進めていくことなど具体的に運営方針を明示するとともに、学内構成員に周知し共有できていると判断できる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化及び学長による意思決定との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

①法人の役職者等の権限・役割及び組織について

役員としては、定款（根拠資料1-1【ウェブ】）に従って役員として理事長1人、理事4人及び監事2人を置いている。定款、役員規程（根拠資料10(1)-5）、組織規程（根拠資料10(1)-6）により役員の職務及び権限などを定めている。

《理事長》

- ・法人を代表し業務を総理する。法人の申出に基づき知事が任命し学長となる。学長を兼務するため、理事長（学長）が、最終責任者としての職務と権限を有することは明らかで、教学上においても理事長（学長）としての権限は明確。
- ・法人に設置する理事長選考会議で選考される。同選考会議の運営等に関しては、定款、理事長選考会議規程（根拠資料10(1)-7～9）等に定めているが、教職員の投票による意向調査を実施し、その結果は、選考会議の参考にされる。

《理事》

- ・理事長を補佐して法人業務を掌握し、理事長に事故があるときは、理事長が定めた順序でその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。理事長が任命。

《監事》

- ・監事は、監事監査規程（根拠資料10(1)-10）に基づき法人の業務を監査する。法人の業務及び財産の状況を調査し、監査結果に基づき、理事長又は知事に意見を提出できる。監事は知事が任命。

なお、組織規程でも法人の役員（理事長、理事、監事）及び職員（教員・事務職員）の設置について規定しているが、教員・事務職員は法人の職員をもって充てることとし、その職の職務を具体的に示し、職務に伴う権限を明確に定めている。

また、審議機関については、定款で「理事会」、「経営審議会」、「教育研究審議会」の3機関の設置等を定め、個別規程（根拠資料10(1)-11～13）で運営に関する必要事項を定めている。なお、教育研究審議会は、令和4年度に学外者を2名から3名に増員した。

法人組織を根拠資料2-1に示し、役員名簿を根拠資料10(1)-14に示す（根拠資料2-1【ウェブ】、10(1)-14【ウェブ】）。

## ②大学の役職者等の権限・役割及び組織について

学則（根拠資料1-2【ウェブ】）に従い、組織として学部、学科、大学院、事務局、図書館及び地域交流センターを設置し、職員として、学長、学部長、教授等及び事務職員を設置、各組織の長として学科長、地域交流センター長、図書館長及び学生部長を設置している。また、組織規程において、具体的な職の設置及びその職務を定めている。

### 《学長》

- ・校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ・定款で理事長が大学の長となると規定され、教学上も学長としての権限は明確。

### 《学部長》

- ・学長の職務を助け、学部に関する校務をつかさどる。
- ・教授会を招集し議長となり、検討されるべき教育研究上の諸課題について意見集約を行い、学長に意見を述べる役割を担っている。
- ・学部長選考規程等（根拠資料10(1)-15、16）で選考及び任期を規定。現在の学部長は、法人の理事。

審議機関は、学則で以下の機関の設置を規定し、個別規程で各役割は明確である。

### 《教授会》

- ・教育研究に関する事項を審議するために設置
- ・学部長、教授、准教授、講師（常勤者）及び助教で構成
- ・学長、事務局長は出席して発言することができ、実際には、毎回出席している。
- ・教授会規程（根拠資料2-12）で審議事項等を規定しており、教育研究活動に関し学長が意思決定を行うにあたり、意見を述べる役割も担っている。
- ・学生に関する審議事項（入学、休学、復学、退学、試験、卒業、課程修了及び学位授与、指導及び賞罰等）については、学部長と教授により審議を行っている。

### 《運営戦略会議》

- ・大学全体の内部質保証に責任を負う組織として学長の下に設置
- ・本学の管理運営に関する事項等の企画、審議及び調整を行う。
- ・学長、学部長、研究科長、学科長、研究科専攻長及び事務局長で構成
- ・運営戦略会議規程（根拠資料2-7）により所管事項を規定

### 《各種委員会》

- ・特定の分野に関する重要事項を調査し、審議する。
- ・委員会規程（根拠資料5-6、2-13）で設置委員会及び運営に関することを規定
- ・委員は、教授会及び研究科委員会の議を経て学長が任命

大学の教育・運営組織を根拠資料2-2に示す（根拠資料2-2【ウェブ】）。

## ③意思決定のプロセスについて

学長が強いリーダーシップを発揮するが、教育研究に関する事項は、各分野の委員会、教授会、研究科委員会で協議した後、それらの意見や提言を踏まえて、運営戦略会議で方針を審議し大学としての意思決定を行っている。さらに重要な事項は、法人組織である教育研究審議会で審議し、法人としての意思決定を経た後に遂行する。また、管理運営に関

する事項は、委員会や事務局で協議した後、運営戦略会議で方針を審議し大学としての意思決定を行い、さらに重要な事項は、法人組織である経営審議会及び理事会で審議し法人としての意思決定を経た後に遂行するシステムが確立している。意思決定後は、学長（理事長）が、学内組織や事務局のほか、各種委員会に対して迅速な指示を行っている。各組織が連携して課題に対応し、それぞれが主体的に大学運営に携わっている。

新規採用教員を適性等に応じて各委員会に配置しているほか、これまでも能動的学修推進会議や国際交流委員会など新しい課題に対応した委員会の新設や統合・再編、自己点検・評価委員会を学長直属の委員会への位置づけなど、委員会活動の強化を図ってきた。また、各委員会に事務局職員が委員として参画し、書記的役割にとどまらず、積極的に大学運営に参加しており、教員と事務局職員が情報を共有し、それぞれの役割が効果的に果たせるよう十分な協議検討を行い、事業推進と課題解決に当たっている。

#### ④学生、教職員からの意見への対応

教職員専用の提案箱を設置し、意見に対しては、翌月の運営戦略会議で検討し反映させる仕組みを作っている。（根拠資料10(1)-17）また、学長と学生が意見を交換する場や、学生の自治会との協議の場も設けている。課外活動や学生生活等に関する要望などを聴取する仕組みがあることで、学生の意見を集約し、大学運営に反映させる仕組みがある。

#### ⑤適切な危機管理対策の実施について

《火災、自然災害、その他重大な事件等に対する危機管理》

危機管理規程（根拠資料10(1)-18）及び危機管理基本マニュアル（根拠資料10(1)-19）を定めている。危機管理規程では、職員の責務と対処手順、「危機対策本部」の設置及びその権限と業務内容も定めている。また、危機管理基本マニュアルでは、大学の危機管理の枠組み（基本方針、組織体制、緊急時の広報）等を定めている。さらに、個別の危機管理に関して具体的な対応策を示す「災害対策マニュアル」（根拠資料10(1)-20）や危機別の個別マニュアル等を定めている。また、令和4年度には、業務継続計画（BCP）（根拠資料10(1)-21）を策定したところである。平常時の防火等に関しては、防火等管理規程（根拠資料10(1)-22）を制定し、防火等管理業務に関する必要な事項を定めている。

また、防火消防訓練を年1回、教職員、学生の参加の下実施しているほか、県主催の「シェイクアウトえひめ」にも全学一斉に参加し防災意識向上の啓発に取り組んでいる。

このほか、避難用資機材、備蓄食料及び備蓄飲料水を備えるほか、非常連絡規程（根拠資料10(1)-23）を定め、防災メール等一斉配信システムにより安否確認を行っている。

また、平成23年東日本大震災、28年の熊本地震、30年の西日本豪雨災害を受けて、防災対策委員会を中心に、本学の防災対策について検討を行い、以下の取り組みを行った。

- 災害時備蓄物資の購入と備蓄
- 校舎窓ガラスへの飛散防止フィルムの施工
- STUメール利用安否確認メール一斉発信システムの導入
- 地元砥部町との連携協力
- 災害時用無線LANルータの設置協力
- 図書館書架連結耐震工事
- 教職員防災士の育成

なお、地元砥部町とは、令和2年3月に連携協定（根拠資料9-4）を締結し、災害時に

おける人的支援や砥部町の総合防災訓練への参加など、連携協力している。

#### 《情報セキュリティに関する取り組み》

情報漏えい防止対策要領（根拠規定10(1)-24）で管理体制等を定めるほか、情報ネットワーク運営規程などの各種規程（根拠規定8-5、10(1)-25～27）を制定し対応してきたが、平成26年度には、体制強化及び教職員に対する意識啓発を図るため、情報セキュリティ管理者（学部長）を委員長として、情報セキュリティ委員会を設置（根拠資料8-7）した。また、令和2年度には、本学全体の情報セキュリティの意識向上を目指す根拠となる情報セキュリティポリシーを制定（根拠規定8-3）するとともに、情報基盤及び情報セキュリティ対策に関する規程（根拠規定8-4）により、セキュリティ対策に必要な具体的な体制や実施手順を定めたほか、この規程に基づき情報基盤センターを設置（根拠資料8-8）しており、同センターが情報セキュリティインシデントへの対応、再発防止策の立案及び実施、その他各種指導等を行うことで情報セキュリティインシデントの拡大及び再発を防いでいる。

さらに、教職員を対象に情報セキュリティセミナーを開催しているほか、令和2年度からは、情報セキュリティに関するニュースを学内総合情報管理システムのメッセージを通じて教職員に配布することで、教職員一人一人の意識を高め、セキュリティの向上を確保している。また、文部科学省や愛媛県からウイルスに対する注意喚起があった場合や情報セキュリティ委員会が本学にも危険が見受けられる脅威を見つけた場合、学内総合情報管理システムにて教職員全員に注意喚起及び対策を周知するとともに、該当する脅威が見つかった場合は、速やかに対応を行っている。

#### ⑥COVID-19への対応・対策について

第9章でも触れたが、令和2年春の第1波により入学式中止や前期授業開始延期など未経験の事態に直面し、令和2年9月に新型コロナウイルス感染症対応基本計画（根拠資料10(1)-28）及びBCP（事業継続計画）（根拠資料10(1)-29）を策定、具体的対応手順及び基準を定めた。令和2年12月の第3波では、令和3年1月に、学長から全学生に対して行動規範を訓示し、学外での行動規範にも厳しく踏み込んだ。また、令和4年1月からの第6波では多数の陽性者、濃厚接触者が確認されたことから、感染疑い者や濃厚接触者に対して積極的な学内PCR検査を実施するとともに、感染管理チームE-IMTを設置（根拠資料10(1)-30）するなど、迅速かつ組織的な対応体制を整備している。

##### 《本学のこれまでの取り組み》

##### ○遠隔授業の速やかな導入と機動的な対応

- ・県内大学で最も早い対応

##### ○対面授業の工夫

- ・多人数授業は教室を分けZoomを活用、対面授業等に際し、学内PCR検査を実施

##### ○きめ細かな学生支援

- ・学生専用メール（STUメール）の活用
- ・経済的な困難が生じた場合の支援措置（授業料減免制度、奨学金制度等）の周知

- ・学生の学びを継続するための緊急給付金の活用
  - ・学生のワクチン接種に関する支援・取りまとめ
- 大学内の衛生環境設備の整備（全トイレの非接触化、教室の換気設備の整備など）
- 在宅勤務導入

以上により、本学は、各規程に基づき、理事長が兼務する学長をはじめ各職を置き、運営戦略会議や教授会、各種委員会等の組織を適切に設置し、それぞれの権限や役割、意思決定のプロセスを明確にして、適正な大学運営を図っていると判断できる。また、COVID-19への対応を含めて、必要な規程・マニュアル等を整備し、適切な危機管理対策を実施していると判断できる。

### 10.1.1.3. 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

#### ①予算編成や予算執行のプロセスについて

会計規程（根拠資料10(1)-31）の定めに従って、前年度の11月に理事長が策定する予算編成方針（根拠資料10(1)-32）に基づき編成している。同方針は、運営戦略会議、経営審議会、理事会での審議を経て決定し、理事長から予算責任者である事務局長に通知され、事務局長は、この予算編成方針に基づき年度計画の実施に必要な予算案を編成する。

予算案の編成に際しては、事務局職員が、愛媛県の運営費交付金の予算案を情報収集し、予算編成方針における重点的取り組みや留意事項と運営費交付金の県予算案の額とを勘案し、必要に応じてシーリングをかけて、経費の抑制と新規事業経費の捻出に努めている。

編成した予算案は、運営戦略会議、経営審議会、理事会の議決を経て決定し、決定後は、学内で情報共有するほか、財務会計システムへ登録し、予算執行管理を行っている。

また、学科等の意見や要望を踏まえ、重点課題や緊急課題に対応するため、財源を弾力的に配分し、戦略的かつ機動的・効果的な予算執行に留意している。特に、施設整備に関しては、長寿命化計画を策定し、適切に設備改修を行っている。目的積立金の活用については、運営戦略会議で各学科の要望をもとに優先順位を検討し、事業実施箇所を決定している。学長ほか管理職と学生との意見交換の場を設け、予算編成・執行に反映させてもいる。

予算執行においては、会計規程など各規程（根拠資料10(1)-33～42）に具体的執行手順を定め、これらの規程に従って適切に執行し、予算・経理・出納の各責任者を置き責任を明確にしている。予定価格に応じて取扱方法を区分しており、金額に応じた決裁権限者が決裁し、発注及び支払をしている。原則「支出契約決議・支払伝票作成者」と「納品検収・支出伝票作成者」及び「支払伝票作成者」を別担当としている。

資産や資金の管理・運用においては、たな卸し資産管理規程、不動産管理規程、物品管理規程など各規程で具体的に定めて適切に管理し、「入金口座」、「管理口座」、「出勤口座」の3種類に区分し、さらに目的別に細かく19の口座に分けて管理している。

決算は、運営戦略会議で承認後、監事が監査を行い、経営審議会、理事会の議決を経て



決定している。また、財務諸表を知事へ提出し、公立大学法人評価委員会において審議のうえ、知事の承認を受けている。県監査委員の監査も受けている。

## ②予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定について

予算執行の効果を検証等は、第2章で説明した内部質保証の体制・手順による。本学ホームページの情報公開ページにおいて、財務諸表及び決算報告書等を公開している（根拠資料2-29【ウェブ】、10(1)-4【ウェブ】）。

以上により、予算編成・執行について、明確で透明性のある手続きとなっており、予算執行に伴う効果を分析し、検証する仕組みも適切に執行されていると判断できる。

### 10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

## ①事務組織の構成について

大学の事務組織として学則に規定された事務局を設置し事務職員を置いている。また、組織規程により事務局長を設置し、事務局長は、学長の命を受け、大学の事務を掌理し、部下職員を指揮監督するとともに、理事として法人運営にも携わっている。同規程に基づき、事務局長のもとに、事務局次長、主幹、担当係長、専門員、主任、主事及びその他の職員を置き、事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あればその職務を代理する。主幹は、上司の命を受けグループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督している。

現在、事務局には、経営企画グループと教務学生グループの2グループが設置されており、経営企画グループは、文書管理、人事管理、会計、財産管理、理事会・審議会等の事務を所掌し、教務学生グループは、学生の入学・卒業、教育課程、福利厚生、就職等を所掌している。経営企画グループに8名、教務学生グループに8名の職員を配置し、分担して事務を行っている。また、図書館に司書である職員を含め職員3名を配置している。

## ②職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備と運用状況について

事務職員は、県からの派遣職員、法人プロパー職員、有期雇用職員で構成されている。現在、計画的に法人プロパー職員の採用を進めており、採用は、一般公募による。プロパー職員の採用や昇格等は、職員就業規則（根拠資料10(1)-43）及び職員人事規程（根拠資料10(1)-44）、職員給与規程（根拠資料10(1)-45）に則り行う。

大学事務に精通し、専門性を備えたプロパー事務職員を確保、育成するため、平成25年度に2名、平成27年度に1名、平成30年度に1名、令和3年度に1名採用し、現在5名

(県派遣職員7名)となっている。また、中期計画で大学運営業務の効率化やデジタル化を目指した改革実施を掲げていることから、令和4年度にDXや広報の分野で活躍できる社会人経験者の採用試験を実施したが、結果「該当者なし」となり、来年度に改めて採用試験を実施する。プロパー職員の昇任は、職員就業規則及び職員人事規程に従って、勤務成績の評価に基づいて選考により行うが、職務遂行能力の有無、適性等により判定している。

### ③業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備について

職員の働き方改革と業務のデジタル化を意識しながら、事務の整理統合や決裁手段の簡素化など事務処理の改善を進めるほか、定型的業務や専門的業務について、外部委託や臨時職員等の活用によりさらなる効率化、合理化を進めており、令和3年度にはデジタル技術等を活用した大学運営業務改革実行計画(根拠資料10(1)-46)を策定するとともに、先行実施として、目的積立金を活用してAI議事録作成システムを導入し、業務の効率化を行った。また、この実行計画の基本方針の一つである「働き方改革」を実現するため、令和4年度に事務局職員の働き方改革指針を定め、働きやすさ(職場環境)の改善と働きがい(達成感)の向上の両立を目指している。

また、業務改革の具体化の検討の基礎資料とするため、事務局職員の業務量調査・分析を専門業者に委託し実施したほか、事務職員の在宅勤務制度を導入(根拠資料10(1)-47)した。その他、施設の維持管理等定型業務の外部委託、申請書・届出書等の押印や署名の見直し、学外研修承認願のペーパーレス化を実施した。また、事務局及び図書館の事務所掌を見直し、業務平準化と効率的な事務執行を図るなど経費節減に努めている。

### ④教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)について

事務局職員は、大学の各委員会に委員又は事務担当として関与している。事務局長は、運営戦略会議、自己点検・評価委員会、教員業績評価委員会、危機管理委員会などの構成員となるほか、理事として理事会、経営審議会、教育経営審議会にも参画しており、大学の事務機能が十分に発揮され柔軟に対応できる体制をとっている。

また、教員及び事務職員が一体となって大学運営の効率化や教育研究の充実に取り組むべく情報や課題を共有し、専門性や創意工夫を相互の業務に生かせるよう連携し、効果的に役割を果たせるよう十分協議検討を行いながら事業推進と課題解決に当たっている。

### ⑤人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善について

派遣職員の人事考課は、愛媛県の人事考課制度を適用している。プロパー事務職員へも同人事考課制度を準用して実施し、査定した勤務成績は、職員給与規程に定める基準に基づき、勤務成績に応じた昇給、勤勉手当の支給など処遇に反映させている。

また、有期雇用職員8名に対しては、有期雇用職員就業規則(根拠資料10(1)-48)の中で、無期労働契約への転換制度を整備し、モチベーションの向上を図っている。

以上により、本学では、大学業務を円滑に行える事務組織を編成し、教員と事務職員の

意思疎通が図られ、教職協働の取り組みが効果的に機能していると判断できる。

#### 10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

中期計画においては、教職員の人事に関して、人事考課・業績評価制度を拡充、公平性・客観性を担保しながら、任用や給与に弾力的に反映させ、教職員の勤務意欲の向上と能力の高い人材の採用を図ること、また、プロパー事務職員について、人材育成方針を策定し、研修等による大学事務の専門職としてのスキルアップを計画に掲げている（根拠資料10(1)-49）。

事務職員については、愛媛県研修所が実施する職員研修への参加や一般社団法人公立大学協会などが実施する大学運営に関わる研修や大学職員としての一般研修、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）が実施する大学職員対象の研修に積極的に参加させている（根拠資料10(1)-50）。また、FD委員会主催のFD／SD研修に積極的に参加している（根拠資料6-17）。特に、プロパー職員については、適宜事務分掌を見直し、OJTと公立大学協会や図書館協議会などの外部研修に計画的かつ積極的に参加させ、法人職員としての基礎知識の習得や大学運営の専門性の獲得など資質の向上を図っている。その他、施設管理上、必要となる危険物取扱者乙種の資格取得も支援した。

教員については、FD委員会を中心に、大学教職員の資質向上、授業内容、方法等の教育能力の向上に関する研修会の開催や新任教員を対象とした研修を実施しているほか、SPODを活用した研修を実施している。これらはほとんどがFD／SD研修として開催されるため、事務職員も積極的に参加している。また、教員相互評価のための授業公開制度を実施しているほか、学生の「授業評価アンケート」の集計結果を速やかに教員に返却して活用を促している。

教職員ともに外部機関の研修等への参加を促し、各大学の教職員と情報交換する機会を設けているほか、令和4年度には教職員を対象とするハラスメント実態調査も実施し、ハラスメント防止研修会などにより人権意識の向上も図っている。

また、教員の業績評価は、平成24年度に教員業績評価規程等（根拠資料6-18、10(1)-51）を定め、教員業績評価制度を正式に導入している。教員本人が自己評価し、教員業績報告書を作成した後、学科長の審査、教員業績評価委員会において評価を行い、結果は各教員にフィードバックし、教員の諸活動の活性化を促している。適宜制度を見直しているが、平成30年度に評価制度を見直した際には、教員自身による目標設定と実績評価を導入し、評価の対象（区分）を職位単位に設定した。令和元年度評価からは、目標の達成状況に関する評価を適用している。評価結果は、教授は学部長から、その他各学科長から直接通知するなど、評価制度に対する教員の理解促進に努めている。昇任・昇給などの人事・給与制度を連動させ処遇に反映させるため、評価の高い教員には勤勉手当の支給率を加算

している。また、毎年度、顕著な功績があった職員に対し職員表彰規程（根拠資料6-19）に基づき理事長表彰を行い、平成28年度から令和4年度の間に約30名を表彰している。

以上により、大学運営に関する教職員の資質向上を図るためのFD／SD活動を実施し、教員と事務職員が協働して大学運営を行っていただけるよう措置を講じていると判断できる。

#### 10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

##### ①監査や大学運営の適切性についての定期的な点検・評価について

内部質保証については、第2章で説明したとおり、毎年度、自己点検・評価を実施し、業務実績報告書（自己点検・評価結果）（根拠資料10(1)-52、53【ウェブ】）、財務諸表（根拠資料10(1)-54～59【ウェブ】）及び決算報告書（根拠規程10(1)-60～65【ウェブ】）を作成し、法人評価委員会の評価を受けるとともに、定期的に大学基準協会の評価を受けている。また、監事が、監事監査規程（根拠資料10(1)-10）に基づき法人の業務及び会計全般に対して監査を実施しているほか、愛媛県監査委員の監査も受けている。

##### ②監査プロセスの適切性について

監査システムの中心は、監事監査であるが、監事監査規程において監査の対象・区分・方法を定めている。監査結果は、監査報告書として理事長に提出され、是正又は改善すべき事項がある場合は、速やかに改善の措置を講じて、その結果を監事に回答する。監査報告書は、経営審議会及び理事会で報告される（根拠資料10(1)-66～71【ウェブ】）。

##### ③点検・評価結果に基づく改善・向上

第2章で説明したとおりであるが、加えて、法人評価委員会からの第三期中期目標期間の数値目標に関して「実績に応じた目指すべき目標を設定すべき」との意見を受けて、自己点検・評価委員会で議論を重ね、より高い目標を設定することとした事例などもある。

また、監事監査においては、これまで、業務の実施状況、役員の職務の執行状況、財務諸表、利益処分に関する書類、業務実績報告書、決算報告書の全て「指摘事項なし」の評価を得ている。愛媛県監査委員による監査も令和2年度に受けているが、「良好に実施されている」との評価を得ている。

以上により、大学が適切に運営されているか定期的に点検・評価を行い、その結果を生かして改善・向上に向けた取り組みを行っているかと判断できる。

## 2. 長所・特色

大学運営に関する方針を明確に定め、内外に示し、法人及び大学組織の権限と責任は明確で、理事長（学長）による組織統治ができる体制を整えている。管理運営は規程に基づいて行われ、事務局体制を整備し、事務職員の人事も適正である。毎年度の計画が明確で、学長のリーダーシップの下全教職員が連携協力し、管理運営を円滑に遂行している。

第2章で説明したとおり、日々の内部質保証への取り組み、定期的に行う自己点検と評価及び外部評価を通じた毎年度の内部質保証への取り組み、大学認証評価の受審により大学運営の質保証のためのPDCAサイクルを多重に回して向上を図っている。

### 3. 問題点

事務局職員は、県から派遣される職員と、プロパー職員とで構成されている。プロパー職員は経験年数が少なく、専門的知識の習得や能力開発等に配慮が必要であり、大学事務の中核を担う職員としての成長を支援するため、継続的に大学内外で研修等を行うとともに、今後の職員採用及び事務局体制のあり方について検討していく必要がある。

また、事務局業務の省力化・効率化を進め、専門的な知識の習得や能力開発等に取り組む時間をつくり、事務職員の専門能力の育成に取り組む必要がある。

教育・研究組織としての講座制や研究グループ制についての見直しや将来像を想定した適切な教員配置への検討を進め、教育・研究の更なる充実を図るとともに、大学院生や若い教員の教育や研究に関わる能力の育成と環境整備の積極的推進も必要である。

優秀な教職員の確保は、大学運営の基盤であり、退職者の後任補充はもとより、教育・研究水準の向上を踏まえ、実力のある人材の採用に努めていく必要があるが、採用した教員の教育・研究能力を向上させるシステムを構築する必要もある。

### 4. 全体のまとめ

大学の理念・目的を踏まえた中期目標等を策定し、これを実現するための運営方針を明示している。所要の職を置き、教授会等の組織を設け権限等を明示している。必要な規程を整備し、規程に基づいて適切な大学運営を行っている。また、予算は、予算編成方針に基づき編成され、関連規定に基づき適切に執行しており、執行プロセスの明確化と透明性が確保されている。さらに大学運営に必要な事務組織を整備し、必要な人員を配置している。プロパー職員を計画的に雇用し、将来はプロパー職員中心に運営していくとのビジョンが明確である。本人の意欲や能力の向上を図るため、愛媛県職員の人事評価制度を準用して実施しており、勤務成績に応じた昇給、勤勉手当の支給など処遇に反映させている。

大学運営の点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に行い、運営戦略会議を責任機関としてPDCAサイクルによる向上を図っており検証機能が働いている。また、専門家による監事監査も機能している。小規模大学の利点を生かし、全教職員の目的共有と連携協力を大切に、効率的で円滑な運営管理に努めている。

## 10.2 財務

### 10.2.1. 現状の説明

#### 10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

#### ①中期計画に応じた中・長期の財政計画の策定状況について

第1章で説明したとおり、中期目標（根拠資料1-14【ウェブ】）や中期計画（根拠資料1-15【ウェブ】）は、6年間の予算、財政面での計画を盛り込んでおり、教育研究を安定して遂行するための財政計画となっている。

#### 《公立大学法人愛媛県立医療技術大学 中期計画》

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 外部資金及び自己収入の確保

- ① 教員の外部研究資金の獲得を支援するため、事務局で各種助成金の公募情報の提供や申請手続等の支援を行い、間接経費を適正に管理・執行するとともに、各教員の獲得状況に応じて、教員業績評価等に反映させる。

【数値目標】（省略）

- ② EPU愛顔基金の確保と活用について、目的型基金制度を検討するなど効果的な基金運営を進めるとともに、関係者への情報発信を強化する。また、経営的視点から、収益性も踏まえた資産の有効活用などにより、自己収入の継続的な確保を図る。

##### 2 予算や資産の効率的、効果的な運用

教職員のコスト意識の醸成を図るとともに、大学の管理運営における契約方法及び維持管理経費の見直し等を行い、経費の節減を図る。

#### 第7 予算、収支計画及び資金計画

〔以下省略〕

なお、前身の短期大学開学後34年が経過し、修繕や更新が今後増加すると見込まれ、財政への影響が懸念されるが、令和3年4月に施設の長寿命化計画（根拠資料10(2)-1）を策定し、財政に一度に大きな影響を与えないよう計画的に修繕を行うこととしている。

#### ②各年度の財政計画の策定状況について

中期計画において、令和4年度以降の予算額を試算しているが、各事業年度の予算額は、予算編成過程において再計算し決定するとしている。運営費交付分での対応が困難な経費については、愛媛県と別途協議のうえ県の予算編成過程において決定される。このため、中期計画策定時に各年度単年の財政計画は策定していないが、年度計画（根拠資料1-16【ウェブ】）には、確定後の当初予算の数値を盛り込んでいる。

#### ③県（設置団体）からの交付金支給に関するルール及び経営状況について

設立団体である県から毎年運営費交付金として所要の額が交付されている。この交付金の積算にあたっては、管理費や教育研究費について毎年1%ずつ逡減させるなど、効率化の仕組みが織り込まれているが、法人設立以降、自己収入の増加や経費節減等により、決算は毎年度黒字であり、経営状況は順調かつ適切である（根拠資料10(1)-54～71【ウエ

ブ】)。

以上により、中期計画策定時に6年間の財政計画を具体的に策定しているが、毎年度の予算編成過程においては、県との協議の中で再計算される仕組みで、柔軟な対応を可能とするものであり、安定した教育活動の遂行を図るものとなっていると判断できる。

#### 10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤  
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
評価の視点3：外部資金の獲得状況、資産運用等

##### ①教育研究に充てる財源の維持について

令和3年度末の貸借対照表では、総資産合計は約24億9,556億円で、内訳は、固定資産約21億1,622万円、流動資産約3億7,934万円である。流動資産のうち、現金及び預金が約3億7,783万円。負債合計は約6億5,677万円で、純資産合計は、約18億3,879万円。

当法人の令和3年度の損益計算書における経常収支の状況は、経常収益が約9億8,402万円、経常費用が約9億5,513万円で、経常収支は約2,889万円の黒字となっている。経常収支の状況は、年度によって幅はあるが、平成22年4月の法人設立以降は、建物の改修によって経常収支が赤字になった年度(平成30年度)はあるものの、それ以外の年度の経常収支は黒字となっており経営状況は順調である(根拠資料10(1)-54~59【ウェブ】)。

収支状況は安定的に推移しており、令和3年度の資金期末残高は3億7,782万円で、良好な収支により生じたキャッシュフローを原資として、金融機関等からの借入れはない。財政関係比率においても、大きな変動はなく堅調に推移しているところであり問題はない。

##### ②収入確保の方法(学納金、交付金等)について

学生納付金は公立大学として適正な金額に設定するとともに、学生及び保護者の経済的事情を考慮しながら適切な制度運用と納付指導に努めている。なお、国の高等教育の修学支援新制度に基づく授業料等減免を適切に実施した結果、滞納は発生していない。

県からの令和4年度の運営費交付金は、約7億1千万円。

地方独立行政法人の決算で生じた余剰金は知事承認のもと「目的積立金」として、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に要する経費に法人の裁量で活用できるため、各年度ごとに活用してきたが、令和3年度には、学内Wi-Fiの増設、演習室への空調設備設置、アクティブ・ラーニング用機器や呼吸音聴診シミュレーター・生物顕微鏡の整備などを行うとともに、老朽化した設備・機器の更新を実施した。

##### ③収入の多角化(外部資金の獲得・資産運用等)について

令和3年度決算における経常収入の構造(根拠資料10(1)-58【ウェブ】)は、運営費交

付金収入が70.9%、授業料収入が20.6%、入学金・入学検定料収入が3.8%、受託研究・寄附等収入が1.4%となっているが、財政基盤の更なる安定のため、中期計画に科学研究費補助金などの外部研究資金の獲得を盛り込んでおり、積極的に取り組むこととしている。申請手続等の支援や各種助成金の公募情報を随時教員に提供するとともに、学長や科学研究費補助金の獲得実績がある教員を講師とする学内研修会を実施し、申請時の留意事項及び最新情報の提供に努めているほか、若手研究者が行う科学研究費補助金申請に際して学内ベテラン教員がブラッシュアップして指導する制度も設けている。また、愛媛大学名誉教授の遠藤彌重太氏を研究アドバイザーとして客員教授に迎えアドバイスをいただくほか、教員の業績評価に際して、外部資金獲得を評価項目に掲げるなど研究レベルの向上に努めている。この結果、令和3年度の科学研究費補助金は、13件の継続研究に加え、9件が新たに採択され、教員の研究活動は活発となっている。

また、教員の「研究活動目録」や論文を掲載した「大学紀要」をホームページで公開するとともに、大学広報誌「砥礪」において教員の研究内容を特集し、県内企業、試験研究機関や県内主要医療機関等に配布するなど、新たな受託研究等の獲得にも努めている。

なお、前回の中期計画においては、「補助金申請率80%以上」、「科研費の補助金の採択件数を毎年度新規3件以上、新規・継続合わせて6年間で50件」の目標を掲げて取り組んだ結果、補助金申請率については、令和元年度に未達成であったのを除いてクリアし、採択件数の目標は大きく上回ったところである（根拠資料1-15【ウェブ】、10(1)-52【ウェブ】、10(1)-53【ウェブ】）。

大学独自に競争的研究助成金（560万円）を確保し、主に若手教員への研究助成を行っているが、この助成での基礎研究をベースに科研費に申請し、採択されたケースもある。

このほか、「不動産等一時使用承認事務取扱要綱」（根拠資料10(2)-2）を制定し、平成25年度から施設の一時使用を有料化しており、毎年一定数の利用がある。

資金運用に関しては、地方独立行政法人法第43条により預金、国債、地方債、政府保証債等に限定されているが、流動性の確保のため地銀2行への預金のみ運用としている。

また、平成29年12月に「愛媛県立医療技術大学基金（EPU愛顔基金）」を設置（根拠資料10(2)-3）したが、ホームページでPRするほか、振込用紙を添付した新たなデザインのチラシを大学案内、広報誌、同窓会の会報に同封・送付し、卒業生等にも制度を周知している。これまでに、台湾での研修に対する助成等を行い、令和4年5月1日時点で、422万円の残高となっている。

#### ④経費節減について

経費節減を図るため、コピー枚数の節減や照明の消し忘れの多い教室等での注意喚起の表示のほか、教授会等において、照明や冷房のスイッチオフ励行を注意喚起したり、全教職員に対して光熱水量の推移をグラフ化したものを供覧し、節減・節電の徹底を図っている。社会保険労務士によるコンサルタント業務や清掃の委託、警備の複数年委託、灯油やコピー用紙の単価契約、旧歯科技術専門学校の警備・清掃の一体管理、電力契約の見直しなどにより、経費の削減に努めたほか、非常勤講師のほか特定教員、有期雇用職員等の制度を効果的に活用し、業務の合理化と人件費抑制に並行して取り組んできた。また、令和



2年度には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする愛媛県補助金の交付があり、衛生資材の購入やトイレ洗浄の自動化をはじめとする感染防止対策を行うなど、県から大学に対する必要な補助等も行われている。

以上により、教育研究活動を安定して遂行するための仕組みがあり、必要かつ十分な財政基盤を確立していると判断できる。

## 2. 長所・特色

中期計画で示された財政計画は明確で、大学内外に示しており、予算、事業計画書、決算、業務実績報告書の作成を通じて教職員に周知している。毎年度目的積立金を計上するなど安定した経営を行っており、財政的基盤の確立と適切な予算執行に努めている。財政は安定しており、現状の教育研究活動を遂行するために十分な財政基盤を確保している。

## 3. 問題点

経常収入に占める学生生徒等納付金の割合が24.4%と低く、運営費交付金収益の70.9%に大きく依存している財務構造となっている。事務の効率化を進め、運営費用の節減に努めるとともに、外部資金の獲得や受託研究の確保などに引き続き努力するとともに、寄附金収入や施設貸付収入などの増加と大学全体の研究能力の向上を図っていく。

また、施設設備の維持管理については、長寿命化計画により計画的な修繕を図っていくが、日常点検により軽微な修繕等を適宜実施するとともに、大規模な修繕を要する経費は、設立団体である愛媛県が措置することとなっているため、県予算の獲得に努める必要がある。大学が行う修繕等については、緊急性や重要性を踏まえ必要な経費を予算化するとともに、節約など効率的な執行により目的積立金を準備し、施設の改善を図っていく。

## 4. 全体のまとめ

財政計画については、愛媛県立の公立大学法人という性格上、県の方針に左右される面があるが、適切に策定している。また、各事業年度の予算額については、予算編成過程において再計算されるが、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立していると判断できる。

## 終章

本学は、愛媛県における保健医療従事者の育成拠点として、「生命の尊重」を基本理念として、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目指しており、これを達成することは本学に課せられた使命である。

中期目標に対応する中期計画は5つの大項目から構成しており、「教育研究等の質の向上」、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び当該状況に関する情報提供」、「その他業務運営」について、年度ごとに計画を策定して大学運営を行い、執行状況については年度ごとの自己点検・評価を行って業務実績報告書を作成し、内部質保証に努めるとともに、愛媛県の法人評価委員会において外部評価も受け、これらを公表している。

教育面の成果として、看護師・保健師・助産師の国家試験合格率については良好な結果を残しており、令和3年度には全ての国家試験で100%を達成した。臨床検査技師の国家試験合格率については全国平均を継続して上回ってきたものの、令和3年度に81.5%へ低下した。これについて臨床検査学科で対応に取り組み、国家試験対策の支援の充実などに取り組んでいるところである。4種の国家試験全てで100%を目指し、継続してきめ細やかな教育や学生支援に取り組んでいきたいと考えている。就職率については100%を継続して維持しており、県内就職率については、中期計画に掲げる数値目標の50%を平成30年を除き達成している。令和4年度の県内就職率は60%を超え、県内就職率の目指すべき最終目標を達成したが、県立大学として今後も継続した取り組みが必要であると考えている。その他、小規模校の強みを活かした少人数教育やICTを用いた教育の充実、学生支援、地域交流センターを核とした地域貢献活動、研究活動の強化などそれぞれの業務の充実に取り組んできた。

教員の研究基盤の強化や研究活動については、科学研究費補助金の申請率が令和元年度を除き数値目標である80%を達成しており、採択件数も新規・継続合わせて50件（平成28年から令和3年度の6年間）と、教員数約60名の小規模大学としては良好である。研究活動の活性化の表れが外部資金の獲得という点からも評価できると考えており、引き続き研究基盤の強化や研究活動の活性化に取り組んでいきたい。

また、地域貢献として行政や専門職団体、大学等との連携・協働を進めている。特に、令和4年度には、愛媛県における次世代感染症医療・研究人材の養成に関する包括的連携・協力に関する協定を、本学・愛媛大学大学院医学系研究科・愛媛県立衛生環境研究所・岡山理科大学獣医学部の4者間で締結した。コロナ禍を経験し、感染症を専門とする人材育成の必要性が社会において再認識される中で、本締結は地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与することが目的の本学にとって特色ある大変重要な取り組みであると考えている。

このように、全教職員が協力して中期目標の実現に向けて取り組んだ結果、現在のところ、大学全体としては順調に運営ができているものと認識している。

各分野における主な課題は、各章に改善すべき事項として記述した次の事項である。

第1章の理念・目的については、愛媛県の設置する公立大学法人として、中期目標中期計画を基本とした運営を、第1期、第2期そして現在の第3期まで継続性をもって行っているが、中期期間を超えた長期計画や長期プランについては、設置者である愛媛県と更なる連携をもって、予算措置等実効性のある計画について今後検証していく必要があること。

第2章の内部質保証については、教育の内部質保証のための新たな体制をスタートさせたところであり、これを充実させていく必要があること。教学マネジメント委員会を中心として、学修成果・教育成果の可視化やIRについてさらなる取り組みと改善を進め、教育の質保証を中心とした大学の内部質保証の推進と体制の整備に、さらに取り組むことが必要であると考えている。

第4章の教育課程・学習成果については、学修成果・教育成果の可視化やIRにさらに取り組み、教育課程の適切性の点検評価の改善を進める必要があること。教学マネジメント委員会を中心とした教育の内部質保証の体制を新たにスタートさせたところであるが、特に研究科の学修成果の可視化項目について検討を進め充実を図ること。

第5章の学生の受け入れについては、保健医療学研究科において医療技術科学専攻の入学定員充足率（5年間）が0.40と低く、改善が必要であること。具体的な改善策として、広報活動の強化、教育プログラムの強化（感染症に関する最先端の知識や検査技術を学ぶ「感染症専門検査技師養成プログラム」を開始し、令和5年度は入学者増となった。

第6章の教員・教員組織については、教員の欠員が生じたときに、条件に合致した人材の確保が困難で時間を要する場合があること。教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みについて特に研究科において更なる充実が必要であること。

第7章の学生支援については、引き続き県内就職促進の支援に努めていくこと。

第8章の教育研究等環境については、経年劣化により改修を必要とする施設・設備が年々増加しており、今後施設・設備の改修及び研究に関する設備の整備が課題であること。

第10章の管理運営については、事務局職員の専門的な知識の習得や能力開発等に配慮が必要であること。また、財務については、修繕や更新等を要するものが今後増加すると見込まれること。

これらの課題については、学長のリーダーシップのもと各分野の委員会等を中心に検討を進め、順次改善に向けて引き続き取り組んでいきたい。

令和4年度からは第3期中期目標および中期計画による大学運営をスタートさせた。第1期・第2期の実績を基盤として、教育、研究、学生支援、地域貢献など全ての分野において、着実に充実発展を図りたいと考えており、これまでの取り組みに加えて、内部質保証の充実、自己教育力の強化と実践、自主学修を支援する教育・学修環境の充実、卒後支援等の強化、研究水準の向上と成果の還元、専門職の人材育成支援と協働など地域貢献活動の充実、情報発信の強化、施設設備の更新などに取り組むたい。

今回の自己点検・評価についての貴会の評価を糧として、愛媛県をはじめ関係機関や地

域の協力を受けながら、本学への期待に応えていきたい。